

平成20年9月4日（木曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	13頁
○出席議員	15頁
○欠席議員	16頁
○説明のため出席した者	16頁
○職務のため出席した事務局職員	17頁
○開会宣告	18頁
○開議宣告	18頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	18頁
○日程第 2 会期の決定	18頁
○諸般の報告	18頁
○日程第 3 議案第 78号から 日程第42 議案第117号まで	18頁
○監査委員の審査意見の報告	22頁
○休会の件	23頁
○散会宣告	23頁

平成20年9月8日（月曜日）第2号

○議事日程	25頁
○本日の会議に付した事件	25頁
○出席議員	25頁
○欠席議員	25頁
○説明のため出席した者	25頁
○職務のため出席した事務局職員	27頁
○開議宣告	28頁
○日程第 1 一般質問	28頁
20番 磯 邊 勇 司 議員	28頁
21番 阿 部 春 市 議員	38頁
11番 平 山 秀 直 議員	51頁
6番 伊 藤 永 慈 議員	60頁
○散会宣告	64頁

平成20年9月9日（火曜日）第3号

○議事日程	65頁
○本日の会議に付した事件	65頁
○出席議員	65頁
○欠席議員	65頁
○説明のため出席した者	65頁
○職務のため出席した事務局職員	67頁
○開議宣告	68頁
○日程第 1 一般質問	68頁
2番 井上 浩 議員	68頁
9番 鳴海 初 男 議員	81頁
1番 花田 進 議員	87頁
14番 山口 孝 夫 議員	100頁
○散会宣告	113頁

平成20年9月10日（水曜日）第4号

○議事日程	115頁
○本日の会議に付した事件	115頁
○出席議員	115頁
○欠席議員	115頁
○説明のため出席した者	115頁
○職務のため出席した事務局職員	117頁
○開議宣告	118頁
○日程第 1 議案第78号から議案第117号まで	118頁
○休会の件	118頁
○散会宣告	119頁

平成20年9月19日（金曜日）第5号

○議事日程	121頁
○本日の会議に付した事件	123頁
○出席議員	126頁

○欠席議員	126	頁
○説明のため出席した者	126	頁
○職務のため出席した事務局職員	127	頁
○開議宣告	129	頁
○日程第 1 議案第102号から		
日程第 5 議案第112号まで	129	頁
○日程第 6 議案第109号及び		
日程第 7 議案第110号	131	頁
○日程第 8 議案第105号から		
日程第12 請願第 3号まで	132	頁
○日程第13 議案第111号から		
日程第18 議案第117号まで	136	頁
○日程第19 議案第 78号から		
日程第42 議案第101号まで	138	頁
○日程第43 発議第5号及び		
日程第44 発議第6号	142	頁
○市長あいさつ	143	頁
○閉会宣告	144	頁

平成20年五所川原市議会第5回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成20年9月4日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 79号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 80号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 81号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 82号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 83号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 84号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 85号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 86号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 87号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 88号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 89号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 90号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第16 議案第 91号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第 92号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 93号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 94号 平成19年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第20 議案第 95号 平成19年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第21 議案第 96号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第22 議案第 97号 平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第 98号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第24 議案第 99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第25 議案第100号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第26 議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第27 議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第103号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第104号 五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第105号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第106号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第107号 五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第108号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第109号 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改

- 正する条例の制定について
- 第35 議案第110号 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第111号 財産の取得について
- 第37 議案第112号 字の区域の変更について
- 第38 議案第113号 市道路線の廃止について
- 第39 議案第114号 市道路線の認定について
- 第40 議案第115号 市道路線の認定について
- 第41 議案第116号 市道路線の認定について
- 第42 議案第117号 市道路線の認定について
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 79号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 80号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 81号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 82号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 83号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 84号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 85号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 86号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第12 議案第 87号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 88号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 89号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 90号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 91号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第 92号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 93号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 94号 平成19年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第20 議案第 95号 平成19年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第21 議案第 96号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第22 議案第 97号 平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第 98号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第24 議案第 99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第25 議案第100号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第26 議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第27 議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第103号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第104号 五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第105号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例

- の制定について
- 第31 議案第106号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第107号 五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第108号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第109号 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第110号 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第111号 財産の取得について
- 第37 議案第112号 字の区域の変更について
- 第38 議案第113号 市道路線の廃止について
- 第39 議案第114号 市道路線の認定について
- 第40 議案第115号 市道路線の認定について
- 第41 議案第116号 市道路線の認定について
- 第42 議案第117号 市道路線の認定について

◎出席議員（30名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
13番	田中	賢一	議員	14番	山口	孝夫	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	古川	幸治	議員	18番	秋元	洋子	議員
19番	稲葉	好彦	議員	20番	磯邊	勇司	議員
21番	阿部	春市	議員	22番	桑田	茂	議員
23番	福士	寛美	議員	24番	木村	清一	議員

25番 野呂國四郎 議員
27番 三瀉春樹 議員
29番 工藤武則 議員

26番 加藤 磐 議員
28番 川浪茂浩 議員
30番 葛西収三 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（30名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	宮 崎 堅 治
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会 計 管 理	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太 刀 男
選挙管理委員会 事 務 局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	伊 香 宏
事 務 局 次 長	太 田 昭 市
農業委員会会長	

農 業 委 員 会 長	小 田 桐 宏 之
事 務 局 長	関 秀 三
総 務 課 長	佐 藤 方 信
人 事 課 長	岩 崎 明 彦
企 画 課 長	佐 藤 明 子
財 政 課 長	長 尾 晶 子
市 民 課 長	須 藤 久 男
保 護 福 祉 課 長	工 藤 雄 三
農 林 水 産 課 長	菊 池 司
土 木 課 長	

◎職務のため出席した事務局職員

次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

午前10時07分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。
これより平成20年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番山田善治議員、6番伊藤永慈議員、7番吉岡良浩議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から19日までの16日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から16日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告がありまし
た。報告第13号 平成19年度五所川原市健全化判断比率について、報告第14号 平成19年
度五所川原市資金不足比率について、以上の報告はお手元に配付しておりましたから御
了承願います。
-

◎日程第 3 議案第 78号から

日程第42 議案第117号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入

歳出決算の認定についてから日程第42、議案第117号 市道路線の認定についてまでの40件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成20年五所川原市議会第5回定例会に上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案第78号から議案第96号までの19件は、平成19年度五所川原市一般会計、特別会計及び企業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。

議案第78号は、平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算であります。

議案第79号は、平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第80号は、平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第81号は、平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第82号は、平成19年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算であります。

議案第83号は、平成19年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

議案第84号は、平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算であります。

議案第85号は、平成19年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第86号は、平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第87号は、平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第88号は、平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第89号は、平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第90号は、平成19年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第91号は、平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第92号は、平成19年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第93号は、平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第94号は、平成19年度五所川原市病院事業会計決算であります。

議案第95号は、平成19年度五所川原市水道事業会計決算であります。

議案第96号は、平成19年度五所川原市工業用水道事業会計決算であります。

議案第97号は、平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算であります。ふるさと交流圏民センター事務組合は、当市を含む関係4市町の協議により、本年3月31日をもって解散したところではありますが、地方自治法施行令第5条第2項の規定により、同組合において調製された平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算について、同条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第98号は、平成20年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億1,994万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ264億8,190万円とするものであります。

議案第99号は、平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から5,888万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ86億350万3,000円とするものであります。

議案第100号は、平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に194万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,549万5,000円とするものであります。

議案第101号は、平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に4,430万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,075万8,000円とするものであります。

議案第102号は、五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、認可地縁団体印鑑の登録資格に関する規定を改めるため提案するものであります。

議案第103号は、五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議員報酬の明確化に関する事項を整備するため提案するものであります。

議案第104号は、五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市浦歴史民俗資料館の入館料等を改めるため提案するものであります。

す。

議案第105号は、五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市地域福祉センター多目的ホールの使用料を改めるため提案するものであります。

議案第106号は、五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第107号は、五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市生活支援ハウス居住部門の使用料を改めるため提案するものであります。

議案第108号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会を設置するため提案するものであります。

議案第109号は、五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市十三湖中の島ブリッジパークの使用料を改めるため提案するものであります。

議案第110号は、五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市脇元海辺ふれあいゾーンの使用料等を改めるため提案するものであります。

議案第111号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第112号は、字の区域の変更についてであります。地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第113号は、市道路線の廃止についてであります。道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第114号から議案第117号までの4件は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎監査委員の審査意見の報告

○議長（齊藤一郎） 次に、決算議案に対する監査委員の審査の意見の報告を求めます。
監査委員。

○監査委員（大野欽也） 一登壇一

市長より審査に付されました平成19年度五所川原市一般会計、特別会計及び基金運用状況並びに五所川原市公営企業会計等の決算について、その審査の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計についてであります。歳入歳出予算額313億8,196万6,000円に対し、歳入決算額は304億4,656万6,662円、歳出決算額は301億595万4,132円となり、その差し引き残額は3億4,061万2,530円となっております。

次に、五所川原市特別会計決算についてであります。各特別会計の詳細につきましては省略させていただき、特別会計総括の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算総額216億3,333万7,000円に対し、歳入決算額は208億9,275万2,433円、歳出決算額は210億9,472万1,395円となり、差し引き不足額は2億196万8,962円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計についてであります。病院事業会計では収益的収入の決算額が65億8,915万7,484円で、収益的支出の決算額が73億7,942万4,541円となり、消費税抜きで計算いたしますと純損失額は7億9,556万769円となりました。

次に、水道事業会計では、収益的収入の決算額が15億9,687万1,221円、収益的支出の決算額が14億1,391万4,105円となり、消費税抜きで計算いたしますと純利益額は1億6,110万372円となりました。

次に、工業用水道事業会計決算では、収益的収入の決算額が1億2,037万3,336円、収益的支出の決算額が8,929万4,990円となり、消費税抜きで計算いたしますと純利益額は2,988万5,250円となりました。

以上、決算等の概要について省略して報告いたしました。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等は、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明5日は議案調査のため休会といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、明5日は休会とすることに決しました。

なお、6日及び7日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は来る8日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時29分 散会

平成20年五所川原市議会第5回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成20年9月8日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(30名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
13番	田中	賢一	議員	14番	山口	孝夫	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	古川	幸治	議員	18番	秋元	洋子	議員
19番	稲葉	好彦	議員	20番	磯邊	勇司	議員
21番	阿部	春市	議員	22番	桑田	茂	議員
23番	福士	寛美	議員	24番	木村	清一	議員
25番	野呂	國四郎	議員	26番	加藤	磐	議員
27番	三湊	春樹	議員	28番	川浪	茂浩	議員
29番	工藤	武則	議員	30番	葛西	収三	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者(30名)

市	長	平山	誠敏
副	市長	三上	裕行
総	務部長	宮崎	堅治

財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝 隆
經 濟 部 長	三 上 幸 一
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金 木 總 合 支 所 長	今 壽 生 義
市 浦 總 合 支 所 長	奈 良 勝 義
西 北 中 央 病 院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水 道 事 業 所 長	黒 滝 金 光
会 計 管 理 者	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 部 長	木 下 巽 治
教 育 部 長	福 井 定 治
選 挙 管 理 委 員 会 長	川 浪 太 刀 男
選 挙 管 理 委 員 会 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 長	伊 香 宏
農 業 委 員 会 會 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 會 長	小 田 桐 宏 之
總 務 課 長	関 秀 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信 彦
企 画 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	佐 藤 明 子
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	菊 池 三 司

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第64条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、20番磯邊勇司議員。

○20番（磯邊勇司議員） 一登壇一

傍聴席の皆さん、議場の皆様、改めておはようございます。平成20年第5回定例会に当たり、一般質問の先陣を切らせていただきます自民クラブの磯邊勇司であります。1年ぶりの登壇となりますが、私がこうして議会活動ができるのも、心温まる叱咤激励をしてくださる支持者の皆様、市民の皆様方のお力であると改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、私ごとで恐縮ですが、市民の皆様から応援をいただき初当選したのが11年前の昨日、9月7日でありました。今月でちょうど11年目に入り、一般質問も年に1回はするように支持者に言われ、今回で11回目の登壇でございます。本日も傍聴席の方々が朝早くからおいでになっております。皆さんのようにこうして政治に関心を持つ方が多くなればなるほど、当五所川原市も発展間違いのないと思います。

さて、平山市長は、就任以来、財政健全化に真っ向から取り組んでおられます。その謙虚な姿勢には日ごろから目をはらされている一人です。また、みずから自分の給与カット、それに職員も同調、市財政を幾らかでも好転させようという気持ちには心より敬意を表するものであります。窮屈な財政運営を行うことは、市民にややもすれば不公平感をわかせるものですが、市運営に携わる一人一人が創造力や知恵を働かせ、行政、議会、市民が一体となってこの難局を乗り切る以外に道はないと思いますが、いかがでしょうか。例えば適切ではありませんが、川は上流が濁れば下流も濁ります。まず、上から意気込みを示すことによって、下もそれに触発され、清明な市財政運営となるのではないかと思います。また、よく下流の状況を精査し、わきから流れ込む泥水を排除し

なくてはなりません。平山市長の公約や財政健全化施策の実現を通し、五所川原6万余の市民が魅力と生きがいを共有し合い、幸せを実感できるまちづくりに向けて邁進されることを念じてやみません。また、私も平山市政推進のためにも汗を流しながら、市民の福祉や生活環境などを含めた五所川原市の振興と発展のため努力してまいりたいと思っています。前段が長くなりましたが、質問に入ります。

最初は、雪対策であります。我が青森県、言うまでもなく雪国であります。特に津軽、私どもの五所川原市は雪の多いまちであり、雪国特有の悩みを常に抱えております。除排雪の問題については、本市にとって避けて通れないものでございます。毎年雪処理については、市当局、対策本部、委託業者の御努力や御配慮を十分に認識し、御苦勞のほども痛いほどわかっておりますけれども、次回12月議会となりますと既に今年度の除排雪計画や本部ができることから、あえて今回の質問といたしました。

ここ2年ほど暖冬少雪で経過しておりますので、ややもすれば今冬も少雪と願いたいところですが、計画だけは厳しい受けとめ方をしていたほうがいいのかもしれませんが。当市では、毎年市民生活の安定や交通安全の確保のため、除雪計画を策定し、多額の予算配分により万全を期して臨んでおられるところと思います。そしてまた、市民も行政のみに依存することなく努力しており、いわば官民一体となって厳しい数カ月を戦っているわけであります。しかし、この戦いの中で、新聞の明鏡欄を見るとき、さまざまな意見や要望が数多く寄せられております。また、市民の声として、市の対応や委託業者の対応について、すべてが満点とは言いがたいものもあり、私たちへの協力要請もまたたくさんございます。そのような中、今冬に向けての取り組みや今冬の除雪計画についてお伺いをいたします。

また、大分前の新聞の記事の中で、弘前市が除排雪に対して市民や学識経験者の意見を聞く場として除排雪対策懇談会を新設、その懇談会の意見を参考に除排雪業務の課題を総合的に検証、市民の意見を吸い上げ、できるだけ細やかな対応を心がけ、片や気象条件に大きく左右されることでもあり、そのときには市民に理解と納得していただく。現在も続いているようであります。青森でも雪処理条例などをつくっているとのことです。

そこで、質問ですが、地域の実情に合った除排雪を行うために、町内会の要望や地域住民の除排雪に対する協力及び道路状況、さらには町内連合会などの意見を勘案し、委託業者の自主的判断での除排雪体制がとれる区域を試行的に工区を設定したらと思うのですが、このことについての考えをお聞きいたします。

次に、2番目の生き生きセンターについて質問をいたします。生き生きセンターにつ

いては、昨年第4回定例会でも質問いたしました。実は、私平成12年9月の定例会において、北部地区の振興対策の第3点目として、幾世森の福祉会館、老人憩の家の老朽化に伴い、新築を要望。そして、同じ幾世森地区に新築、昨年4月より供用を開始したわけであります。

そこで、昨年の議会で利用状況や運営のあり方、利用率、収入等について質問したところではありますが、利用率や収入も余り芳しくないとの答弁でありました。利用状況を含めた運営のあり方についても再検討する必要があるとのことでしたが、その後どのように取り組んだのかお知らせ願います。

あわせて、今年度の現在までの利用者数、収入など、当初の予想に比べ実績はどのような状況にあるかお尋ねいたします。

3番目の納税組合について質問いたします。現在五所川原市に納税貯蓄組合が238組合があり、9,187世帯が加入し、納税業務に協力しております。ちなみに、合併時には282組合があり、合併時から見ますと44の組合が解散、廃止したことになります。納税組合の事務費の補助金ですが、昨年、19年度1,983万3,000円から、ことし、20年度1,225万3,000円に、758万円ほど減額されました。

そこで、このままでは奉仕あるいはボランティア活動に等しい状態になっており、解散、廃止する組合も数多くふえることが予想され、危惧されるところであります。納税組合があつて、市税を早期完納してこそ、当市の資金運用により各事業もできることと思います。もし組合がこれ以上解散、廃止することになりますと、個々での納税、口座振替などになると思いますが、未納者が多くなることなど、市の財源確保及び督促においても大変なことになるのではないかと懸念されるところであります。納税貯蓄組合は、当五所川原市の確実な財源確保やコミュニティ維持に大切な役割を果たしている組織でありますので、収納率を高めていく上で補助金などについて見直しが必要ではないでしょうか。理事者側の考えをお伺いいたします。

最後に、町内会や住民協議会の自治運営についての質問をいたします。当市の町内会や住民協議会は、私から見ればしっかりしている町内会が多いと見ています。近年景気の低迷により、商店街、農村部、そして若い人たちの雇用の場も少ないため、最近いま一つ元気がありません。私は、この五所川原市の再生を図る上で、いろいろな諸施策と並んで市民力、町内会の活動の存在が必要と思っております。最近の地方の各市町村の財政は、どこも厳しい状況にありますが、もともと住民自治とか団体自治はこうした町内会などの市民力の結集にあるように思います。地域の清掃や環境美化活動、助け合いや各レクリエーション、コミュニティ活動など、町内会にとっては日常的で不可欠な活

動でございます。五所川原市のすばらしい生活環境を求めて永住していただくためにも、お互いに自分のできる環境美化活動や助け合いをそれとなく参加できる場が求められていると思います。

このようなことから質問いたしますが、町内会への活動について、市としてどのように評価されているのかお伺いをいたします。また、町内会の数と町内会への加入率は現在どのようになっているのか御答弁をお願いいたします。

以上申し上げて、壇上からの一般質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの磯邊議員の雪対策について、このうちの町内会及び地域住民の意見を勘案の上除排雪計画をつくれなかと、答弁いたします。除排雪計画につきましては、冬期間における交通の確保と市民生活及び産業、経済活動の安定を図るため、市並びに市民が互いに協調して除排雪作業を実施するために必要な事項を定めたものであります。また、当市の除雪対象路線の総延長は540キロメートルあり、臨時職員60名、除雪機械等、直営、委託業者合わせて113台で対応しているのが現状であります。除排雪業務におきましては、行政だけの取り組みには限界があり、地域住民、委託業者、行政が一体となって除排雪作業に取り組んでいくことが必要でありますことから、平成15年及び平成18年には町内会長、除雪業者、行政により地域雪対策懇談会を開催いたしましたところ、出席者の方々から多くの御意見、御要望が出されました。これまでこれら御意見、御要望を踏まえ、除雪作業を実施してまいりましたが、今後はこれらを十分に反映させた除排雪計画を策定してまいりたいと考えております。

その次に、町内会活動への評価についてでございますが、町内会活動につきましては、地域住民の親睦や交流のほか、環境美化運動など多岐にわたり取り組まれ、当市の厳しい財政状況の中、市とともに快適、安全、安心で住みよい地域づくりに御協力いただいております。町内会の活動は、住民みずからの生活にきめ細やかに対応できるとともに、住民力による住環境整備の原動力となります。市といたしましては、今後も地域づくりのパートナーとして町内会と連携し、ごみ集積所の維持管理や自主防災など、さまざまな事柄において協働してまいります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 磯邊議員の委託業者の自主的判断で除排雪体制がとれる区域を試行的に設定してはどうかという質問にお答えいたします。

旧五所川原地区の除雪対象路線の総延長は392キロあり、臨時職員39名、除雪機械等、直営、委託業者合わせて89台で対応しているのが現状であります。議員御質問の業者の自主的判断で出動できる区域を試行的に設定したらどうかということですが、降雪量等による委託費の決定方法並びに工区設定が可能かなど、その実施に向けて近隣市町村の委託方法等を調査し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 生き生きセンターの今年度の利用状況及び利用率向上に向けたこれまでの取り組みについてお答えいたします。

生き生きセンターの今年度における現在までの利用状況についてでございますが、4月から8月末までの5カ月間の集計を見ますと、営業日数が59日、入浴施設利用者の延べ人数は男性が673名、女性が1,386名の計2,059名で、1日平均35名の利用となっております。また、入浴券の販売総額は72万650円となっており、1日平均にしますと1万2,214円となります。現状で推移しますと、年度末時点では利用者数は約4,900名、収入は170万円程度となる見込みであります。平成20年度当初予算では、入浴施設の利用者数を1日平均50名程度と見込み、稼働日数を141日として年間の利用者数7,050名、使用料は246万7,000円と見込んでおります。これと今年度におけるこれまでの実績から推計される年間の利用者数並びに収入を比較しますと、約70%程度にとどまることが予想されてございます。また、平成19年度実績が、利用者数は年間で5,136名で、1日平均43名、入浴券販売総額が179万7,600円で、1日平均1万4,980円となっており、これと比較いたしますと20年度実績では利用者数並びに収入は5%程度の減となる見込みであります。入浴施設以外の施設利用につきましては、4月から8月までの利用件数は、休憩室、会議室及び多目的ホール合わせまして38件となっており、平成19年度につきましては年間で134件の利用となっております。

次に、利用率向上に向けたこれまでの取り組みについてでございますが、磯邊議員より昨年の9月定例会におきまして、本施設の利用状況や運営のあり方などにつきまして御質問をいただいております。また利用者の方からもさまざまな御意見、御要望等を賜っております。こうした御意見等を受けまして、本施設の所在地を示す案内看板を2枚設置し、また講師ボランティアによる和布ぞうり作り教室を毎週3回開催しているほか、高齢者の方々初め、市民の方を対象とした教室や各種研修会等を開催するなど、本施設の利用率向上に向けて取り組んできたところであります。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○**財政部長（佐藤茂宗）** 納税貯蓄組合に対する補助金等の見直しの必要性についてお答えします。

御存じのとおり、納税貯蓄組合の補助金支給、算定等に関しては、平成18年度の改正前、収納額に一定の率を乗じていたものでは違法性があるとの判決があったことを受けまして、納税貯蓄組合の活動への影響等を検討し、改正により補助金の支給方法を是正し、現在に至っております。この改正により、今後起こり得る法的に大きな問題点は解消されたわけですが、運営に要した事務的経費相当額の支弁という観点からすれば、改正前に比較して現段階において補助金額の減額支給となった組合が大半を占める状況となっていることは確かかと思われまます。現時点では、法的な観点から見ても、これ以上の予算計上を見込む積算は難しいものと考えられますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○**議長（齊藤一郎）** 総務部長。

○**総務部長（宮崎堅治）** 町内会の加入率等についてお答えいたします。

当市の町内会は267団体が組織され、五所川原地区に183、金木地区に72、市浦地区に12団体がございます。地域によって加入率も異なっております。町内会、町内会連合会及び住民協議会へ町内会加入状況について調査を行った結果、おおよその加入率ではございますが、市全体で約80%、地区別には五所川原地区の中心市街地及び栄地区が約75%、それ以外の五所川原地区が約90%、金木地区が約90%、市浦地区が約95%と把握しております。五所川原地区の中心市街地及び栄地区が他の地区に比べ低い加入率となっていることにつきましては、アパートなどが多く、住民の転入、転出の頻度が高いなど、地域の結びつきが消極的であることが要因の一つであると思われまます。

○**議長（齊藤一郎）** 20番。

○**20番（磯邊勇司議員）** それでは、これから再質問に入ります。

除排雪について御答弁をいただきました。今手元に昨年度、19年度の除排雪事業計画書がありますが、当市の昨年度の場合、直営による除排雪、委託業者による除排雪となっており、市の直営工区以外40工区に区分し、民間業者によって除雪を行っているようであります。直営の場合、昨年度、機械格納庫や隊員の詰所を含むスノーステーションが完成、電話などで苦情対応も行っており、そして合併後18年度が約3,800万円、昨年度が4,500万円、そしてことしも4,500万円の除雪機械を購入して除雪に当たっており、業者と比較してきれいに除雪してくれることから、大変好評のようであります。しかし、委託業者によって作業内容の質にばらつきがあります。委託されている工区は、原則として変わらないために、作業の粗末な業者が担当している工区の住民は、毎年大変な苦

痛を味わうこととなります。改善してほしいという声が後を絶ちません。しかし、私は業者間の技術の差もさることながら、むしろやる気の差というものがあるわけではないかと感じております。技術的に難しい作業でもなく、住民の立場に立って考えれば、こんな除雪はしないだろうというケースもかなり見受けられます。とにかく除排雪を徹底してやってほしいということが五所川原市民の雪対策への一番の願いではないでしょうか。特に除雪後に高齢者の玄関前に置いていかれた雪、子供たちや通勤者が悪戦苦闘の通学路、歩道の雪、道幅が狭い各町内の生活道路、これらの状況の打開は、私は細やかな除排雪が大事だと思えますけれども、ことしの冬に対する市の意気込み、決意のほどをお伺いしたいと思えます。

そして、生き生きセンターの入浴者数ですが、旧福祉会館時代、平成10年ごろには週に2回だけで年間約5,000人ほどの高齢者が利用していたわけであります。当時と比較するのは状況などが変わっていると思えますが、せっきゃく5億円以上の多くの建設費を費やした施設であり、大きく改善に向けた対策が必要であると思っております。そこで、先日私も60歳以上の該当者ですので、入浴、利用しに行ってみました。午後の2時半ごろでしたか、お湯の中には75歳ごろの男性が1人しか入っておりませんでした。そこで、入浴後、ホールでくつろいでいた10人ほどの男女の方々に、利用率を上げるため、どうしたらいいのか伺ったところ、「料金が高い」、「晩の時間をせめて4時から7時ごろまでにしてほしい」、「交通の便が悪いので行政バスを出してほしい」、「浴室が寒い」などさまざまな要望、意見が出ました。その中で、「料金が350円では高過ぎる」とのことが一番でしたので、ちなみに他の公営の浴場の料金を調べに私行ってまいりました。お隣のつがる市、合併によって4カ所あるわけですが、すべて320円、10枚の回数券を購入すると3枚サービス、また以前に新聞の見出しの中で田舎館のふれあいセンターの浴場の記事が掲載されていたのを思い出し、そこに行って調べたところ、1人1回280円、10枚の回数券を購入すると2枚サービス、それに60歳以上の方に月8枚の無料券が配布されているとのことでありました。年間9万人から10万人の村民が利用し、年に250万円以上の黒字が出ているとのことでした。そこで、他の温泉施設からの要望もありましたでしょうが、料金を含む幾らかの見直しについて、来年度からでも業者や各関係団体と協議し、再検討する必要があると思うのですが、その辺について御答弁をお願いいたします。

それから、納税組合について再質問をいたします。1回目の質問でも申し上げたとおり、市税は私ども五所川原市の自主財源の根幹をなすものであり、快適なまちづくりを実現するための福祉の充実や教育の振興、各施策の推進に欠かすことのできない重要な

財源で、収納率を高める上で納税組合の果たす役割は大であります。地方分権、三位一体改革を推し進める中、地方交付税が年々減らされ、税源移譲により税収が都市に集まり、地方間の財政の格差、財政難は避けられず、本市の行政運営に多大な影響を及ぼしており、これらのことから納税組合は市税等の収入の確実性と納期内納付に安定した収入確保の観点から、貢献度は極めて大きいわけであります。

実は、7月11日に市の納税組合の総会がございました。当日は、市長さんを初め多くの幹部職員が出席していたわけですが、皆さん方が帰った後、総会の席で各組合長から補助金が少なくなったことからさまざまな質問が出まして、紛糾いたしたところであり、私も次の会議のため途中で退席したわけでございますけれども、事務局は大変であったことと思います。また、毎年5月に五所川原支部の総会が行われるわけですが、各組合長の参加者が少なくなっております。いつも大体これまで40名近い組合長が出席しているのですが、ことしは事務局を含めてもたしか25名の参加者でした。その原因は、やはり補助金が少なくなり、各組合長の意欲が低下したのも原因の一つではないのかなと思います。意欲を高めていただくためにも、来年度の予算を組む際に何かしらしないものか検討していただきたいと思っております。御答弁をお願いいたします。

それから、町内会の加入率ですが、旧五所川原地区、極めて低いと思っております。私は、こういうふうな社会でいろいろな事件が発生しており、お互いに同じ町内会にあっても隣同士知らないということも結構あるよう聞いております。私は、この町内会活動というのは、一つの当市のある意味で活力になっていると思うのであります。これは、もちろん町内会の自治の問題であります。今のいろいろな環境整備、それから清掃、ごみの収集の問題、街灯、それらをすべて税で補うというのはなかなか難しいことであると思っております。そうなりますと、やっぱり町内会の皆さんが自主的にそういう運動に参加する、それがこれからの自治のあり方ではないかと思っております。

今ごみの収集のことを話ししたわけですが、ごみの収集箱はほとんど町内会で設置し、町内会費で補っているわけで、会以外の方がそれを利用しているところもあります。それも決まった日時以外、しかもごみの分別も行っていない。朝早くからカラスのたまり場になっており、町の方々はごみの収集で苦情がたくさんあります。

また、行政連絡員ですが、当市では町内会に行政連絡員の推薦をお願いし、辞令を交付して月に2回市の広報を配布しており、連絡員は受け持ち地域に本来広報などを配達すべきですが、その町内によって各班を利用し、班長が配布している事例も多々あり、その場合、会員以外、広報などが配達されません。そこでさまざまなトラブルが発生しております。市のほうに住民登録に来た方々に積極的に町内会に入会を勧めていただき、

また入会していない方たちにも町内会の活動などに理解、協力していただき、市のほうも町内会と一緒に加入促進を図っていただくということはいかがなものではないでしょうか。あわせて、広報の配布状況も御答弁をお願いいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 磯邊議員の各工区における除雪の丁寧さにばらつきがあると、その解消について市の意気込み及び決意についての御質問でございますが、除排雪作業は直営で実施する工区と業者に委託し実施する工区があり、特に業者に委託している工区については、それぞれの道路の作業条件の難易度にもよりますが、受託業者の除雪に対する姿勢の問題、除雪技術のレベルの格差があることも事実と思われまいます。各工区における丁寧さのばらつきの格差解消の対策といたしましては、指導強化とともに一定レベルに達しない業者には指名選定で厳しい姿勢で対応していきたいと考えております。また、除雪作業後のパトロール等の強化充実を図り、余りにも粗末な場合には業者にやり直しを命ずるなど、適切な除排雪業務を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 生き生きセンターの料金等を含めた運営のあり方の見直しについてお答えいたします。

入浴料金につきましては、議員御承知のとおり、開設準備段階におきまして、市内の公衆浴場業者並びに市老人クラブ連合会を初め、各団体等と数回にわたって協議を重ねまして、利用者をおおむね60歳以上の市民に限定し、入浴料金を350円に設定の上、県の許可を受けているところであります。平成18年度に廃止しました旧老人福祉センターは無料開放ということもあり、利用者の方々には大幅な負担増という状況となりまして、確かに御不満の声もございました。しかしながら、本施設の運営につきましては、利用者と民間の公衆浴場業者双方の立場を尊重しながら運営していく必要がございます。市直営という性格上、民間公衆浴場業者との摩擦、すなわち民業圧迫につながることは回避すべきこととされておきまして、さらには昨今の原油高騰による経費の増大などもあり、料金の見直しは当面は難しい状況でございます。今後は、他市町村の公設による同種の施設の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

入浴施設の使用時間につきましては、現行では午前9時から午後4時までとしており、高齢者に配慮した時間帯と考えてはおりますが、使用時間の延長が利用者の増加につながるかどうかを検討し、その上で必要に応じて見直ししてまいりたいと考えております。

また、市内に居住するおおむね60歳以上という利用者の対象要件の見直しにつきましては、市内の公衆浴場業者並びに市老人クラブ連合会を初め、各団体等と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

高齢化の進展に伴いまして、高齢者の介護予防や健康増進、さらには生きがいづくりの場として本施設を高齢者の方々に有意義に活用していただくことが本来の望ましいあり方であり、本施設の活用につきましては行政主導ではなく、老人クラブ初め、利用者の方々が主体となって独自の発意により各種行事や研修会などさまざまな活動に積極的かつ有効に活用していただければと考えております。いずれにいたしましても、多大な公費を投じて建設した施設でございますので、本施設が有効に活用されるよう、運営のあり方について各団体と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、磯邊議員におかれましても今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 納税貯蓄組合に対する補助金で、検討できる何かはないのかという点についてお答えします。

議員御指摘のとおり、市税は自主財源の根幹をなすものであります。また、収納の確実性、納期内の安定収入の面からも納税貯蓄組合の果たす役割は大変大きいものがあると認識しております。法的な観点から組合に対する現在の予算計上以上の補助はできませんが、改正時に推定された予算が改正後3年を経過し、予算の積算がある程度確定してまいりましたので、今年度の決算状況、そして支給査定等の内容を精査し、議員御質問の趣旨も考慮しながら、現行の法的な予算積算の範囲内で今後については検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 町内会への加入促進の取り組みについてお答えいたします。

町内会は民間団体であり、加入も住民個人の判断によるものであるため、行政による加入への積極的な働きかけは難しく、限られてまいりますので、町内会による加入促進活動に期待をしているところでございます。町内会加入促進への市の取り組みといたしましては、転入者及び広報が届いていない市民の方が庁舎を訪れた際、照会により該当する町内会をお知らせするなど、加入率向上につながる環境づくりの継続に努めてまいります。

次に、広報の配布状況についてお答えいたします。広報の配布につきましては、町内会長からの推薦を受け、市長が委嘱した376名の行政連絡員に依頼し、町内会への加入の有無にかかわらずすべての世帯へ配布していただくようお願いしているところであり

ます。現在行政連絡員による広報配布数は、市全体で2万2,530部、地域別には五所川原地区が1万7,790部、金木地区が3,770部、市浦地区が970部となっております。このほか、コミュニティセンター、図書館、公民館、郵便局、エルムの街ショッピングセンターなど、市民の利用が多く見込まれる施設内に広報紙コーナーを設け、都合により広報が届いていない市民の方への配布を試みております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 20番。

○20番（磯邊勇司議員） 3回目の発言をさせていただきますが、答弁は結構でございます。

今当市では、財政健全化を進めており、私の質問、財政のことを思えば、余り前向きな答弁ができない。私も協力している一人としてわかります。しかしながら、私たちは市民の代弁者であり、しかも理事者の皆さんと違って身分が保障されておりません。市長さんも私どもも4年に1度のオリンピック、すなわち選挙で勝って初めてこの議場で質問できるわけですので、その点財政部長、御理解をいただき検討していただきたいと思えます。

まだ持ち時間ちょっとありますので、さて雪の問題ですが、昨年度、一昨年度と暖冬少雪で気温も高く、灯油が高騰する中、暖房費が少なく済んだことは家計を預かる市民にとっては喜ばしいことなのですが、しかしその反面、業者の皆さんは今の社会情勢の中で公共土木工事も大幅に削減され、経済的にも苦しい中、例年どおり機械を準備、保険を掛け、燃料も高騰、オペレーターを待機、去年は数回しか出場できず、委託料も少なかったことから資金繰りにも苦慮し、既に倒産、廃業している業者もいるよう聞き及んでおります。今後は、最低保証などを考えて業者を救済することも検討していく必要があるのではないのでしょうか。

それから、日本の戦後の復興に尽力し、衣服も食料もままならない時代、頑張ってきた高齢者の方々や、今後次の世代を担う子供たちが夢や希望の持てるような施策を懇願し、あわせて財政の健全化が少しでも早く達成されるために、行政、議会、市民総ぐるみで課題解決に立ち向かうことを肝に銘じ、質問通告を終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって磯邊勇司議員の質問を終了いたします。

次に、21番阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。平成20年第5回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まず、個人的なことですが、私は6月定例会の終わるのを待って、6月20日から25日にかけて海外旅行に行ってきました。オーストラリア大陸のケアンズであります。人生の中で一度はあのオーストラリアをこの目で確かめてみたいと願っていたことがようやく実現したのであります。世界に誇る熱帯雨林の世界遺産は、本当に素晴らしいものでした。東京から6,000キロの旅を楽しみ、気分も新たに帰ってきた次第であります。

そして、先日8月19日には、青森市において市町村合併シンポジウムが開催され、市職員2人と一緒に出席をしてきました。岩手県宮古市の熊坂市長さんが基調報告をし、「改革なくして合併なし」は全国の改革派首長の一人であることを再認識したものであります。合併は、道具であって、目的、つまり手段ではない。したがって、行政改革が必要であるとも言っていました。時間の関係で詳しくは申し上げませんが、当市も合併して3年半になります。このままでよいのか、その検証をするのも必要と思いました。地方分権の時代であり、足元をきっちり固める意味でもぜひこの機会にお願いしておきたいと存じます。そのことを申し添えながら質問に入ります。

質問の第1点目は、ウォーキング大会の開催についてであります。私は、6年前の平成14年6月定例会において、市民の健康志向が高まり、ウォーカーが年々多くなっている、また近隣の市町村でも実施している状況にありますので、(仮称)奥津軽ウォークの実施を提案した経過がございます。しかし、いまだに実現に至っておりません。そうした中で、ことし7月6日には県主催のスポーツ・レクリエーション祭が開催されまして、当市でウォーキング大会が開催されたのであります。私も参加をさせていただきました。総勢450人の参加でございました。もちろん開会式では市長のあいさつもありました。この大会のコース設定や準備は、五所川原歩こう会のメンバーがやっていました。したがって、体制はいつでもとれるものと思います。また、昨日は、「しうらその史跡を訪ねてウォーク」が教育委員会主催で開催されたようです。私に言わせると、これはミクロ的行為と言わなければなりません。先ほども申し上げたとおり、市町村合併して旧市浦の遺跡群や旧金木の太宰文化、斜陽館、そして□野公園を利用したコース設定はいつでもできるものです。また、いろいろなやり方があります。走れメロスマラソンも盛会のうちに終了したようですが、マラソンに参加できないが、歩くのであればよいという市民も多くおられることと思います。市民の健康を願う立場からいま一度お願いするものであります。市の活性化はまずは健康からでございます。本件については、以前から教育委員会に検討依頼をしてきましたので、よい答弁が得られることを期待しております。

質問の第2点目は、自治振興公社のあり方についてであります。当市の自治振興公社

は、平成2年に設立され、その目的は市職員が退職しても年金を満額支給されないので生活を救済するために希望者を雇用する、その内容でありました。ところが、国、政府は職員の天下り防止策として公益法人の見直しをして、ことし12月には新公益法人制度が導入されることになっています。それに伴って、自治振興公社は平成25年度までに公益法人か一般財団のどちらかになるのです。つまりは国の行革に伴って当市が犠牲になるようなものであります。生活保障を天下りと見ているのでしょうか。現在自治振興公社には、市役所OB者を含む24名が雇用されています。管理委託業務は6施設となっています。

そこで、自治振興公社の理事長に質問します。OB者が少ないその原因は何なのか。新公益法人制度に伴う対応についてどのように考えておられるのか。そして、どういう形であれば存続できるのか、その辺も含めて御答弁を求めます。あわせて、行政改革本部長はどのように思っているのか質問させていただきます。

次に、質問の第3点目は、農業行政、遊休農地の実態と今後の対応について質問します。統計上から西暦2025年には世界的に食料難に陥ると言われています。ふえ続ける人口に食料が追いつかない時代が27年後にやってくるそうであります。そのためにも、各国が自給率を高めることが求められています。我が国の対応はこのままでよいのか不安に思っているのは私だけでしょうか。食料自給率50%をどのように達成するのか。これまでも当市の農業についてはいろいろと議論してまいりました。明るさが見えてこない現状と思います。今回は、遊休農地対策一本に絞って質問します。以前からこの対策をしっかりとやるべきであると発言してきましたが、ここに来てようやく国、政府が動き出したので取り上げた次第であります。当市では、平成18年度に実態調査をしていまして、その結果は63.7ヘクタールと集約しています。そして、ことし4月に国からさらに実態調査の依頼を受け、現在調査を進めているようですが、11月までに県に報告することになっています。これに合わせて、今年度中に耕作放棄地解消計画書を作成することになっています。遊休農地が荒れ果て、林野化しているところもあるでしょうし、農地と判断された場合に改善を図ることになっています。8月27日のマスコミ報道にございました。放棄地の営農再開へ農水省が交付金制度を創設する方針を決め、230億円の予算要求をしたとありました。交付金制度が創設され、交付金が来ても、実際問題としてやれるのかといった懸念もございます。何としても魅力ある農業でありたいものです。

そこで、質問しますが、平成18年度の実態調査後の改善対策はどうであったのか。現在調査中の見通しはどうか。そして、解消計画の今後の見通しについて、あわせて質問させていただきます。

以上で1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 自治振興公社の今後等についてお答えいたします。

御質問のように、財団法人五所川原市自治振興公社は、平成2年青森県知事許可により設立され、地域社会の自治振興の推進を図る事業を積極的に行うほか、五所川原市からの委託を受けて公の施設の管理運営事業を行うことにより、市勢の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした市100%出資の財団法人でございます。また、同公社の職員には、市職員OBを有期雇用することにより、公共施設の管理ノウハウがある人材でありながら、人件費を抑制することを企図してスタートしたものであります。しかしながら、当初見込んでいたよりも市職員OBの採用希望者が少なく、その職員不足分を一般からの採用で補わざるを得なかったことから、市職員OBが徐々に退職し、その割合が減少したものと思われまます。

次に、新制度に伴う今後の対応についてでございますが、今般の公益法人制度改革は、これまでの公益法人が設立、運営に関して主務官庁の無限定な裁量権のもとに置かれてきたことへの反省から、設立と公益の認定を分離して、1つ目は法人の設立については登記のみで済むように簡素化し、そのかわり、2つ目として法人に税制面で大きなメリットをもたらす公益認定については民間有識者で構成される委員会において客観、明確な基準のもとに統一して行うという2点が考え方の柱となっており、自治振興公社が該当いたしますいわゆる民法法人は、本年12月1日から施行される公益法人制度改革関連3法により5年間の経過措置期間を置いて、公益法人認定法に基づく法人、一般社団・財団法人法に基づく法人、またはその他の法人へと移行する必要があります。

当市の自治振興公社は、公の施設の受託管理を主な業務として事業を展開しておりますが、平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理手法として指定管理者制度が導入されるに及んで、公の施設の管理に対する規制が緩和され、市の出資比率要件及び受託団体の公共性要件が撤廃されたことにより、これまで同公社が行ってきた業務は、現在では広く民間の手にゆだねることが可能となっております。この意味で、同公社の存在意義は相対的に縮小したと同時に、同公社を市が維持する積極的な理由を挙げることも困難になったことは事実でございます。

次に、どういう形であれば存続ができるのかとの御質問でございますが、公益法人制度改革関連法により、自治振興公社の選択肢としては、1つは青森県公益認定等審議会の認定を得て公益財団法人となる方法、2つ目は同じく同審議会の認可を得て一般財団

法人となる方法、そして3つ目はNPO法人、株式会社等の法人に登録し直す方法が考えられます。平成25年12月1日までの経過措置期間内に、1つ目の認定、もしくは2つ目の認可が得られず、または同期間内に何らの手続もしなかった場合には、当該日をもって法人が解散されたとみなされることとなっております。したがって、自治振興公社理事会では、どの選択肢が妥当かにつきまして鋭意検討を加えているところでございますが、現行の公共施設管理自体がもはや民間開放されていることにかんがみ、公益認定を得ることは困難であり、今のところ一般財団法人として存続するか、NPO法人化または株式会社化が有力な選択肢となろうと考えてございます。

今般の指定管理者制度下において、同公社の活動実態が今後も現状を維持し、完全に民間と一致するならば、市が資本的に関与する形での存続は民業圧迫以外の何物でもなく、総合的に考えた場合、同公社を何らかの形で存続させるにしても、市の関与がない形態での存続が望ましいと考えているところでございます。しかしながら、現在も複数年で管理を受託している施設があること、この先制度改正細部について現在の主務官庁であります県の説明会が控えていることなどから、直ちに具体的方向性を打ち出すことは困難でございますけれども、できる限り早期に結論を得たいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 阿部議員の質問に行政改革推進本部長の立場からお答えをいたします。

行政改革推進本部では、平成18年に第三セクター見直しの一環として財団法人自治振興公社の見直し指針及び計画を策定しております。これまでの答弁で申し上げましたように、同見直し指針及び計画時点におきましても、公社の事業内容から見て公益法人として今後存続することは困難になるであろうとの指摘がなされております。しかしながら、同公社は市が100%の出資をしており、その意思決定は市の職員で構成する理事会で行われ、実質的には市と同視できるほど密接な関係があることから、市の意図に沿った施設管理が行える利点等もあり、その時点では直ちに法人形態の変更あるいは法人の廃止を検討する段階にはないとの結論に達しており、同公社につきましては将来的には財団法人という形態からNPO法人、あるいはより収益を重視した株式会社等の法人形態に改めることも視野に入れながら、当面は法人運営のより一層の効率化を行う方向で改革を推進すると方向づけしていたところでございます。

なお、法令改正等に伴うその後の状況変化につきましては、先ほど公社の理事長答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 阿部議員の御質問にお答えします。

まず第1点は、平成18年度の調査後の改善対策はどうなっているのかという御質問かと思えます。担い手不足や高齢化によりまして、遊休農地は年々拡大傾向となっていることから、当市においては平成18年度に農業委員会を中心に遊休農地の現地調査がなされ、その結果63.7ヘクタールを確認しているところであります。その後、農地の所有者に対して意識調査を行った結果、高齢化や労働力不足、転作の強化、米価の低下のためという回答が非常に多かったところであります。そのため農業者に対し、遊休農地のない農村づくりを目指そうというパンフレットを作成、配布し、地元農業委員や農業委員会で相談を受けているところであります。また、平成18年度において、これに対する認定農業者による農地が10ヘクタールの土地集積がなされ、4,749万円の制度資金が活用され、また平成19年度におきましては認定農業者に対し17ヘクタールの農地取得がなされ、8,448万円の制度資金の活用がなされたところであります。今後とも農業委員会と積極的な連携を図りながら、担い手、認定農業者に対して遊休農地等を含め農地の集積を関係機関協力のもと、農地の流動化を強力に推し進めてまいりたいと強く考えているところであります。阿部議員におかれましても、御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の平成20年度に遊休農地を実態調査されているが、その面積の見通しはどうかという御質問かと思えます。御答弁させていただきます。今年度において、国、県と連携をしながら、市及び農業委員会で遊休農地の実態調査をしております。人力や農業機械ですぐに耕作できる農地は緑、それから基盤整備をすれば使える農地は黄、森林、原野化して農地に戻せない土地を赤に、3段階の分類を行っているところでございます。今後区分された土地につきましては、複数の農業委員で現地を確認し、農業委員会の総会において、非農地とすべきか議決することとされております。この面積につきましては、後ほど農業委員会の会長からも御答弁があると思えますが、平成18年度において調査された63.7ヘクタールであります。今回の平成20年度の調査におきましては、6月と7月にかけて6日間、農業委員会、農林水産課による現地調査を行っておりまして、現在精査中でもありますが、ほぼ同程度の面積となるものと予想されております。このことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が大きな課題であり、先ほども申し上げましたけれども、関係機関、団体が一丸となって取り組んでいかなければならないものと強く思っているところでございます。

次に、3点目の耕作放棄地解消計画と、その解消計画の今後の見通しについての御質問にお答えさせていただきます。国から示されました耕作放棄地解消支援ガイドラインに基づき、市としての耕作放棄地解消計画を平成21年1月31日までに策定し、国へ報告することとなっております。遊休地の面積につきましては、依然として増加傾向にあることから、各地域において法に基づく遊休農地対策を一層効果的に実施することが強く求められているところであります。このため、計画策定に当たりましては、国、県の指導を仰ぎながら、農業委員会、農協等で組織する五所川原地域担い手育成総合支援協議会と積極的な連携を図り、担い手の経営改善支援や担い手の育成、確保に向けて必要な事業を計画的に推進いたしまして、所有者の意向を踏まえ、地域の実情に合った計画を関係機関連携のもとに策定していかなければならないものと思っているところでございます。

次に、今後の計画の見通しにつきましてでございますけれども、解消計画の今後の見通しについて、先ほども述べましたけれども、農業委員会によります農地、非農地の判断や決定を受け、五所川原市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい振興など、特徴を十分に踏まえまして計画に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。阿部議員におかれましても、御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 阿部議員の御質問のウォーキング大会についてお答えいたします。

スポーツは、体力向上のほか、健康の保持増進のみならず、仲間づくりにも大きな役割を果たしており、近年余暇時間の増大や健康意識が向上している中、スポーツ活動への関心はますます高まってきております。ことし7月に開催されました第1回青森県民スポーツ・レクリエーション祭では、当市を会場にウォーキング大会が行われ、団体、一般合わせて400人を超える多くのウォーカーが参加されました。ウォーキングは、だれでも気軽に行うことができ、筋力維持や老化防止、心肺機能を高めるなど、生活習慣病の予防にも役立つ運動として、中高年世代を中心に市民の間にも徐々に浸透し、愛好者もふえていると認識しております。

阿部議員におかれましては、合併前の平成14年第3回定例会においても、今回と同様、ウォーキング大会の開催を御提言され、当時市長並びに教育長が「いつどこでどのような方法なら実現可能かを関係部局と相談しながら前向きに検討させていただきます」と答弁しております。その後、関係者を集めて話し合いを持ったことはあったものの、事業実現には至らず、また市町村合併などもあり、進展を見ないまま今日に至っております。

すことはまことに申しわけなく思っております。

行政ニーズが多様化する現在、行政サービスの範囲もまた拡大傾向にあります。ウオーキング大会については健康づくりの観点からも有効であると考えられます。イベント等、市民参加の催しは行政主導より民間主導のほうが成功に結びつくことも多いことから、五所川原歩こう会が定期的にイベントを展開している中で、今後イベントの規模拡大と定着を図るため、教育委員会としては活用できる補助事業がないか調査などをし、事務的作業やPR等、可能な限り支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 農業委員会会長。

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 農業委員会の会長、随分張り切っているようですから、後で答弁をお願いします。

いろいろと御答弁をいただきました。まず、ウオーキング大会の関係については、教育長からぜひ来年に向けて強力に進めていくということでございましたので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。先ほども教育長答弁ありましたけれども、五所川原歩こう会が非常に何でもできる体制にもうなったんですよ。ですから、やろうと思えばいつでもできるような組織ができるんです。ただ、やるかやらないか、ここだけだと思うので、どうぞひとつ実施に向けて前向きに検討していただきたいと、こういうふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、自治振興公社の今後について、さらに3点質問したいと思います。この自治振興公社、平成2年に設立されたということを先ほども申し上げましたけれども、この当時から県内では三沢市と当五所川原市が設立をされているというふうなことで聞き及んでおります。今いろいろ話を聞くと、三沢市は大分うまくいっていると、こういうふうなことで話聞かされていますけれども、三沢市がうまくいっている事例をぜひ紹介をしていただきたい、こう思います。

それから、2つ目は、市職員退職者の受け皿として、先ほども言いましたとおり、この自治振興公社、そしてもう一つはその後平成12年に制度化されました再任用制度というのがございます。これは、定年延長を相当意識した、いわゆる当時の労働省サイドの制度であって、各市町村ともこれが制度化、条例化されたものと、こういうふうに思いますけれども、この制度、機能しているのか、このことを質問します。

それから、3点目は、今回のように国の行革に伴って地方が判断を求められるような

こういう事例がこれからも予想されるのか。先ほども言いましたとおり、自治振興公社というのは国の職員の天下りが地方にはね返りをして、今の自治振興公社制度を見直さなければならないという、いわゆる犠牲になっている、そういう状況がこれからもこういう事例があるのか、行革本部としてどのように考えているのか。あわせて、適正化要員、それから組織の見直しというのも行革本部として考えておられるのか質問します。

それから、遊休農地の実態について、さらにこれも3点質問します。耕作放棄した場合、耕作できる団体として集落営農、それから転作集団、農地の隣接者というのがあります。企業からの進出として、企業農業法人、特定法人貸付事業があります。青森銀行の調査によると、構造的な不況のため、建設業者も経営難に苦しんで、どの農業分野に参入すべきか、企業そのものが非常に悩んでいるところがあると、こういうふうに言われております。さっき経済部長答弁あったように、担い手育成というのがこれからよりベターなことは間違いのない事実なんです。ところが、なかなかそういかない。改善計画しかり、いろんな団体と協議をしてこれから進めていくというふうになっていきますけれども、この改善、解消計画、大変ではないかと思うにつけ、特定法人貸付事業がこれから農地を守ることから重要な部分になってくるのではないかと、こう思うわけですが、この辺を含めどのように対策を講ずるのかお伺いします。

それから、2つ目は、9月1日号の農業委員会だより、これを見ました。いわゆる8月末現在の農地情報が掲載されていまして、農地を売りたい、貸したい、そして買いたい、借りたいという人に農業委員会ではあっせんする内容となっておりますけれども、これまでの実績はどのようになっているのか、説明を求めたいと思います。

それから、3点目は、ある農家の声として、畑の放棄地に柳が生い茂って、しかも地主が不在というふうなところがあるというふうに聞きました。いわゆる不在地主の対応も今回の対象で明らかになるのかどうか。さらには、地目変更箇所も出てくると思います。これからの部分でありますけれども、どのように把握しておられるのか答弁を求めて再質問とします。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 自治振興公社のこと、それから行革のことです。行政改革推進本部の本部長としてお答えいたします。

まず、阿部議員がおっしゃられる、国、県は確かに公社等かなりの数ありまして、天下り先というとらえ方がされております。つい先般の新聞でも、県のほうの部長級の方が各公社に再就職ということが報道されておりました。当市の自治振興公社はこれとは違っていて、いろんな箱物がございますけれども、公社設立以前は各施設に館長を初め

二、三人の職員がいました。この辺の経費の削減を図るために、市の職員が退職した後、ノウハウを生かしながら管理をしていけば、給料等も3分の1以下に抑えることができ、維持管理ができると、こういう事情がございまして進めてきたわけです。ただ、先ほど総務部長の答弁にもありましたように、自治法の改正によりまして指定管理者制度ができた後は、自治振興公社が全部受託できるという理由はなくなったわけでございますので、今やっている維持管理方法からいけば、民間の方々もできることでございますので、そういう事情は御理解いただきたいと思います。ただ、この後の存続に関しましては、先ほど答弁したとおりでございまして、当時、昨年、その前と公社の理事会の理事を務めている立場のときから、県からの指導もありまして、いずれはこういうふうになりますよという説明は職員の方にもしてございます。指定管理者導入のときも、これからは自分たちの努力によりまして民間のほう、あるいは競争する団体と知恵を絞りながら競争していくことになりますよと、その辺は職員のほうには説明をしております。

次に、定員適正化及び組織の見直しについてであります。行政組織のスリム化や定員管理による職員数の抑制は、財政健全化の重要な事項であると認識しております。定員管理につきましては、市町村合併から現在の3年間で西北中央病院の医療職員を除きますと74名の人員を削減してございます。この数は、平成17年に策定した定員適正化計画の数値目標を28名上回っております。今後も職員数を抑制していく中で市民サービスを低下させないよう努めますとともに、将来的な組織の年齢構成も考慮しながら、職員数の適正化に努めてまいりたいと考えております。

また、組織の見直しにつきましても、部、課の統廃合を含め、協力体制を築きやすい機構改革及び人事制度改革、また業務の民間委託等のさらなる可能性についても行政改革推進本部事務局でただいま検討中であります。今後推進本部での決定を受けまして、10月中をめどに平成22年度に向けた組織、機構案を示したいと考えております。これにつきましては、以前答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） お答えいたします。

三沢市の自治振興公社がうまくいっている事例という御質問でございますが、三沢市と当市の公社の運営上の大きな相違点は、当市よりも三沢市が事業量及び職員数が多いということに加えて、三沢市では自主事業を多く展開しているという点にあると思っております。また、両市とも現在公社の役員は市の職員がそれぞれ就任しておりますけれども、三沢市では行政改革メニューの中で市が関与する公社等の組織の役員として

民間の登用を考えているということをございました。今後の当公社の運営及びあり方を検討する際の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、定員適正化及び職員の再任用制度についてでございますが、議員御承知のとおり、職員の再任用制度は公的年金の支給開始年齢が引き上げられることを踏まえ制定されたものでございまして、定年退職した職員または定年退職日以前に退職した職員のうち、一定の要件を満たす職員を対象としており、任期については1年を超えない範囲内で定め、再任用の上限年齢を65歳としております。これまでの経緯についてでございますが、この制度は地方公務員法の改正により施行され、合併前の旧3市町村において条例化され現在に至っておりますが、この制度により再任用された職員は職員定数としてカウントされることになっております。このことから、市の将来を長い期間担うことのできる人材を確保するため、また組織の年齢構成のバランス等を考慮し、新規採用による職員の補充をしてきたことから、旧3市町村、新市いずれにおいても再任用した実績はございません。なお、県内における他市の状況でございますが、旧3市を除く6市においては、十和田市以外は再任用の実績はございません。今後につきましては、現在行財政改革のもと職員数の一層の抑制に努めているさなかでありますので、職員の採用はこれまでどおり新規採用といたしますが、特別な技術や資格を有する職員が必要である場合は、再任用制度についても検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 先ほど農業委員会の会長に答弁するようにと言いましたが、立ちませんでした。2回目の質問から答弁するそうですから、許可いたします。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） どうもありがとうございます。お許しをいただきましたので、申し上げさせていただきます。

まずは、農地移動適正化あっせん事業の内容と実績についてを申し上げます。農地移動適正化あっせん事業は、農用地の買いと売り、また貸しと借り、また交換したいとの要望がございますと、農家とその間に立って私ども農業委員会が農地経営の規模拡大などにつながるように農用地の権利移動を方向づけとして私どもはやっておるわけでございます。

御質問のこれまでのあっせん事業の実績ですが、平成17年では所有権移転が102件、61.5ヘクタール、賃借権設定が14件で7.8ヘクタール、計116件で69.3ヘクタールでございます。平成18年では、所有権移転が73件で47.7ヘクタール、賃借権設定が11件で12.6ヘクタール、計84件で60.3ヘクタール、また平成19年では所有権移転が91件で57.2ヘクタ

ール、賃借権設定が6件で3ヘクタール、計97件で60.2ヘクタールがあっせん事業により権利移動を行いました。今後におきましても、五所川原農業委員会だよりなどを活用しながら、農業によって自立しようとする意欲のある方々に対し、私どもは農地の情報提供して、その推進に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 阿部議員御質問の農地有効利用に対する改善策としての一般企業、特定法人貸付事業の参入を考えるべきではないかという趣旨の御質問かと思えます。お答えさせていただきます。

農地の権利取得につきましては、農業生産法人ではない一般の株式会社やNPO法人などの法人には認められてきていませんでしたけれども、平成15年4月にスタートされました構造改革特区制度で農業生産法人以外の法人への農地の貸し付け、いわばリースが認められたところでございます。また、平成17年9月には、農業基盤強化促進法等が改正されまして、全国で農業生産法人以外の法人への貸し付けができるようになったところでございます。このことから、なお一層制度を活用したPR等を含めて、農地の流動化を促進していかなければならないものと認識しております。なお、本市では、特定法人貸付事業による農業経営のメロン栽培を主体とした計画が農業経営基盤強化促進法により協定が締結され、農業委員会、土地改良区及び農協と連携して、特定法人貸付事業が円滑に行われるよう、農地の有効利用が図られるよう制度普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） それでは、御質問の不在地主の対応をどうするのかという阿部議員の御質問に対してお答えいたします。

県と連携しながら、市及び農業委員会の職員が1筆ごとの調査をしております。森林、原野化して農地に戻せないと区分された土地については、農業委員会が農地、非農地の判断を行うこととなっており、複数の農業委員が現地で農地の状況を確認し、今後農業委員会総会において非農地としてよいのかどうか、これをお聞きすることになっております。非農地として判断した場合、その旨を所有者に通知し、登記簿地目変更を促すとともに、法務局、県、市へ報告することになっております。

人力や農業機械ですぐに耕作できるのか、また基盤整備をすれば使えるのかとの区分された農地につきましては、要活用農地として農業経営基盤促進法に基づき、農業委員会が指導を行うほか、市において耕作放棄地解消計画を策定し、地域の状況に応じた対

策を実施し、その解消を目指すこととしております。

本題に入りますが、御質問の不在地主耕作放棄地については、農業委員会が、農地であるのか、または非農地の判断にかかわる事前通知書を送付し、調査をしております。今後とも国、県に指導をいただきながら、関係機関との連携を図り、実施について邁進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 再々質問というよりは、要望、意見というふうなことで2点申し上げさせていただきます。

まず、1点目の自治振興公社の今後についてでありますけれども、今いろいろ御答弁をいただきました。まさにこれから制度改正に伴う市の対応が求められているわけがあります。一方では、自治振興公社で働いている人が将来どうなるのかという不安を持っているはずなんです。法の改正で仕方ないと言えばそれまでなんですけれども、この辺の対応も早目の対応をして、不安のないようにすべきじゃないのかなと、こういうふうに思いますので、よろしく願います。

それから、遊休農地の対応について。これまさに大変だということよくわかります。しかし、やらなければならないんです。そのためには、経済部長言われたとおり、関係機関と連絡を密にして対応していくというふうなことなんですけれども、そのことに尽きるわけですけれども、この対策として各市町村ともことしじゅうに報告求められてくるわけですから、何とかこういう厳しい状況にあって、五所川原らしいキラッと明るさが見えるような、こんな対策が講じられないものなのかと。周りで難しいねとしゃべるかもわかんねえけども、そういう明るい対策がとられるようにぜひ対策を練っていただきたいなど、このことを要望して私の再々質問終わります。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの自治振興公社の現在の職員の処遇はどうするのかということでございますが、先ほどの総務部長の答弁にもありましたように、現在も複数年で管理を受託している施設があることから、この後公益法人制度改正の詳細について県の説明会が控えているということでもありますので、直ちに具体的方向性を打ち出すことは困難であります。しかしできる限り早期に在職している職員の雇用の問題も含めて結論を出したいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時03分 再開

○副議長（三潟春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

平成20年第5回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

まず、通告の第1点目は、地震防災対策についてであります。9月1日は防災の日、関東大震災を教訓として制定されました。8月30日から9月5日までの1週間は防災週間でもあります。13年前の阪神・淡路大震災から新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、そしてことし7月24日には岩手県沿岸北部を震源とするマグニチュード7.2の地震という、記憶が鮮明のうちに相次いで地震に遭遇しております。政治、行政に携わる我々は、緊急感を持って災害に強いまちづくりの取り組み、生命の安全、安心のための取り組みを全力で取り組んでいかなければなりません。

そこで、第1点の市民と地域防災対策についてであります。震度6強を記録しながら住宅の全壊がなく、死亡者も出なかった岩手県沿岸北部地震、大地震に見舞われているながら、建物の耐震化や被害を小さく食いとめる工夫が広まっていたと言われております。一方で、今年度版防災白書では、大地震に関心や不安を持つ人は9割に上ると言われておりますけれども、地震に備え家具などを固定している人の割合は24%しかないととなっております。この意識と行動のギャップを埋めるべく、防災への行動を一步踏み出す防災の日、防災週間にしたいと考えますが、この点どのように考えておられるかまずお伺いいたします。

また、地域防災については、地域の防災を担う消防団員数の減少や高齢化も懸念されております。社会現象の変化など防災での低下を招いていることも明らかであります。女性の参画促進や地域の防災活動と住民や企業との接点をふやし、地域が助け合う体制をつくることも必要であります。地域防災力の向上は、互いに顔の見える地域社会をつくることにもなります。この点、地域防災力の向上にどのように取り組んでいかれるかお伺いいたします。

第2点の山間部と市街地の防災連携についてお伺いいたしますが、相次いだ東北地方山間部での地震は、高齢化と過疎が進む中山間地域が大きい被害となったことが浮き彫

りになりました。どうしたら過疎地域の被害と集落孤立を最小限に食い止め、復旧と生活の立て直しを図ることができるのか。そのポイントの一つとして、通信手段の確保とヘリポートの整備が考えられます。そして、中山間地域下流市街地の水や電力などの供給源ともなっており、市街地は過疎集落の立て直しに向け、他人事であってはならないと考えます。この点どのように取り組んでおられるかお伺いいたします。

第3点、学校耐震化の推進についてであります。公立小中学校施設は地震などの災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であります。我が党も、公立小中学校施設の耐震化事業を強く推進してまいりました。ことし5月の中国四川省大地震では、多くの子供が学校の倒壊によって犠牲になった悲惨なニュースがまだ記憶に新しく残っております。6月末に文部科学省が公表した全国の公立小中学校の耐震化調査によると、公立小中学校の約1万棟が震度6以上の地震で倒壊するおそれが高いという報告があります。また、耐震基準を満たしていないものがさらに4万棟以上あるとも言われております。しかし、6月には、地震防災対策特別措置法が改正、成立され、国庫補助率が2分の1から3分の2へ大幅に引き上げを実施、国も耐震化を積極的に推進していくよう姿勢を示しております。

そこで、学校の耐震化をどのように考え、今後どう取り組んでいくおつもりか考えをお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、農商工連携による地域経済活性化対策についてお伺いいたします。農商工連携とは、商工業者と生産者、農林水産業者が商品開発やサービスで連携して地域活性化を促す取り組みであります。単に農林水産物をつくって売るだけでは経済的な波及効果に限界があると見られており、農林漁業者が中小企業と連携して相互の経済資源を活用し、新商品や新サービスを生み出すほか、工夫を凝らした取り組みを展開することでそれぞれに経営の改善が見込まれます。そして、地域経済の活性化を促し、ひいては雇用の拡大にもつながります。ことし5月16日、農商工連携促進法が成立し、7月21日に施行となりました。我が党としても積極的に推進すべく、東北、青森でも農商工連携セミナーを開催。当市でも8月8日に開催いたしました。各種団体、農協関係者が集まり、熱心に耳を傾けておられました。この法律により地域を支える中小企業者と農林漁業者が連携して新たな事業を起こす場合、事業計画が認定されれば、設備投資や生産、販売、需要拡大など一連の事業展開にわたり、減税や低利融資、債務保証などきめ細かな支援措置を受けることが可能になりました。

そこで、第1点は、農商工連携に対する当市の姿勢についてまずお伺いいたします。

第2点は、具体的な取り組みの見通しについてであります。現在農林水産物として商品化されている中で、例えば赤～いりんごのワインやジュースなどの商品、ツクネイモの焼酎といった商品、十三湖のシジミ商品など、農商工連携として今後どのように取り組んでいくおつもりか、その考えをお伺いいたします。

以上、大きく2項目について質問させていただきましたが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの平山議員の市民の防災の備えに対する意識啓発や自主防災組織などの地域の各関係団体や行政との連携などについての御質問にお答えいたします。

近年全国的に大規模な地震等自然災害が多発しており、地質的に可能性が低いとされてきた地域でも大地震が発生するなど、まさにいつどこで大地震が発生するかわからない状況となっており、このような状況下において、市民の生命及び財産を守っていくのが市の当然の責務であり、今後発生するかもしれない地震災害等への対応は万全でなくてはならないと考えております。

当市では、平成17年に地域防災計画を策定し、防災に関する予防や災害対策のマニュアルとしております。来る9月14日には、昭和58年の日本海中部地震で大きな被害を受けた市浦地区で、地震、津波等を想定した総合防災訓練を実施し、各関係機関、地区住民の方と一体となって災害時の初動対応、各種応急対策及び防災意識の啓発を図ってまいり所存であります。このほかにも、災害への備えなど市民の防災意識については、市広報紙、市ホームページへの掲載及びリーフレット等の配布、防災訓練などにより啓発活動を行っているところでございます。

地域単位での防災につきましては、消防団の高齢化が進んできている中で、町内会や自治会単位での自主防災組織が重要視されております。当市の自主防災組織は昨年新たに2団体が結成され、全部で5団体となっておりますが、まだ少数であり、適宜市広報紙に掲載したり、町内会長に直接案内に伺ったりという方法で自主防災組織結成を呼びかけますとともに、宝くじの助成事業を活用しながら自主防災組織の育成に努めているところであります。先ほども申し上げましたとおり、市民の生命及び財産を守っていくのは市の当然の責務ではございますが、一方で自然災害に関しては自分自身や地域をみずから守っていくという考え方が昨今一般的となっております。現在当市では、消防団と自主防災組織がそれぞれの活動を行っておりますが、今後は消防団と自主防災組織

との協力体制の強化も視野に入れ、総合的に連携を図っていく必要があるものと考えております。なお、市としては、今後とも自主防災組織に対し、積極的に防災訓練等への指導、助言を行うなど、協力体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 山間部と市街地の防災連携についてお答えいたします。

最近の大地震では、山間部の地区が大きな被害を受け、土砂災害等によって孤立化しやすいことが報道などで伝えられているところでございますが、本市においても災害時の山間部地区の孤立化という点においては、今にも増して十分な対応策を講じる必要があると考えております。地震等は突然発生するため、完全に被害や地区の孤立化を防止することは難しいところでございますが、土砂災害等によって孤立化する地区への対処という意味からも、市地域防災計画で市内18カ所にヘリコプター発着場所を指定するなどし、有事に備えてございます。

また、通信手段の確保についてでございますが、有事の際、有線の断線により山間部と市街地などの地域間での情報伝達が困難となる場合も十分想定されますが、これらの対応策といたしましては、行政用防災無線等を使用し、情報の伝達が行えるようにしてございます。さらに、本庁、総合支所の有線、無線が使用不能になった場合も想定し、東北電力などの公共機関を介しての情報の伝達等について防災関係機関の協力を得て実施してまいりたいと考えてございます。

○副議長（三潟春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 平山議員の御質問の地域資源の活用に向けた取り組み姿勢がどのようになっているのかについてお答えさせていただきます。

農林水産省と経済産業省は、地域経済活性化のため、農林漁業と商業・工業等の産業間での連携促進等による地域経済活性化のための取り組みについてを昨年11月に発表されたところであります。これに伴いまして、ことしの7月21日に農商工連携促進法が制定されました。この制度は、農林漁業者と中小企業が連携し、互いの経営資源を活用した新たな商品開発や地域ブランドの創出と販路拡大及び開拓等の促進を目指した制度であると認識しております。国では、多くの事業に参考となるよう、全国の農商工連携88選として先進的な優良事例を広く紹介されており、県内でも弘前市のトウガラシのブランド確立及び青森県産リンゴの海外販売体制が採択されているところであります。市といたしましても、これらの全国の事例を参考にしながら、商工関係者、生産農家、行政がそれぞれ有機的に連携しながら、互いに有するノウハウ、技術等を活用することで

新たな商品開発や販路開拓等に取り組んでまいりますので、今後とも平山議員におかれましても御指導、御支援をくださるようお願い申し上げます。

次に、2点目の地元素材を活用した民間の動きがどのようになっているかの質問についてお答えさせていただきます。農業と商業の連携につきましても、昨年度五所川原農業活力推進本部が作成されました五所川原農業活力推進計画の中で、地産地消の推進と観光・サービス産業との連携の部分に商工産業との連携の必要性が提言されており、あわせてこの課題に積極的に取り組んでいるところであります。民間の動向につきましても、十三湖のシジミによるエキストリンクなどの加工販売、またごしょがわら市農協による特例作物のツクネイモを原料とした焼酎、やっぴまをを昨年の倍数の1万8,000本を製造、販売するなど、地元素材を活用した取り組みがなされているところであります。さらには、当市にしかない希少資源である赤～いりんごについては、ロゴマークの制作や市場調査を実施するなど、地域ブランドの創出に努めているところでもあります。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 地震防災対策における学校耐震化の推進についての御質問でございますけれども、昭和56年以前の校舎で耐震化を図ることとなっている学校は11校ございます。このうち、既に耐震補強が済んでいる学校が3校、統廃合を予定している学校が3校で、さきの6月定例議会では平成23年度から耐震診断を初めとする耐震化対策を実施する旨のお答えをしております。しかしながら、国の地震防災対策特別措置法の改正で、平成22年度までの時限立法でございますけれども、議員御指摘のとおり、補助率が2分の1から3分の2にかさ上げされたこと、児童生徒が1日の大半を過ごす場所であり、安全の確保は重要であること等から、今年度から前倒しして耐震診断及び改修工事を進めることとし、今議会に補正予算を計上しているところでございます。また、国の地震防災対策特別措置法の改正は、建物の強度、形態、経年劣化の状態を示す構造耐震指標と言われるI S値が0.3未満の危険建物と判断された建物補強に対する補助率も2分の1から3分の2にかさ上げされていることから、事業実施に向けた予算を確保し、順次進めてまいり所存でありますので、よろしくお願いたします。

○副議長（三淵春樹） 11番。

○11番（平山秀直議員） 答弁大変ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、通告の1点目の地震防災対策についてでありますけれども、市長御答弁していただいたように、今後の重要度というのが非常に、災害は忘れたころにやってくるとよ

く言われておりましたけれども、今は災害は忘れないうちにやってくるというような状況で、本当に頻繁に地震が起こっているという状況でございますので、この災害に対してまず生命を守るという視点からも非常に重要度高いと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

その中で、岩手県の沿岸北部の地震、これについて御指摘がございます。7月24日の岩手県沿岸北部の地震では、気象庁で緊急地震速報が出たのは検知されてから20.8秒後で、震度6強と6弱を観測した岩手県、青森県両県内では、ほとんど警報は間に合っていないというような御指摘がされている地震でございました。この点、この緊急地震速報、これについて速報がなされてから当市の場合でも速やかにいろんな対策本部、それから地震が起きた場合の体制づくり、それから対応、これが今回の場合は非常に速報がおくれたもので対応がおくれたという点で、当市でもそのようなことがなかったのか。そしてまた、今後も速やかな対応ができるような体制をもう一度再確認、また見直しできる点は見直ししていくべきではないのかというふうにして考えますけれども、この点緊急地震速報についてどのように認識されているかお伺いいたします。

第2点目の学校の耐震化の推進についてですけれども、公立の小中学校の耐震改修状況についてお伺いいたしますけれども、合併後の当市の耐震基準を満たしている耐震性のある建物、これが全体では何校あって、全体で何%の割合になっているのかお伺いいたします。

それとは逆に、いまだに耐震性がなく未改修の学校、建物、これは全体で何校あって、何%に当たるのか。これに対して、先ほども答弁ございましたけれども、国の補助率がかさ上げされているということで、前倒ししていくという答弁でございましたけれども、もう少し具体的に今後の取り組みの考え方、教育委員会だけでなく、財政当局のほうとしても御答弁をお願いしたいなと思っておりますけれども。全国的にこの耐震に関しては、非常に地方の財政が厳しいという中で耐震化が進んでいないという状況があるわけですので、国もそれを図ってかさ上げしているという状況がありますので、この点財政の認識ももう一度新たにしていただいて、前倒しして推進していただきたいなと思っておりますけれども、この点どのように考えているか、今後の計画をお伺いいたします。

次に、第2点目ですけれども、農商工連携による地域経済活性化対策についてお伺いいたしますけれども、まず1点は経済産業省等で農商工連携88選、これがホームページ等で公表され、またパンフレットを通じて広く紹介されております。農林水産省、経済産業省、これは多くの事業者の方々が取り組んでいること、これをぜひ参考にさせていただきたいと考えて、いち早く選定、公表されているわけで、先ほど答弁でもございませ

た弘前市で2件ほどそういう88選の中に入っているという状況でございます。青森県の場合も、青森市、弘前市、八戸市というような人口密度が非常に高い経済圏では、こういう特産品とかの農商工連携が多く進むかもしれませんけれども、西北五地域の中心である五所川原市でも、ぜひとも88選の公表に載れるような商品開発と、また農商工連携によって経済の底上げをぜひとも図っていただきたいという願いがございましてこれを取り上げさせていただきましたので、この認定について、当市の特産品について、今後どういうふうにして取り組んでいく考えか、もう少し具体的に御答弁をお願いしたいなと思います。

第2点は、農商工連携による特産品もそうですけれども、産地の技術、五所川原市が持っている特殊な技術、こういうものが資源としてないのか。立佞武多を初めとする観光資源、そしてまた金木の太宰、斜陽館、こうした観光資源、これをどのように農商工連携を図って、新たな商品開発をして全国にアピールして、ひいては海外にもいろんな商品の輸出を図っていくべきではないかなと、そのためのいろんな支援も用意しているわけですので、この観光資源についてどのように取り組んでいくのか、農商工連携促進法に持っていくのにどのように考えているのか、その展開をお伺いしたいなと思ひまして、2回目の質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 地域防災対策についてお答えいたします。

まず、当市の地震発生時の市民の方々への周知方法についてでございますが、当市では市地域防災計画及び初動態勢マニュアル（地震編）に基づきまして、災害対策本部本部長である市長の判断により、津波予報、地震情報等の伝達が行われることになっております。地震は突如として発生する自然災害であるため、主に発生後の津波注意報、津波警報に関する情報の伝達や避難勧告、または指示を防災行政用無線、広報車により市民の方々に伝達することになっております。また、並行して、連絡が可能な場合は町内会長、行政連絡員、自主防災組織に情報の伝達を依頼することになってございます。現在当市における地震の規模等の情報の把握は、基本的に青森県で管理運営し、市役所本庁舎、各総合支所にも設置されております青森県地域情報ネットワークの震度計及び青森県総合防災情報システムから流れてきます青森地方気象台の情報を活用しております。御指摘のとおり、昨今気象庁が中心となって提供する緊急地震速報の限界や誤報により、住民が混乱する場面がしばしば生じていることも伝えられておりますが、当市で活用しているシステム等からの情報は、緊急地震速報とは連動していないため、誤報を伝達する等のことは想定しておりませんが、テレビの放送等を通じて市民の方に伝達さ

れる緊急地震速報の情報に関しては、時として誤報が伝達されることもあり得ることから、それに対処するため注意や心得などについて市広報紙、ホームページ等で市民の方々に周知してまいりたいと考えております。

なお、7月24日の岩手県の沿岸地震につきましては、当初五所川原市が震度4と発表されたことを受けて、職員が出勤して対応に当たりましたが、後に震度が3ということがわかりましたし、幸いにして市民の皆様方に被害がございませんでした。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 平山議員の質問にお答えします。

まず第1点は、農商工連携促進法の市の取り組みの状況の考え方についてお答えします。現在市内での地元素材を活用した取り組みにつきましては、株式会社トーサムにおいて十三湖のシジミを活用したシジミエキスドリンクやレトルトシジミ、またシジミエキス粉末など健康食品を生産、加工して販売しており、県内はもとより、県外のアンテナショップやインターネット等によりまして通信販売も実施しているところでございます。先ほども御答弁申し上げましたけれども、ツクネイモの焼酎につきましては、昨年7トンの原料を使用しまして、9,000本を販売し、好評を得たところであります。ごしよがわら市農協におきましては、ことし14トンのツクネイモを使用し、昨年の2倍の1万8,000本を販売予定しております。このほか、市内8カ所の農林水産加工センターで地元素材を活用したみそやジュース、豆腐等を製造販売しています。これらの商品の販売先として、立佞武多の館やまるっと新鮮館等になってございます。一部商品は県外へ出荷しておりますが、今後商品の安定供給を目指すとともに、農林漁業と商工業とが連携した新たな商品開発がなされるよう指導してまいりますとともに、今回施行されました農商工連携等促進法を受けまして、この制度の利活用を周知してまいりますので、よろしく御理解と御指導をお願いいたします。

次に、2点目の地元素材を活用した民間の展開についての質問にお答えさせていただきます。現在当市の特産品の赤～いりんごは、赤い果肉や強い酸味が特徴でありまして、ワイン、ジュース、洋菓子、ジャムなどとして加工、販売しているところでございます。昨年の7月23日に赤～いりんごをブランド化し、全国に発信すべく地元生産、加工、流通関係者らが赤～いりんご応援隊を結成いたしまして、赤～いりんごの増産に努めるとともに、赤～いりんごサイダー、赤～いりんご麺や赤～いりんご菓子マカロンなど、さまざまな商品開発をするなど、商工連携の取り組みをいち早く実施しているところでもあります。また、ことし11月29日、30日、船橋で開催される当市主催の青森県津軽観光

物産首都圏フェア2008及び来年の1月9日から12日に東京ドームで開催されるふるさと祭り東京2009に参加するなど、赤～いりんごのPR活動を積極的に展開し、販路拡大に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 学校の耐震基準についての御質問でございます。耐震基準を満たしている学校と割合ということでございますけれども、市内小学校18、中学校7、分校1、合計で26校でございます。このうち18校が耐震除外となっております。割合にいたしますと69.23%というのが基準を満たしているものというふうに思われます。また、逆に耐震性がない未改修の学校は8校となりますので、割合にすれば30.77%ということになるかと思えます。今後地震防災対策特別措置法の改正というのは、平成20年度から平成22年度までの耐震改修について補助率がかさ上げされるという時限立法になってございますので、残りの8校のうち統廃合を予定している学校もございまして、これらを除いたものを優先して、今年度から順次計画をしていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（三潟春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 耐震診断の関係で、財政当局からも答弁ということで、お答えします。教育部長答弁のとおり予定しておりますので、御了承願います。

○副議長（三潟春樹） 11番。

○11番（平山秀直議員） 3回目質問ですけれども、要望も兼ねて一言お願いしたいなと思えます。

まず、学校の耐震については、こういう時限立法ですけれども、かさ上げたという点がございまして、時限立法をフルに活用して前倒しで。でも、全体で今何%なのか聞きますと、耐震満たしているのが69%ぐらいまできているということですので、残りの統廃合も含めて、また統廃合でない校舎、これはやっぱり早目にやっていただきたいという思いをいたしますので、よろしくお願いしたいなと思えます。

それから、農商工連携についてですけれども、農商工連携を図りながら促進法にできるだけのせて、いろんな優遇措置を受けて、五所川原市の経済の底上げをしなければ、五所川原地域全体の経済がだんだん、だんだん沈んでいくと大変私も市民も危惧しているわけでございます。そうした中でせつかくある大切な地元の経済的な資源を何とか将来につなげて、経済の活性化にしていかなければいけないという、農業地域の五所川原にあって特に私は痛感しているわけでございます。

その中で、やはり市長ぜひ一言お願いしたいんですけれども、当市のせつかくある特産品、ぜひとも、今度東京に行って五所川原の特産品も販売していくわけですけれども、また制度的にも何とか頭使っていただいて、市長が先頭を切ってこの五所川原市の経済を活性化していくんだというような決意を市長に、東京に行くことも踏まえて御決意をお聞きして3回目の質問を終わらせていただきます。答弁よろしくをお願いします。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの平山議員の発言のとおり、当市におきましても観光産業は非常に重要な産業であると思っております。特に再来年には新幹線の青森駅が開業いたしますし、来年は太宰治の生誕100年を迎えるということで、この機会をとらえて大いにこの地域のPRに努めていきたいと思っております。ただ、観光でおいでいただいても、地場の産品、そういうお土産から食べ物から、そういうもの非常に大事でございまして、ことしの春先に雇用創出協議会で地場産品を材料にした食べ物、和食、洋食、ケーキ等の試食会がありましたが、その中で一番人気があったのは赤～いりんごのパパロア、2番目がツクネイモなべ、3番目がたしかナマコの握りずしとかということでございまして、こういう形で市民の有志の方々といいですか、そういう方々の御協力もいただきながら、この地域の特産物もつくっていききたいと思っております。

さらに、生の農産物を販売するのも非常に大事なことでございますが、それ以上に加工して付加価値をより高めて販売するほうが、より生産者にとっても、加工業者にとっても、この地域にとって大きな利益が上がるものと思っておりますので、秋口の船橋で行われます首都圏フェア、来年1月9日の東京ドームにおきます立佞武多を中心としたふるさと祭りにおいても、ぜひ全国に向けて発信していきたい、PRをしていきたいと思っておりますので、議員の皆様方にもひとつよろしく御協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、6番伊藤永慈議員。

○6番（伊藤永慈議員） 一登壇一

誠風会の伊藤です。通告に従い、平成20年度第5回定例会に際しまして、一般質問をいたします。

近年農業地域の高齢化が進み、その上米価低迷が続いております。それに加えて、ことし4月下旬から6月中旬にかけて、霜、ひょうによる多大な被害を受け、また原油高騰により肥料、資材、燃料などが値上がり、このことが農業経営を圧迫し、今地域農業

は存亡の危機的状況にあります。私は、農村地域の活性化なくして当市の発展はないと考えております。

さて、きょうここで質問するのは、税のことです。今農業に従事している方々が大変困っていることがあります。それは、各種税納付期限とそれに関連する納税組合のことです。言うまでもなく、農業の収入は農作物の収穫であり、近年兼業農家もふえておりますが、農外収入は生活費に充て、農業収入は農業経費等の支払いに回すのが通常であります。それは、秋の収穫後でなければできないことでもあります。現在税金の納付期限が細かく区切られており、納付期限が少しでもおけると督促のはがきを送られ、100円の手数料がつきます。督促状は、はがきの送料、印刷、これにかかわる労力と経費はかなりのものです。法的根拠によるものだと思いますが、古くから農村地域には秋払いという習慣があり、半ば制度のようなものであり、農家に便宜を図っていました。合併前、金木地域は、納税組合加入者の場合は12月納付期限で、農家は安心して収穫まで待つことができました。このことにより当市でも経費の節減にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、1点目の質問に入ります。市では、以前のような合併前の金木地域の制度を復活する考えはないのでしょうか。

次に、納税組合の活用について。納税組合は地域の最小単位、つまり隣組で組織され、お互いに納税意識を高め、頑張ろうという団体です。コミュニティを最大限活用した収納には大変効果的な組織と思います。

2点目の質問といたしまして、納税組合について磯邊議員も午前中に質問しましたが、私からも再度質問いたします。当市として納税組合についてどのように考えているのか。また、平成17年度合併当初の納税組合数は何件で、現在まで何件解散したのかお知らせください。

そのことについて調べたところによりますと、現在の納税組合の収入は1件当たり納期内納付が100円、納期外は50円、それに通信費が1組合1,000円、会員費1人当たり800円とのことでした。この金額については別として、1件当たりの納期内、納期外、また1人当たりとか、この事務局を担当している方は50円か100円か、各個人ごとに1枚ずつ調べて決算報告をし、さらに事務的経費の報告をして大変手間がかかり、このままでは事務局を受ける人がなくなり、解散する組合がふえます。

3点目の質問といたしまして、市ではこのことについて改善する考えはないのでしょうか。

最後の質問といたしまして、現在の滞納件数と滞納金額をお知らせください。

平成19年度決算は、財政健全化計画により約3億3,800万円の黒字となっております。平山市長の御苦勞に心より敬意と感謝を申し上げます。納税は、市民の義務であります。納税者の御協力もあり、今後納税者の立場、納税組合を配慮の上、心ある答弁をお願いいたしまして、1回目の壇上からの質問を終わります。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 伊藤議員の、このままでは納税貯蓄組合がなくなって、納税の収納率に影響するのではないかという御懸念の御質問だと思いますので、お答えいたします。

納税貯蓄組合がなくなった場合、収納率の低下を招くんじゃないかということでございますが、合併時には282組合、本年6月時点では238組合であり、合併時に比較すると44組合が減少しております。現段階で市全体の収納率を見る限り、大きな影響は今のところ見当たらないものと考えております。当市といたしましては、全庁を挙げて健全化政策実施の中、今現在一丸となって収納率低下の阻止、向上に向けたさまざまな策を検討、実施しているところであります。今後とも納税貯蓄組合の振興、発展と確実な納付に資するため、御尽力いただける体制を維持してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（三瀨春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 農家の秋払いについての御質問にお答えします。現在徴収体制の中で、納期内納付の困難な方々につきましては、御相談を受けながら分納、徴収猶予等により対応しているところであります。ただし、この場合においても地方税法上督促状の発布は法的に必要とされております。督促状を発送した場合、法的にやむを得ない事由があると認められる場合以外、督促手数料は徴収しなければならないこととなっております。合併前の金木の制度ということですが、ほかの納税者との均衡を維持する観点からも徴収すべきものと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、納税貯蓄組合の解散後の納税者の状況についてお答えします。これに関しては、組合解散時の加入者リストから1人ずつすべての税目ごとにピックアップする膨大な作業が必要となるため、その資料の作成はいたしておりません。しかしながら、毎月作成している実績表並びに決算の数値から推測いたしますと、納期内納付に変化はあるものの、最終的な納付率に大きな変化はないことから、納税本来の姿である自主納付により適正に納付いただいているものと考えております。

最後に、現在の滞納額についてお答えします。本年9月現在で市県民税、滞納者数

2,063人、滞納額 2 億1,680万4,137円、固定資産税、滞納者数1,865人、滞納額 4 億3,179万3,232円、軽自動車税、滞納者数978人、滞納額1,498万2,305円、国民健康保険税、滞納世帯数2,580世帯、滞納額 7 億5,515万9,120円となっております。

以上です。

○副議長（三潟春樹） 6 番。

○6 番（伊藤永慈議員） 再質問いたします。

合併前の金木地区では、農業者だけでなく納税組合に加入している場合、そういう制度をとっていたと思います。法的に難しいということはわかるんですけども、市として特例でそういうことはできないのかを質問します。納税組合にある程度そういう権限というか、それを持たせることによって、農家の人も秋の収穫でなければ督促出しても払えない状態はわかると思いますけれども、その辺を市として特別できないものか、再度質問いたします。

○副議長（三潟春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） お答えします。

先ほども申しましたように、納期内納付が困難な場合というのは、御相談を受けまして分納または徴収猶予という形で対応しております。ですので、ほかの納税者との均衡を図るという観点を考えますと、同様な対応方針としまして督促料にしましても法律上徴収しなければならないということから徴収すべきものと考えております。

○副議長（三潟春樹） 6 番。

○6 番（伊藤永慈議員） 最後の要望というか、それで終わりたいと思いますけれども、やっぱり納税組合あるということは、滞納者はほとんどないんじゃないかな、入っている人は。ただ、それが今なくなったところを見ると、総体的には変わらないとおっしゃっておりますが、ある担当者というか、そういう人に聞きますと、滞納はないんですけども、延滞というか、未収はないんですけども、12月の期限を過ぎて1月、2月、おくれる場合がやや見えてきているということです。ただ、今納税組合は前と違って非常に助成金が少ないわけですけども、本当に納税組合の担当者は多大な事務量の割に、そしてまた助成金があることによって組合員数を減らさないという効力もあるんだそうです。ただ、今懸念されているのは、今年度春先になればかなり納税組合がなくなるような話が多々聞こえておりますので、今財政が厳しくなればなるほど全国的に市民参加型ということがうたわれているんですけども、逆に納税組合とかそういう形のものがなくなると、これから何かあったときの協力とかそういうのがなくなって、逆に行政と市民が遠ざかるのではという懸念が私はしております。そういったことで、再度このこ

とについて検討して、できるだけ近づく、市民一体となった行政。ただ財政が厳しいから切るといふか、そういうふうにするんじゃなく、やっぱりもっと現場の声を聞いて、そのことを要望して私からの一般質問といたします。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 要望ということでしたけれども、1つだけ、財政が厳しいので助成金をとか、督促手数料を免除してほしいとかということではありませんので、あくまでこれについては地方税法上の措置と考えておりますし、財政が厳しいからという観点ではなく、納税貯蓄組合に対する補助金についても法的な観点から積算して出しておりますので、それについては御理解いただきたいと思っております。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時59分 散会

平成20年五所川原市議会第5回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成20年9月9日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(29名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	5番	山田	善治	議員
6番	伊藤	永慈	議員	7番	吉岡	良浩	議員
8番	成田	和美	議員	9番	鳴海	初男	議員
10番	高杉	利彦	議員	11番	平山	秀直	議員
12番	木村	博	議員	13番	田中	賢一	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三浦	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

欠席議員(1名)

4番 齊藤 一郎 議員

説明のため出席した者(31名)

市	長	平山	誠敏
副市	長	三上	裕行

総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上隆一
建設部長	白戸幸一
金木総合支所長	中野博之
市浦総合支所長	奈良勝義
西北中央病院 事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春藤光正
監査委員	大野欽也
監査委員 事務局長	笹森英志
農業委員会 委員長	太田昭市
農業委員 事務局長	小田桐宏之
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明
国保年金課長	鎌田和廣
保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤雄三
土木課長	菊池司

都市計画課長 松橋 洋

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	竹内拓人
庶務係長	飛鳥順一

◎開議宣告

○副議長（三潟春樹） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（三潟春樹） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第64条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

おはようございます。2番、市民の会の井上浩です。通告に従い、質問をさせていただきます。

第1の質問は、財政状況についてです。とりわけ当市のほかに全国で782ある市と比較した当市の財政状況についてです。「五所川原市は、平成16年度に3市町村が合併して誕生した市であり、第1次産業を基幹産業とし、周辺市町村を商圏とする第3次産業従事者が多いまちであることから、農業の衰退及び長引く地方経済の低迷の影響を大きく受けている。加えて過去の大規模事業の公債費償還の負担と扶助費の増加により、経常収支比率及び実質公債費比率は年々増加しており、財政の硬直化が著しい状況となっている」、これは、当市のホームページにも記載されました公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の財政状況の分析で、当市の財務上の特徴とされたものです。客観的な分析ですので、そのまま評価しておきたいと考えます。

そこで、財政当局のこうした分析を前提として、以下お伺いします。その1は、総務省に求められ、今議会に報告されています平成19年度五所川原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告内容です。財政指標の客観性及び正確性を担保するため、算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付されていますが、算定の基礎となる事項の内容についてお知らせください。同時に、平成19年度五所川原市健全化判断比率及び資金不足比率の内容を市はどう評価されているかお伺いします。

その2は、同様に監査委員が検討されました内容についてお知らせください。

その3は、同じく比率の報告内容に関しまして、例えば工業団地用の土地を病院用地

として使うことなど、目的外使用となります事例についての財政上の考え方です。比率の報告に当たり、客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているかといった点を中心に審査することにある旨の国の意見が監査委員に示されています。例えば土地開発公社の土地を他団体が確実に買い戻す場合における当該確実性等について確認する必要があるなどの国の指摘について、御検討、御見解がありましたらお知らせください。

その4は、ホームページにも記載されました、当市の財務上の特徴として指摘されました過去の大規模事業の公債費償還の負担について、具体的にお知らせください。第1に、いつの大規模事業の公債費償還の負担でしょうか。事業名と事業内容をお知らせください。第2に、過去の大規模事業の公債費償還の負担の今年度分の内容について、事業名と具体的な負担額についてお知らせください。

その5は、当市の財務上の特徴として指摘されました扶助費の増加について具体的にお知らせください。

第2の質問は、ごみ廃棄物処理行政についてです。私が居住する西若葉町会は、分譲住宅地を中心とした70世帯にも満たない小さな町会ですが、ほぼ全世帯が町内会に加入しています。先日、町会長のところへアパート業者がやってきて、町内でのアパート建設に伴うごみ集積所の報告をしていきました。最近五所川原市内で7軒営業し、現在も4軒建設中の全国展開している業者の家具、家電つき、水光熱費不要の先払い型の賃貸アパートで、2階建て16部屋とのこと。そこで、今後入居される方々と町内会とのかかわりについて考えさせられています。昨日の総務部長答弁の中でも、当市の中心部ではアパートなどが多く、町内会への加入率が他地区と比べて低い旨報告されました。また、同じく市長もごみ集積所の維持などで町内会とは市のパートナーとして連携していきたい旨答弁されました。

そこで、町内会も一定の役割を果たしているごみ処理問題についてお尋ねします。その1は、一般廃棄物、家庭ごみの分別収集について、当市の現状と今後の考え方についてお知らせください。

その2は、リサイクルの促進についてです。当市の現状と今後の考え方についてお知らせください。

その3は、家庭ごみと事業系ごみの区別について、当市の事業者に対する指導状況についてお知らせください。

第3の質問は、妊婦健診と出産育児一時金の拡充についてです。一昨年、奈良県で救急搬送中の妊婦が死産する事故が起きました。このような一度も健診を受けることなく、

突然救急車などで病院に行くといったことが全国ではふえています。そこで、厚生労働省は実態調査を行い、経済的な理由で妊婦健診を受けない妊婦対策を進めてきました。この延長線上で、舛添要一厚生労働大臣は8月22日の記者会見で、妊婦健診と出産育児一時金の拡充を検討する考えを表明した旨が報道されています。

そこでお伺いします。当市の議会でも何度か議論されて検討もされてきたことでもありますので、現在市が把握されています国の動向と今後の拡充策についてお知らせください。

また、舛添厚労相の妊婦健診や出産育児一時金の拡充を検討するとの意気込みについての所管の民生部長の御感想がありましたらお知らせください。

第4の質問は、西北中央病院での採血器具使い回しについてです。主に血糖値を測定するため、指先に細い針を刺し、微量の血液を採取するために用いる採血用穿刺器具、針の周辺が使い捨てでないものについては、厚生労働省から2006年3月に共用しないようにとの注意喚起の通知が出されました。さらに、本年5月24日にも島根県内の医療機関において、これを複数の患者に使用し、感染症の発生が疑われる事例が発生したことによる厚生労働省の指導があった問題で、県は調査結果を取りまとめ、7月31日に発表しました。社団法人日本感染症学会では、「我が国では、これまで当該器具を針を交換した上で複数人に使用することによる感染症の発生事例の報告はなく、感染の可能性は極めて低いものと思われる」との見解があるとも聞いていますが、不安が残ります。

そこで、西北中央病院での採血器具使い回しを受けた人数と使用理由、事後措置についてお知らせください。

第5の質問は、核燃サイクル推進特対事業についてです。8月30日に県の企画課が事務局となった次期青森県基本計画の策定に向けての地域フォーラムが当市のホテルで開催されました。県の企画課長の説明では、青森県が2030年に目指す姿の一つ、産業・雇用分野では、青森の強みとして日本じゅうが食とエネルギーで青森県を頼りにするようになりたいというものです。その具体的な内容を質問したところ、多彩なエネルギーの活用によるエネルギー産業クラスターを形成するというもので、その3施策には国際熱核融合実験炉ITER関連施設が入る国際熱核融合エネルギー研究センターの設置などによる研究開発機能の展開、再生可能エネルギーの振興とともに、当然のことのように六ヶ所村での使用済み核燃料再処理工場の操業を初めとする原子力産業が据えられています。さらに、具体的に質問したところ、目標に到達するまでには再処理工場稼働に伴う県内雇用の促進、すなわち県民労働力による放射能汚染除染作業の遂行もメンテナンス事業として位置づけられていることがわかりました。

そこで、私は意見として、現状のまま推移すれば、目標とする2030年には青森県が使用済み核燃料廃棄物からつくられる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の最終処分場と化している可能性が極めて高く、エネルギーが青森県の強みではなく、弱みとして日本じゅうが青森県を忌み嫌い、強みでもある食にも悪影響を与えると指摘しました。

そこでお尋ねします。この再処理工場稼働をめぐるのは、電気事業連合会が当市にも地域振興のための助成金を寄附する原子燃料サイクル事業推進特別対策事業が取り組まれてきましたが、過去に交付された内容と事業終了についての考え方についてお知らせください。

以上をもちまして演壇からの第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（三潟春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員のリサイクルの促進について、現状と今後の方針についてお答えいたします。

資源に乏しい我が国では、資源の有効活用が求められ、リサイクルの考え方が尊重されております。テレビにおいてもリサイクルに関するコマーシャルが目につくようになり、国民の関心が高まってきているのではないかと感じております。当市においても、リサイクルの促進は非常に大事なことであり、市民の意識の改革を推進するため、リサイクル資源に関し、広報に掲載するなど啓発を図っております。

一部町内においては、アルミ缶や鉄くずなどの回収を積極的に行い、地域の環境美化やリサイクルの促進に協力している地域があるように伺っておりますが、市では実態を把握していないため、今後調査を実施して、リサイクルの数量等についての確認をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、多くの市民がリサイクルに関心を持ち、さまざまな地域活動を行うことはリサイクルの促進につながる有効な手段であると考えております。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 健全化判断比率及び資金不足比率についてお答えします。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、両比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、議会に報告することとなっております。その内容といたしましては、健全化判断比率のうち、実質赤字比率につきましては普通会

計の実質収支がその算定の基礎となります。連結実質赤字比率につきましては、普通会計に加え、財産区を除く特別会計、公営企業会計の実質収支額がその算定の基礎となっております。実質公債費比率につきましては、いわゆる標準財政規模に対する普通会計のほか、特別会計、公営企業会計、一部事務組合が支払う公債費のうち、当市負担分の合算額の割合であります。将来負担比率につきましては、いわゆる標準財政規模に対する普通会計、特別会計、公営企業会計及び一部事務組合の起債残高、実質赤字額、退職手当見込額など、将来負担が予想されるものの割合であります。いずれの数値につきましても、早期健全化判断基準、財政再生基準を下回っております。

次に、土地開発公社の債務が健全化判断比率にどのように影響するかについてお答えします。土地開発公社につきましては、平成19年度末の負債額は15億2,800万円、これから資産の額を差し引いた将来負担額は14億1,960万4,000円となっており、病院用地であるとないとを問わず、工業団地用の土地が売却された場合、当然に負債の額も減少いたしますので、将来負担比率は低下することとなります。

次に、過去の大規模事業の公債費償還の負担の内容についてお答えします。公債費償還のもととなる起債借り入れについては、事業内容により5年から30年の借り入れ期間での借り入れとなっており、償還の平準化が図られているところであります。現在償還中の起債借り入れのうち主なものを挙げますと、立佞武多の館建設事業、借入額総額38億1,840万円、19年度末起債残高34億7,685万2,000円、20年度償還額1億6,529万円、ふるさと交流圏民センター建設事業、借入額総額44億1,690万円、19年度末起債残高16億7,536万円、20年度償還額1億5,827万4,000円、つがる克雪ドーム、借入額総額13億4,600万円、19年度起債残高9億4,075万9,000円、20年度償還額9,199万5,000円となっております。こうした過去の起債借り入れに対する元利償還額は、平成20年度において49億1,238万9,000円となっており、平成22年度では49億89万円と、3カ年ほぼ同額で推移し、平成23年度では46億1,233万8,000円となり、以降は減少基調となっております。本定例会前にお配りしている今後の起債借り入れ等を加味した普通会計の財政推計においても、平成22年度が公債費のピークとなっており、過去の起債借り入れへの償還額が大きく将来推計に影響しているところであります。

次に、扶助費増加の要因につきましてお答えします。扶助費につきましては、生活保護法、児童福祉法といった各種の法令に基づき支出される事務的経費として、市町村が単独で実施する事業を除き、任意に圧縮、削減できない経費であり、少子高齢化の進展、長引く地方経済の低迷により、合併以降扶助費は年々増加しております。平成18年度決算と平成19年度決算との比較で分析してみますと、平成18年度扶助費決算額48億2,680万

1,000円に対し、平成19年度決算額は49億5,237万8,000円となっており、1億2,557万7,000円、2.6%の増となっております。主な増加要因といたしましては、児童扶養手当の対象者の増、ひとり親家庭等医療費給付費の対象者増、児童扶養手当の制度改正などです。また、昨年度は、市単独事業として福祉灯油購入費助成事業を実施しており、こちらも扶助費増加の一因となっております。

一方、生活保護費につきましては、平成18年度と19年度の比較で9,127万4,000円の減額となったものの、これは制度改正により生活保護費のうち、人工透析等の医療費が自立支援医療給付費に回ったため、生活保護世帯の医療費支給が前年と比べて低くなったためです。

扶助費につきましては、国の制度改正に大きく影響される歳出であり、少子高齢化対策として各種の施策が打ち出され、目まぐるしくその態様を変える福祉行政においては単純な推計はできないものの、これまでの実績を踏まえると、今後も扶助費は増加していくものと推察されます。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 監査委員。

○監査委員（大野欽也） 財政指標の審査についてお答えいたします。

井上議員御承知のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、そのことによって健全化判断比率等を公表することになりました。私ども監査事務局といたしましては、この健全化法により公表する当該健全化判断比率等の資料を審査するものであります。

審査に付された資料等につきましては、先ほど財政部長のほうから詳細にわたっての御答弁のとおりでございます。この比率算定の基礎となるデータが正確かどうか、適正に作成されているかどうかについて重点を置いて、慎重に審査いたしております。その結果、適正であると認められたので、御報告するものであります。

以上であります。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 廃棄物処理についてお答え申し上げます。

分別収集に係る現状と今後の方針についてであります。井上議員御承知のとおり、当市ではごみを9つの種類に分類していただき、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源リサイクル、紙リサイクルの4つの方法により収集しております。他市においては、9つ以上に分類しているところも見受けられますが、必ずしもごみの減量化またはリサイクル率の向上につながるとは考えておりません。昨年4月からは、紙リサイクルについ

て拠点回収からステーション回収に切りかえたところ、可燃ごみの減量化、リサイクル率の向上につながっております。今後とも分別収集につきましては、現在の方法を継続させ、さらなるごみの減量化及びリサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみと事業系ごみの区別についての現状と問題点についてであります。家庭ごみ及び事業系ごみの収集につきましては、いずれも市の許可を得た収集運搬業者が行っております。家庭ごみの収集運搬は、市から委託された許可業者が定められた日に収集業務を実施しているところですが、事業系ごみがこれに混合することが懸念されております。しかしながら、委託業者が収集時に目視にて確認していることや、一般廃棄物最終処分場においても、受け付けの際、混合がないか確認しており、さらに委託業者のみならず事業系ごみの収集業者からも毎月一般廃棄物処理実績報告書の提出を義務づけていることから、家庭ごみと事業系ごみの混合については問題はないものと考えております。

次に、妊婦健診と出産一時金の拡充についてでございますが、妊婦健診の国の動向と今後の拡充策についてでございます。妊婦健診につきましては、少子化が進む中、その重要性、必要性が高まっておりますが、自由診療のため5,000円程度から1万円程度の自己負担となり、妊娠初期から出産までに必要な健診回数は14回程度とされております。昨年1月に厚生労働省より5回程度の公費負担が原則であるとの通知を受け、当市でもこの4月より妊婦委託健康診査受診票の交付を2回から5回分に拡充し、経済的理由で健診を受けられないことがないように、最低限必要とされている健診を公費負担しているところであり、また、住民税非課税世帯等には、さらに2回分を交付しております。

去る8月22日、舛添厚生労働大臣が公費負担を14回まで拡充するよう国が財政措置をする回数をふやす考えであると表明したことは、少子化対策として歓迎すべきものであり、来年度に向け、早期に具体的な内容が示されるよう願っております。

現在青森県市町村の平均公費負担回数は7.4回であり、当市といたしましても国の動向を見据えながら、今後さらに拡充を図ることにより、子育て世代の経済的負担を軽減させまして、安心して子供を産んで育てられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、出産一時金に関します国の動向と今後の拡充策についてお答えいたします。五所川原市の出産育児一時金は、平成18年10月に30万円から5万円引き上げ35万円となっております。国では、産科医療保障制度の創設に伴って、21年1月に3万円増額し、38万円にする予定であります。当市としても、国の方針にのっとり増額する予定で、先月開

催された国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を受けております。今後国の法律等の改正があれば、本市においても12月議会におきまして国民健康保険条例の一部改正の提案をさせていただきたいと考えております。

また、これとは別に舛添厚生労働大臣が閣議後の記者会見で、出産一時金の現物給付化と地域別の支給額の設定に向け、増額も視野に入れた具体的な検討を行うことを明らかにしております。都市部では分娩費用が支給額以上にかかることを考慮し、全国的な出産費用調査をした上で、地域の実情を反映した地域別の出産育児一時金の設定の可能性を示唆しております。今後国の予算編成において具体的な方向が示されてくるものと思われまゝ。本市としても、具体的な内容が示され次第、検討してまいりたいと考えております。

それから、舛添大臣の会見の内容にかかわる民生部長の所感ということでございますが、大臣の記者会見で示された妊婦健診の健診件数の拡大や出産育児一時金の増額の考え方は、少子化の現状において子供を産み育てやすい環境をつくる内容であり、賛同するものであります。しかしながら、財源保障のはっきりしない中での制度拡充には不安を禁じ得ないところであります。妊婦健診や出産育児一時金については、地方に負担を求めるのではなく、すべて国において補てんしていただけるよう要望するものであります。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 西北中央病院でも採血器具の使い回しがあったとされているが、その使い回しを受けた人数、使用理由及び事後の措置の内容についての御質問にお答えいたします。

平成18年3月に、厚生労働省は器具の使い回しを禁ずる通達を出しておりますが、当院では10年ほど前から安全性の高い採血用穿刺器具に変更してきております。しかしながら、一部病棟で問題とされている器具での使い回し使用があったところであり、調査いたしましたところ、2人の患者に使用していたとのことですが、2人とも感染症には感染しておらず、大事には至りませんでした。

なお、問題とされている器具につきましては、県からの適正使用に係る通知を受けた時点で回収し、廃棄処分いたしました。今後このようなことがないように周知徹底を図り、感染防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業についてお答えいたします。

この事業は、原子燃料サイクル事業の立地を契機とした地域振興対策の一環といたしまして、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団が電気事業連合会等から寄附を受け、いわゆる原子力施設立地に伴う国の交付金が配分されない県内25市町村の地域振興を図ることを目的に、平成6年度から継続的に実施されてきたところでございます。

御質問のこれまでの当市の支援事業を活用した取り組み状況でございますが、これまで15年間で延べ33件の事業に、総額5億2,500万円の実績となる見込みでございます。今年度の事業内容といたしましては、全小中学校へAEDを配備する事業、立佞武多制作委託事業及び長橋小学校屋根改修事業等に活用しております。

市の財政が厳しさを増す中において、本事業は地域振興に資する極めて有益かつ貴重な事業であると認識しております。しかしながら、この事業につきましては、平成20年度で終年を迎えることになっております。このため、県市長会を初め県町村会とも連携を図りながら事業の継続について協議を重ね、先般県知事に対し、電気事業連合会等に事業継続を要請されるよう要望書を提出したところでございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 2番。

○2番（井上 浩議員） この場から2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1の質問の財政状況についてでありますけれども、これかなり細かく具体的に財政当局の方々とやりとりをしなくちゃいけない課題ですので、明日以降の決算委員会にも継続するということを前提で、基本的な考え方について意見と質問をしたいと思っております。

基本的な考え方でありますけれども、今回の財政健全化法で示されました内容を私なりに理解いたしますのは、行政当局での取り組みによって公表されるわけですが、大きく公表される数値の真実性を担保するのは監査であり、それを第一に受けとめるのが議会であると、こういうことをこの健全化法では非常に強く前面に打ち出している。法の仕組みを支える柱と言ってもいいのではないかと、そういう考え方できておりますので、議会での質疑、討論がこの財政健全化法での公表規定を支える内容だと理解をしているわけです。ところが、なぜかしら夕張問題以降、総務省は非常にばたばたと作業を進めておりまして、今回の健全化法の中身を見ましても、例えば連結実質赤字比率は会計原則が異なる諸会計を、決算期日が異なるまま連結のルール抜きで合算をすとか、さまざま今後改革をしていかなければならない課題を内包している気がします。もちろん

ん実質機能するのは、今年度の決算、来年の公開からになるわけですがけれども、そういう意味で市内におきましてもさまざま議論をしていかななくちゃいけないと思うわけです。

そうした場合に、質問に入りますけれども、1つは例えば気になりますのは、土地開発公社が売れずに持っている土地の未売却土地の資産価値をどう評価していくのかと、そこら辺が比率を出す場合にもさまざま絡んできますので、取得原価主義で簿価評価しているんだと思いますけれども、ここら辺の考え方についてももう少し御説明をしていただきたいと。

それから、2つ目ですけれども、健全化法だけで果たして当市の財政の健全性について市民にわかるようになっていくのかと、必ずしもそうならないと思うわけです。当市の財政の実態を的確に示すには、まだまだ努力が必要ではないかと。当市の財政の実態を示す指標をやっぱり独自にでもつくって行って、それを当市ばかりではなくて、他市との共通仕様になって比較できるようにしていくと。さらに、そういうことを前提として、ストック会計から出発します自治体公会計の整備ということで、その内容を条例化をしていくと、そういうことまでやっていく必要があるのではないかなと、そういう気がしているわけです。そこで1つ、そうした財政健全化法の考え方についての市当局のお考えをお示しを願いたいと。

それから、3つ目には、今言いました共通仕様になる指標の一つの例として、財団法人の関西社会経済研究所というところが地方自治体の財政健全性に関する評価で示された財政運営の健全性及び効率性に関する指標での、当市は全国783の市の中では財政の健全性ではどういうところに位置するのかと、そういう指標を研究開発して発表もしておりますので、財政部長にはぜひその指標についての御感想がありましたらお伺いをしたいと思うわけです。非常にややこしい指標をつくっておきまして、簡単に言いますと7つぐらいのフィルターをかけているわけなんですけれども、もとになるデータは総務省が出している決算カードを使っているわけですがけれども、まず一番最初に基礎的財政収支、プライマリーバランスをまず出発点にして、そこからさらに県債ですとか、積み立て分のところの歳入歳出をはがしてしまうと。それから、建設事業費の国、県の受け、歳入も歳出もはがしてしまうと。さらに、そのはがした収支の内容を地方交付税を含むものと、歳入で含むものと含まないものに分類をして、それを一番基本の基礎的経常収支のものとして、そこから市の財政の健全性を分析をしていくと。さらに、この指標がすぐれていると思うところは、非裁量的な要因、自治体が置かれた、五所川原市が社会的、自然的に置かれたそういう要因を少しフィルターをかけて、全国と比較できるよう

に変えると。そうすることによって当市が置かれた財政条件、財政状況の中で、どれだけ財政的に頑張っているかということが指標として出てくると。さらに、それから幾つかの65歳以上人口比率との相関ですとか、産業構造、第1次産業の比率が高いほど関係が出てくるとか、そういうところを全部フィルターをかけていきまして、先ほどの1回目の質問で、冒頭財政のほうで借りかえのところで出した五所川原市の財政の特徴と一致をしてくるわけですがけれども、最終的には五所川原市は全国の自治体総数の中でどういう位置にいるかといいますと、これまで言われてきていますように非常に厳しいグループ、つまり1人当たりの交付税の比率は高いですし、それから人口の65歳以上の比率も全国に比べたら、平均に比べたら高いと、そういう厳しいグループの中でワースト68位という数字が出ております。悪いグループの262市の中での悪いほうから68位ですから、決してよくはない。ただ、かつて言われてきましたように、夕張にすぐなるんだとか、交付税が来ないから大変なんだとか、そういうことの強調も必要かとは思いますがけれども、そうした置かれた条件の中でどう財政の健全性を図っていくのかということを実体的に分析をしながら自助努力をしていけるところ、当市の置かれている現状を市民の皆さんにもお伝えをして、そこからじゃどうしていくのかと、そういう議論をぜひ今後していく必要があるのではないかなというふうに感じているわけです。そのためには、当市の時系列的な分析も必要になってきますし、さらに精密な分析が必要だと思いますけれども、県も市町村の職員の皆さんを任意でお集めになって、そういう類似した検討、研究はやっておられますし、当市からも派遣をされて、大変興味深いレポートも県のほうから公表されていますので、ぜひそういう内容をどんどん発表をしていただきたいと思いますというのが1つ目の質問に関する意見と再質問であります。

それから、第2の質問のごみ廃棄物処理行政ですがけれども、時間がありませんので細かくは聞きませんが、例えばことしの今議会で配られています平成19年度の主要な施策の成果に関する説明書のごみ収集リサイクル推進事業の成果説明書の中身に、18年度、17年度においては清掃事業一般廃棄物処理実績による総排出量内訳が掲載をされているんですが、ことしはついていないんですね。そこら辺がまずは議場に出す資料については、その中身をはしょっていくのではなくて逆に、私が非常に感じていますのは、これもホームページに出していますから入手はできるんですが、事務事業の分類調書、すべての事務事業の分類調書を公開をしたときに、細かくこの事業についても中身を分析した文書が公開をされているわけですから、そういうものを成果説明書に掲載をしていただければ、非常に決算委員会の議論も活発になるんじゃないかと。これは、お願いですがけれども、例えば昨年私、近江八幡市に個人的に視察に行つて

きたんですけれども、近江八幡市の主要施策の成果説明書では、まさしくそういう成果説明書が3センチぐらいの厚さでつくられています。そういうものをまず議会で活発に議論をしていくということが必要だと思いますので、これは要望しておきます。

それから、リサイクルの関係ですけれども、市長のほうから、今は把握していないけれども、把握をするという御答弁をいただきました。やはり資源リサイクルで市がやっているのももちろん大事ですけれども、町内会が活動費をつくってごみ収集の小屋をつくるとか、そういうお金を捻出するためにも町内会が新聞を集めたり、アルミ缶を集めたりすると、これはかなり集まるわけです。そういうところもぜひ叱咤激励をしていただきたいと、そういうふうを考えています。

そうしたきのうの御答弁ときょうの議論を聞いていますと、さきの事務事業分類で、ごみ減量化の推進のための町内会連合会の補助金がやはり事務事業分類で廃止をされているわけです、25万円ほどですけども。そう考えますと、きのうの御答弁とかきょうの話の趣旨からいきましても、早期に復活をさせていただきたい、そういうふう考えています。

それから、ちょっと心配なのは、燃やせるごみの西部クリーンセンター、稲垣ですけども、現在直接搬入することができるかとされていますけども、この施設はいつごろまで稼働するのかお知らせしてほしいのと、それから現在環境アセスが行われています西北五汚泥再生処理センターの整備事業の地元説明の中では、解体される中央クリーンセンター跡地に新たなごみ焼却施設を整備しないという基本方針が打ち出されていますけども、今後当市も含めたところですけども、ごみ焼却施設整備の基本的な考え方について少しお知らせをしていただきたいと思います。

それから、妊婦健診と出産育児一時金については、やはり今中央政府のほうはかなりさまざま動きが出ておりますけども、政策の継続性ということではぜひ示されたものについては、部長がおっしゃられましたように実現をしていくように当市としても働きかけをしていただきたいと思います。

それから、核燃サイクル推進の特対事業でありますけども、これは基本的に迷惑施設に対する迷惑料という考え方なんですけども、そういう意味では当市の発展のためにも、来たお金の活用については評価できるわけですけども、その根っこことなりますところはやはりいろいろ問題を抱えていますので、同時に根っこことなるところの問題点についてもさまざま評価をしていただくようにこれは要望しておきます。

2回目の質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○**財政部長（佐藤茂宗）** 土地開発公社の資産価値の算定についてお答えします。土地開発公社の負債が算定数値となる比率は、先ほども答弁しましたように将来負担比率ということになります。将来負担比率における土地開発公社の負債の算定は、年度末の負債の額から当該土地開発公社の有する現金及び預金、事業未収金、賃貸事業用地の評価額等、資産の額を差し引いた額を、仮に土地開発公社を解散した場合、市が負担すべき将来負担額として算定することとなっております。未売却土地の資産価値については、土地開発公社への将来負担額算定において控除すべき資産とはなっておりませんので、将来負担額のほうに算入されることとなります。

次に、財政健全化法で示された財政当局の見解ですけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該比率を公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっております。また、健全化判断比率、資金不足比率が早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を上回った場合、それぞれ財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画を策定することとなり、策定した計画に当たってはその実施状況を議会に報告するとともに、公表し、かつ都道府県知事に報告することとなっております。同法に規定される監査委員の役割は、健全化判断比率及び資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類の審査とともに、前述の3つの計画策定に際しての事務改善監査があります。議会の関与につきましては、前述の3計画策定の際の議決となっております。健全化判断比率、資金不足比率の公表については、議会終了後、本定例会で報告いたしました報告様式を一部修正したものを公告するとともに、市ホームページ及び情報閲覧コーナーにおいて、本定例会前にお配りしている財政健全化計画の執行状況、平成19年度健全化判断比率の状況を公表するとともに、毎年度市ホームページで公表している財政状況等一覧表でも財政状況を公表することとなっております。これらの指標により財政実態を明らかにし、住民自治の機能を働かせ、財政規律の確立を図っていきたいと考えております。

最後に、関西社会経済研究所のランキングに関する感想であります。御質問のランキング評価は基礎的財政収支の指標に経常収支の観念を加えた独自の算定方式で、平成17年度の決算数値を使用したものであります。この評価結果につきましては、1人当たりの地方税が全国平均値より低く、また65歳以上の人口比率が全国平均より高いとして抽出された財政環境が悪いグループ262都市のうち196位と、決して高いものではありません。

せんでした。これは、同研究所の独自の算定様式において、歳入は地方交付税及び地方債等を控除した市税を主体とし、歳出は普通建設事業及び公債費等を除いた人件費及び扶助費を主体としていることが大きな要因であります。普通建設事業等に対する補助金による財政支援は、地方債発行による元利償還金の一部に対し、地方交付税による財政支援策へ変更されつつあり、また地方交付税の基礎数値の多くは扶助費に係る数値により算定されております。こうしたことから、同研究所による独自の算定方式による基礎的財政収支に地方交付税を含めて計算したものを判断すべきものと考えております。

以上です。

○副議長（三潟春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 稲垣にありますごみ処理場についてお答えいたします。あの施設につきましては、ちょっと私手元に資料がないんですけども、約10年くらい前に改修を実施いたしまして、今後のごみ処理に十分対応できる施設と現在なっておると伺っております。今後とも地区住民の理解が得られれば、さらに10年、15年以上は使用可能というふうに伺っております。

それから、焼却施設の基本的な考え方ということでございますが、あそこの施設は当市を含む、つがる市、中泊町、鶴田町等で組織しています一部事務組合で首長たちが十分審議をされて、今後地区住民に迷惑のかからない環境に優しい施設を考えているものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 2番。

○2番（井上 浩議員） どうもありがとうございました。いろいろ課題がございますけれども、決算事案とすべて重なってきますので、そちらのほうでさらに詳細について議論したいと思っておりますので、2回目の質問で要望はしておりますので、ぜひ要望した事項については御検討いただきますようお願いをして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（三潟春樹） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

次に、9番鳴海初男議員。

○9番（鳴海初男議員） 一登壇一

おはようございます。自民クラブの鳴海初男です。平成20年第5回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。当市の夏を飾る最大イベント、五所川原立佞武多がことしも8月4日から8日まで5日間開催され、平成10年に市街地を運行して以来、11年目の夏を迎えたところであります。今では青森県内のみならず、全国にも知られる大き

します。

さきの雹害に遭われたりんご生産者の方々には、改めてお見舞いを申し上げます。りんご生産者の生産意欲の高揚と来年度以降の生産確保を図っていただくため、去る7月25日の市議会臨時会で予算措置をしていただきましたので、薬剤費の一部助成、また借り入れ資金の利子助成をしてまいります。現在担当部署において関係機関と連携し、事務事業を進めておりますが、面積等の詳細につきましては担当部署より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三瀧春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 鳴海議員御質問のりんご雹害等に対する被害面積等についてお答えさせていただきます。

被害園地の現地調査につきましては、8月上旬、関係機関とともに行き、被害の程度を確認したところでございます。その結果は、被害程度が50%未満の園地が100.5ヘクタール、50%以上の園地が100.3ヘクタール、合計で200.8ヘクタールであり、被害量では2,096トンであり、被害金額は1億9,492万6,000円となっております。また、被害率の大きい地区につきましては、5月26日のひょう害では高野、前田野目、持子沢、3地区の合計が73.69ヘクタールで、36.7%の被害率となっております。6月13日の雹害では松野木、金山地区、合わせて49.4ヘクタールで、24.7%の被害率となっております。また、中柏木地区におきましては、36.37ヘクタールの18.1%の被害率でありました。

次に、薬剤散布につきましては、市農協の防除歴から見ますと、4月から8月まで10回程度行われたものと思われませんが、今後病虫害防除履歴表、または農作業記録簿により確認した上で助成金の支払いをすることとなっております。

被害程度の現地調査が終わり、補助金交付申請を提出していただきますよう、245名の農家に対して8月13日に通知をいたしたところであり、現在事業主体の農協がそれを取りまとめておりますが、10アール当たりの助成額につきましては被害率50%未満では4回の薬剤散布に対して4分の1以内を、被害率50%以上では4回の薬剤散布に対し2分の1以内を助成することとしており、平均ではそれぞれ3,970円程度及び7,940円程度となる見込みとなっております。この支払い時期につきましては、県補助金の内示が10月10日以降となることから、県から市への交付金決定や事業主体の農協からの請求に基づいて事務処理を行うこととしており、支払い時期は11月以降となるものと予定されております。

次に、地域水田農業活性化緊急対策事業についての御質問にお答えさせていただきます。地域水田農業活性化緊急対策事業は、食用米の消費の減少傾向などによりまして、

主食用米の過剰作付が年々拡大してきているところであり、平成20年度以降の生産調整の確実な実施に資することを目的に創設されましたところでございます。生産調整の拡大分につきましては、助成金が交付されることになっております。生産調整の協力者にあつては10アール当たり5万円が交付され、また非協力者が平成20年度から生産調整に取り組んだ場合においては10アール当たり3万円が交付されることになっております。

御質問の拡大面積でございますが、当市の実績は375戸の農家と、それから4組織、団体が該当されまして、拡大面積が153.68ヘクタールとなっております。これに対する交付金は7,456万8,000円となっております。なお、これに対する助成金交付につきましては、農家及び転作組合に対し、本年3月から交付を行いまして、7月ですべて交付されたところでございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） 御質問の認定農業者の人数についてをお答えいたします。

認定農業者は、農業者みずから作成した農業経営改善計画書を市から認定された農業者であり、この計画達成に向けた取り組みに対して関係機関、団体がともに支援しておる制度でございます。また、当市の基幹産業である農業の中心的な担い手であり、地域農業の活性化に向け、活躍されることを期待しているところでございます。

御質問の市内の認定農業者の人数ですが、平成20年3月現在、495名の個人と10の法人が認定されております。

また、女性の認定農業者数でございますが、市全体で22名となっております。

今後ともよろしく願います。以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 9番。

○9番（鳴海初男議員） 簡潔な答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

第1次産業の農業は、自然を相手の産業でありまして、突然災害がやってくるということで、私も高校卒業後、40年間専業農家、そして認定農業者として頑張ってきましたが、本当に農業の分野は広く、農業行政はとても難しいところが多くありまして、また事業の変化が物すごく速く、最近では猫の目以上のものと思っております。品目横断的経営安定対策事業もそのとおりでありまして、1年ちょっとで消えてしまいました。

それでは、質問事項の地域水田農業活性化緊急対策事業についてですが、大筋のことはわかりました。もしわかっていれば、旧市町村ごとにわかれば答弁いただきたいと思います。以上でございます。

それから、りんご雹害に対する生産者支援対策についてですが、私も経済常任委員会に属している関係上、被害現地を市長、経済常任委員会全員と、地元の福士議員、農業関係団体と一緒に現地の視察をしてまいりました。被害農家の話によれば、27年ぶりだそうです。現地を見たときは、非常にひどいものでした。本当に目に余るものがあったように私は思っております。したがって、第1回目の質問で面積、助成内容、資金の申し込み、いろいろとわかりました。1つここでお聞きしたいのは、これからの経営に対する資金の申し込みが何人あるのか、それと金額がどのくらいあるのか、それも1つお伺いしたいと思います。

それでは、質問事項の第3番目の認定農業者についてですが、各地区ごとの養成人数について、今後の認定農業者の育成についての考え方についてお聞きしたいと思います。

以上をもって2回目の質問とさせていただきます。

○副議長（三浦春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 鳴海議員の御質問にお答えします。

まず第1点目は、水田農業活性化緊急対策事業に係る旧3地区の状況はどのようになっているのかという御質問にお答えさせていただきます。現在当市におきましては、合併前の市町村ごとに3つの水田農業推進協議会があり、現在それに基づきまして産地づくり交付金の業務や今回の緊急一時金に関する業務を行っているところでございます。緊急対策一時金の内訳は、五所川原地域が235戸の農家と2転作組合で、対象面積が95.6ヘクタールであり、交付金の金額が4,564万1,000円であります。金木地域は、127戸の農家と2転作組合で、対象面積が28.97ヘクタール、交付金が1,447万8,000円であります。市浦地域におかれましては、13戸の農家で、対象面積が29.02ヘクタールで、交付金が1,444万9,000円となっております。合計で153.65ヘクタール、総額で7,456万8,000円となっております。

次に、雹害に係るところの資金助成、その内容等についての御質問にお答えします。雹害に伴うところの経営資金の借り入れ申請は、現在24名となっております。総額3,206万3,000円であります。県に提出したところ、県から貸し付け決定の内示が8月22日に交付決定されております。認定基準につきましては、年間総収入の農業にかかわる収入が50%以上のもの、天災による農作物の減収量が平均の収穫率30%以上で、かつ損失額が農業粗収入の10%以上であるものと定義づけられ、これに基づき審査し、認定を予定となっております。9月中旬に予定されてございます。今後市と金融機関とで利子補給契約を締結し、また被害農家は融資金融機関に借り入れ申し込みをし、その審査後に借り入れが実行されることとなっております。市では、その利子に対しまして

0.725%を助成することとなっております。

次に、3点目の今後の認定農業者をどのように育成していく考え方なのかについての御質問にお答えさせていただきます。認定農業者は、効率的で安定的な農業を目指し、農業者が作成する農業改善計画を市の基本構想に照らし、五所川原地域担い手育成総合支援協議会において審査をされ、認定しているところであります。その人数等におきましては、先ほど農業委員会の答弁のとおりであります。今後とも関係機関と連携をし、農業者が経営改善に対する支援、低利資金の融資、機械や設備導入の支援などが得られるよう、改善計画や合理化目標を達成するための措置などに対する指導、助言を徹底し、今後とも今以上に地域農業を発展させていくためにも、認定農業者制度のさらなる啓発普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） それでは、お答えいたします。

御質問の旧市町村別の認定者農業の数について、ちょっと詳細ではございませんが、お伝えしたいと思います。旧市町村別の認定農業者の人数ですが、認定農業者制度の始まった平成6年には、旧五所川原市が31名と1の法人、旧金木町が32名、旧市浦村については平成7年に2名となっており、その後農業制度資金の啓発普及等により増加傾向にあります。市町村合併直前、これは平成16年度でございますが、に至っては、旧五所川原市が136名の個人と2の法人、旧金木町が79名の個人と1つの法人、旧市浦村が14名の個人で、合計229名の個人と3つの法人となっております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 9番。

○9番（鳴海初男議員） 最後に質問というより、市長に要望して終わります。

今回のりんごの雹害は天災でした。市長も財政健全計画中でございまして、大変厳しい財政難から、結果的に農家に助成金を出すことができましたことに対しまして、非常に感謝を申し上げます。農業のみならず、天災的災害が生じた場合、速やかに対応していただきますようお願い申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって鳴海初男議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時17分 休憩

午後 1時04分 再開

○副議長（三淵春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番花田進議員。

○1 番（花田 進議員） 一登壇一

日本共産党の花田進です。一般質問をさせていただきます。

私は、この7月に大津市で行われた市町村議会議員臨時セミナー「自治体財政の見方」という研修を受講することができました。希望者が定員の3倍も多く、抽選で受講者が決められ、当市議会から井上議員も申し込みましたが、残念ながら受講できなかったようです。政務調査費が停止中でありますので、自費での研修参加はかなりの負担となりましたが、それなりの研修成果はあったものと思っております。

質問の1番目は、市の財政についてであります。財政に関する質問は、これまで何度か行ってきましたが、財政健全化指標の公表など新たな局面が生まれており、質問させていただきます。平成18年11月14日に集中改革プランの中で、改革をしなければ平成18年度以降赤字財政となり、その累積赤字は平成21年度に約53億円という試算が示され、財政改革が緊急の課題であることが提示されました。改革案の試算では、平成19年度は2億5,000万円の赤字が発生し、平成22年度には累積赤字が解消されるというものでしたが、市民に五所川原も夕張かという思いを植えつけました。なぜなら、財政再建団体の基準となる30億円を超える赤字予想と448億円の市債務残高の多さゆえであります。翌年の平成19年2月23日に、財政再建団体への転落回避を最優先課題とした財政健全化計画が示されました。その中では、19年度は約4億円の赤字で、23年度には累積赤字は解消され、5億4,000万円の黒字になるという計画でした。平成20年4月に公表された財政健全化計画の進捗状況では、19年度の累積黒字額は4,400万円、23年度には2億円の累積黒字とあります。このたび9月1日の議員説明会で示されたものは、19年度は累積黒字額は3億4,000万円、23年度には9,000万円の累積黒字となっております。ここで改めて財政健全化計画で示された数値の変遷を述べたのは、見込額が新たに発表されるたびに19年度の決算額が4億円の赤字からどんどん黒字に転化し、目標年度の23年の黒字は逆にそのたびに減少していくという傾向があるからであります。

そこで質問ですが、平成19年度決算で3億3,700万円の黒字となった要因についてお聞きします。

次に、実質公債費比率についてお伺いします。当市の財政健全化指標の中で最も危惧され、かつ新規事業を抑制する要因となっているのが実質公債費比率と考えます。この比率が25%以上になりますと早期健全化団体となり、サッカーで言えばイエローカード

を受けたことに相当し、起債の発行など財政上の規制を受けることとなります。今回19年度健全化判断指標の状況という資料が示され、これまでの決算カードでは見る事ができなかった実質公債費比率を計算するための数値が示されるようになりました。財政健全化指標は、20年度の決算値が公表されることになっております。総務省は、前の年から演習しなさいということで、19年度も公表は求められているようであります。それによりますと、実質公債費比率の単年度ベースは17年度が18.5%、18年度が22.6%、19年度が21.2%でありました。公表される数値は3年分を平均したものが求められるため、19年は20.7%でありました。このような危険な水準がしばらく続くようです。実質公債費比率指標は、市の借金そのものではなく、毎年支払われる借金の返済額と利子が対象となりますが、式の用語が大変専門的で、財政部門にいない場合は実際には計算できません。

また、実質公債費比率は20%台で、イエローカードが25%ですから、残り5%しかないわけで、大変危険な状況にあることはわかります。しかし、借金の実際の返済額が幾らになると25%なのかを市民に示すと、大変わかりやすいのではないのでしょうか。例えば実質赤字比率で言えば、現状の財政規模ではレッドカードラインは32億円、早期健全化、いわゆるイエローカードのボーダーラインは当市は12.69のようですから、累積赤字が20億円というようにおおよその危険水準がわかっております。そうしますと、決算書を見ただけで一々赤字比率を計算しなくても危険水位がわかります。現在市の借金残高は427億円であります。18年度は448億円、17年度は447億円でした。18年から19年の1年間で21億円の借金を減らしたことになります。その分、市民への行政サービスは下げられ、負担も増加しました。実質公債費比率の25%とは返済額ではどのくらいになり、借金残高ではどのくらいになるのかを現在の財政規模を想定し、実際の金額で示せないものでしょうか、お伺いします。それが示せない場合、ほかの示し方でも結構ですから、わかる範囲でお答えください。

次に、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスについて質問します。プライマリーバランスとは、国債発行を除いた歳入と国債の元利払いを除いた歳出との差のことです。国は11.2兆円の赤字で、2011年度に国、地方の基礎的財政収支を黒字化させると言っております。当市のプライマリーバランスは黒字であります。この指標の持つ地方自治体等での意味をお答えください。

質問の2番目は、原油や穀物の高騰対策についてです。原油や穀物の高騰によるガソリンや灯油、農業資材、食料品等の高騰は耐えがたいものがあります。ガソリンを入れるたびに財布を見て、何でこんなことになるのかと叫びたくなるのは私だけではないと

思います。高騰の要因は、中国やインドなどの発展途上国の需要拡大もありますが、投機マネーによる影響も大いに関与しています。国際的な監視、規制が必要であります。

政府が6月26日に原油等高騰対策を発表しました。この対策の中に、地方自治体がきめ細かく実施する対策への財源支援策が総務省自治財政局財政課が主管で決められました。その内容は、生活困窮者に対する灯油購入費助成、民間福祉施設に対する利用者送迎バスなどに対するガソリン代助成、学校給食のコスト高騰分の助成であります。これらの実施に際して、特別交付税で手当てすることになっております。これらの対策の実施についてお伺いします。

なお、昨年度は生活保護世帯は除かれましたが、高齢世帯や母子家庭などを対象に福祉灯油購入助成事業が実施されました。助成対象世帯は4,700戸余りのうち、助成を受けたのは旧五所川原が55%、金木地区が57%、市浦地区が84%にとどまりました。せっかくの支援を受けられなかった人も多く出ました。とても残念であります。昨年は遅い決定でしたので、今年度は早い段階からこのような支援は行うべきと考えるものであります。黒石市は、1,100戸を対象に1世帯5,000円の助成を行う計画と聞いております。また、隣のつがる市も実施するようであります。

3番目の質問は、教育行政についてであります。質問に先立ち、昨年の教育行政に対して、心臓が急にとまったときに使うAEDの小中学校への配置や学校への一律10%の経費削減の停止など提案させていただきましたが、20年度予算で実現されました。市長、どうもありがとうございました。

昨年給食に地元農業者のつくった農産物を使えないものかと訪れた給食センターの改築、新築についてであります。市内の学校給食は、金木地区、市浦地区は各学校で給食がつくられ、旧五所川原は給食センターから毎日約5,000食が供給されています。調理時間2時間で5,000食を提供していることを思うと、関係者に頭が下がる思いであります。と同時に、築40年という古い建物の中で、これまで大きな事故もなく給食を提供してきた職員の方々の苦労も大変なものであります。蒸気消毒した容器の保管場所、食材の保管場所などを考えると、改築または新築するべきと考えます。昨年、12月議会で秋元議員の質問に、「建てかえの必要は認めるが、財政健全化計画や学校統廃合計画も考慮して進める」と答弁しておりますが、統廃合計画を発表したこともあり、建設計画を策定するべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、教育施設の修繕についてですが、先日栄小学校を訪問しました。激しい雨の日で、体育館には至るところにバケツが置かれ、数えると12個ほどでしたが、ほかにも幾つも床に雨水が光っておりました。とてもこの状態では体育の授業や遊べるものではあ

りませんでした。ほかにも3階の廊下の継ぎ目から雨漏りがありました。市内最大の小学校の施設がこのような状態であります。教育施設の修繕費はかなり窮屈な状態ですが、修繕の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

続いて、通学路の整備についてです。三輪小学校から梅田方面には通学路の歩道がありません。特に梅田橋は狭い橋で、毎週私も通りますが、歩行者用の通路もなく大変危険であります。朝、子供たちはどのように通学しているのかと思い、梅田保育園のあたりで観察しました。小学生は、目と鼻の先ほどに学校があるのに通学バスを待っていました。中学生や高校生は自転車で橋を渡りますが、車とすれ違うときは大変な様子でした。この道路は、県道ではありますが、子供たちの安全のために通学路を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の諸物価高騰に対する対策についてお答えいたします。

昨年より続く原油価格の高騰は、穀物価格の高騰と相まって、国民の生活や経済活動に深刻な影響を与えており、国では本年6月に原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議を開催し、さまざまな業種の産業、特に中小企業に向けた対策や離島を初めとする地域の生活者へのきめ細かな対策を講ずることとしております。その会議の中で、国民生活への支援策として、生活困窮者への灯油等の購入費助成、福祉ガソリン支援、学校給食に係る保護者負担の軽減など、地方自治体がきめ細かく実施する対策に要する経費については、特別交付税措置を行うとしておりますが、その支援策の詳細についてはまだ明らかにされておられません。一方、原油価格のほうも最近は高どまりの傾向にあり、依然として高い水準にはありますが、若干の下落傾向となっております。本市においては、昨年度原油価格の急激な高騰を受け、福祉灯油購入費助成事業を実施いたしましたが、今後とも国の経済対策の行方を敏感にとらえながら、原油価格の動向及びその影響を見きわめ、状況の変化に応じて適切な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 平成19年度一般会計決算における実質収支の黒字の要因についてお答えします。

市では、平成18年度計画期間を平成19年度から23年度までの5年間とする五所川原市財政健全化計画を策定し、歳入の範囲内で必要な歳出を賄う、いわゆる収支均衡のとれ

た財政運営を行うとともに、不測の事態に対応し、かつ環境の変化に機動的、弾力的に対応できる行財政体質への転換にいち早く取り組んできたところであります。

平成19年度一般会計につきましては、決算書にありますとおり、約3億3,700万円の黒字となっております。その最も大きな要因といたしましては、歳入では普通交付税が当初予算に比べ3億4,000万円増額したこと、歳出では少雪により除排雪経費を8,500万円圧縮できたことが挙げられます。しかしながら、地域福祉基金3億4,500万円を取り崩し、市の基金のほとんどが底をついている状況であり、また有価証券3億円の売却もしております。それらを勘案すると、平成19年度は黒字になったとはいえ、非常に厳しい財政状況に変わりはなく、本定例会前にお配りしている資料にありますとおり、単年度収支において平成22年度には4億円、平成23年度には4,000万円の赤字が見込まれ、今後新たな財政需要も生じてくるものと思われれます。加えて、新聞紙上等では来年度以降の普通交付税の減額が報じられるなど、さらに厳しい財政状況が続くことが予想されますので、引き続き財政の健全化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、実質公債費比率の25%まで起債した場合の余力についてお答えします。平成19年度決算において実質公債費比率の1%の額は、約1億3,600万円であり、単年度ベースではありますが、平成19年度の同比率21.2%との差、3.8%、5億1,600万円が早期健全化団体移行への余力と言えます。これは、25年償還の借り入れで、約118億6,800万円の起債額、90%の充当率で131億8,600万円規模の事業展開が可能ということになりますが、実際これほどの事業を実施した場合には、ほかの歳出要因もありますので、実質収支ベースで考えますと非常に厳しい状況に陥るものと考えられます。

次に、プライマリーバランスについてお答えします。プライマリーバランスとは、公債費関連の歳入歳出を除いた基礎的財政収支で、公債の利払い費と償還費を除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものであり、プライマリーバランスが均衡している場合、現世代の受益と負担が釣り合うこととなります。市では、財政の健全化に向け、これまで増加してきた公債費残高の圧縮を図るため、当該年度の起債発行額が当該年度の元金償還額を超えないよう留意して財政運営を行っており、財政健全化計画における将来負担比率及び実質公債費比率の低下にも結びついているところであります。しかしながら、財政健全化計画の推計に当たりましては、今後予想される中核病院建設事業等、新たな財政需要が反映されておりませんので、それらに柔軟に対応できるよう、引き続き財政健全化に取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 生活困窮者に対する灯油購入費助成についてお答えいたします。

現時点では、寒冷地における生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みへの国からの支援等の通達等については把握しておりませんが、当市の対応といたしましては、国及び他市の動向と灯油価格の推移を見ながら、生活困窮者に対する灯油購入費の助成を検討していきたいと考えてございます。

次に、民間福祉施設に対する利用者送迎バスなどに利用するガソリン代の助成等についてお答えいたします。各福祉施設の利用者の送迎につきましては、在宅高齢者を対象とした通所介護等を行っている事業所や障害者施設による通所系サービスの利用者の送迎、また保育所等の送迎などがございます。こうした福祉施設におきましては、大半は利用者への送迎サービスが行われておりますが、通常送迎に関しては利用者からの負担は求めているため、燃料費の高騰は各事業所に負担の増加として直接はね返る形になっているものと思われまます。昨今の原油価格の高騰による影響は、福祉施設に限らず多岐にわたるものでありまして、業種あるいは事業所によっては死活問題にまで発展しかねないという現状も見受けられております。利用者への送迎サービスを実施している各福祉施設等におきましても、ガソリン等の燃料費の高騰は少なからず影響を来していることは疑いの余地はないものと認識いたしております。今後とも国及び他市町村の動向、それから原油価格等の推移を見守ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 花田議員の給食センター改築についての御質問にお答えいたします。

五所川原市立学校給食センターは、昭和43年建設され、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し続けて40年目を迎えております。平成19年度は、旧五所川原市内18校の小中学校児童生徒分90万8,795食、教職員を含めると91万6,030食、1日当たりで4,774食、約5,000食を提供しております。建設当初からすると、児童生徒の減少に伴い配食数も減少しておりますが、建物を初め、施設設備等の老朽化が著しく、毎年修繕を重ね、どうにか利用しております。その間、ボイラーにも支障を来し、多くの児童生徒及び父兄にも御不便をおかけした経緯もございます。

議員御指摘の給食センター改築には膨大な財源が必要となることから、現在五所川原市が進めている総合計画の22年度までの前期基本計画には、老朽化の顕著な給食センターについては改築整備の計画的な実施を検討していくこととされております。今後現在進めている学校統合計画及び金木、市浦地域で実施している自校式給食の再編、冬期間の

利便性と学校給食の運営協議会の意見も踏まえ、平成22年度をめどに建設計画を具体化したいと考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 学校給食のコスト高騰分の助成の件でございますけれども、児童生徒に対する栄養バランスのとれた学校給食については、保護者から徴収した給食費をもとに給食材料を賄い、供給してございます。給食にはすべて、食器の洗浄から裁断、煮込み、衛生に至るまで、日々大量に使用されている燃料費が昨年から著しく高騰しており、今年度の予算についても年間予算を大幅に上回ることが予想されております。

議員御指摘の給食費のコスト高騰分の助成については、先ほど市長が原油や穀物の高騰対策で申し上げたとおり、地方交付税措置がいまだなされていないのでありますので、高騰分を保護者の給食費として求める前に、食材の一括購入や地元食材の活用並びに栄養バランスと必要カロリーの確保を基本として、値上がり状態にあるパン、めん類及び乳製品については、単価の低いものを優先するなど、現在の給食費で賄える献立として創意工夫しながら対応したいと考えております。

次に、教育施設の修繕についてでございますけれども、議員御指摘の栄小学校体育館の屋根と3階の雨漏りについては昨年創立130周年の記念事業の一環として、学校が独自にコーキング等により雨漏り防止の部分的な修繕をしたものであり、せつかくの修繕にもかかわらずいまだに雨漏りが解消されていない状態でありますので、残りの部分につきましては年度予算配分の中で年内に修繕を終える予定でございます。

また、学校施設全体の修繕についての御質問でございますけれども、毎年学校長から各学校の修繕に関する要望書の提出を受け、予算要求し、今年度は統合を予定している長橋小学校の校舎等の屋根及び外壁の修繕を優先的に実施してございます。老朽化している学校も多数あり、すべての要望にかなう修繕の対応ができていないのが実情でございます。今後とも限られた予算ではございますけれども、各学校長の意見を聞きながら、児童生徒の授業や学校生活に支障がある箇所から優先的に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 通学路の整備についてお答えいたします。

主要地方道五所川原黒石線、梅田橋付近の整備についてでございますが、県では現県道の西側に七ツ館から横范間3.5キロのバイパスを新設する予定であり、本年度は調査及び用地測量を実施し、来年度以降も事業を継続していくこととしております。このこ

とにより、現道の車道の拡幅及び歩道新設等の整備予定がないため、当面は現状どおりスクールバスで通学していただきたいと思います。

なお、本バイパス整備につきましては、県では完成年度を平成30年度と予定しておりますが、早期に完成できますよう県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 1 番。

○1 番（花田 進議員） どうも御答弁ありがとうございました。

まず、財政の問題からであります。黒字の問題についてお伺いしますが、市民の中には赤字だ、赤字だということで、耳にたこができるほど言われる。市民直結の各種行事への補助金削減、手数料の値上げも協力した。途端にこの黒字というのは何だという意識があるし、私も聞きました。実際その中身は新聞でも報道されていますが、有価証券売却3億円、福祉基金3億4,000万円の取り崩しがあったと、いわゆるへそくりを使い果たしましたということで黒字になっているわけですが、私はよく考えると、何も19年度3億幾らの黒字にする必要は何もなかったんじゃないかと。剰余金がきて、それまた基金にためられるわけで、その額が福祉基金とほぼ似たような額なわけですね。何で基金を基金で振りかえたのかということがよくわからないわけですね。特に大きな赤字になる予定でもないのに、その辺の理由をちょっと聞きたいというふうに思うわけであり

ます。

それから、壇上で23年度の計画がどんどん黒字が少なくなってしまうということを数値で示しました。その原因が地域振興資金という基金を借金して積み立てるようであり

ますが、このようなことをする意味等について御説明願えればというふうに思っております。

実質公債費比率については、かなり御答弁いただきまして、何も25%になれと言っているんじゃないくて、余裕として返済額でいうと5億円ぐらいの余裕があると。年度予算でいうと約55億円の地方債の返済をすると、そういう状態になるとパンクだと、イエローカード出されるということになるわけですね。それで、その借金の残高、実際は減って

いっているわけですが、5%ということで見ると118億円ぐらいの余裕はあるということになっているわけですので、それはそれとして私が求めた大変難しい式を皆さんが数値で出す前に、出さなくてもどの水準なのかとわかる数値としては大変参考になりました。

それで、公債費比率を下げていくと、なかなか計画でも下がらないようになっているわけですね。来年はもうちょっと高くなるし、それ以降ちょっとは下がりますが、20%

前後を維持していく可能性があるという数値が出ているわけで、これまで私も提案して、高い金利の借金を借りかえするというので、昨年も行っ、ことしも来年も行う。それを計算すると50億円でストップするんですね。3年間のトータルが50億円の借りかえだと思っんですが。その後進まないのかと。私もインターネットで財政が国に求めた公債費の借りかえの計画書を見ましたが、大変いろいろと書かれていますが、大変苦勞して借りかえをしているのはわかりますが、あと400億円を超える金額の借金があるわけですから、そのうち50億円しか借りかえが、それでストップという状況みたいなので、もっといかないのかと。進まない、進まないとすればどうい理由かということと、ほかに公債費比率を下げる手法がないのかと、借りかえ以外に。例えば金融機関分は待ってもらおうとか、何かほかに方法がないのかどうか聞きたい。

それから、もう一つは、大変市政のおもしとなっている今残っている427億円、現市長の責任度合いはかなり薄いわけですが、いずれにしてもこの負担はすべて市民の肩にかかっているわけで、1人当たり68万8,000円ぐらいになると思っんですが、県内とか全国レベルで、市が1人当たり68万8,000円の借金というのは、一般の人が聞けば大変びっくりするわけですが、客観的に財政としてどうい水準にあるのか、突然の質問なので、答えられる範囲で答えてもらえればと。

それから、一番私改善してほしいと思っているのは、五所川原に借金が幾らあるかということ調べるには大変な努力を要するわけですね。どこにもないわけですよ、公的に……例えばここに19年度の決算書がありますが、財産の状況ってあるのにそこを見ても、一般にないと、一般に財産の状況というのは会計学では負債も入るわけで、当然言葉としては載っていいわけですね。ほかの市役所ではずらずらと載っけているところもあるし、実際五所川原の水道会計では負債の一覧が事業ごとに全部ちゃんと載っけているわけですね。この借金が大変だとい五所川原で、借金の実態、どうい機関からどのぐらい借りているとか、利子がどのくらいのもが何ぼあるとか、膨大な量ですから一々事業名で借金した名前載せなくてもいいと思っんですが、何か公開、ちゃんと公的なこういう資料に載せていくという方向が私は必要なのだといふうに思っんですが、いかがでしょうか。

次に、原油の高騰対策ですが、私、去年すごい苦々しい思いをしたんです。市長、私が妊婦健診の質問したとき、隣のつがる市で同じ質問して、次の日、新聞を見ましたら、でかでかとつがる市妊婦健診5回と、こう書いて、我が五所川原は検討してまいりますという程度になった。実際はやったわけですね。だから、大変な財政ではありますが、去年もやったわけですから、市長としてこれはやるんだとい姿勢を示して、ほかのみ

んなやってから、仕方ない、やるというんじゃなくて、五所川原は生活困窮者にちゃんとした支援をしていくんですよという姿勢を、私は同じことをしても人より早く出せば、市長大したもんだと、別に私は市長を支持している立場ではありませんが、なるんだと思うんですね。それで、去年の妊婦健診もそうでした。今の答弁では灯油の動向と違って入ってきていますが、灯油は18年度72円で、19年度は92円で、20年度は今のところ127円なんです。明らかにこれが去年のレベルを下回るということは想像しがたいわけですから、やっぱり単に検討するという、少なくとも灯油だけでも昨年どおりやるとか、実際同じように申し込みがあれば、去年の予算約5,000万円あれば、半分ちょっと使っただけで、不用額で計上されて黒字になった分になっているわけですから、ことしは早くからやればもうちょっと利用率も高まると思いますので、そこは私ぜひ政治判断としてやっていくべきだと。ここは市長にぜひ御答弁願いたい。

それから、給食センターのことなんですが、一応計画をつくるという方向で行くんだということが出ましたので、それはそれでありがたいと思っております。ただ、その中にぜひお願いしたいのは、今五所川原の給食センターというのは施設が古いために米飯、米を炊く施設がなくて、実際は七ツ館のパン屋さんで米を炊いて、それをパック御飯にして届けているという状況で、あと1回は各自が弁当持っていっているわけですね。ですから、そういう状況ではなかなか給食センターが責任を持って米飯を供給できないと。これ平川市の事例なんですが、旧平賀給食センターで御飯炊いているんだそうです。旧尾上は、給食センターに自前の炊飯器がないので委託している。そうすると、米飯給食やると1食25円の差が出るんだそうです。ですから、旧尾上の議員が怒っていましたが、尾上ではそのたびに25円貧しいものを、安いものを食わされているんだということなんです。やはり自分の給食センターでちゃんと炊いて、それから今パンも高くなってきていますので、2回と言わず半分を米飯給食にできるようにと頑張っていか、そういう施設をつくること、これは要望ですので、よろしく願いたい。

それから、もう一つ、学校などの公共施設なんですが、長橋小学校、私まだ行って修繕のところ見ていないんですが、栄小学校もただの八つ切りの屋根ですね、丸いわけでもないのに雨漏りがどんどんしてくると。築かなりなっていますが。それから、長橋小学校はまだ建築して十何年しかなくなってないのに修繕しなきゃならないと。やっぱりこういうふうな公共事業がちゃんと施工されて雨漏りしないという工事監督というのをしっかりやっていかないと問題だと思しますので、その辺を要望して2回目の質問にさせていただきます。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 今の花田議員の福祉灯油に関する御質問でございますが、先ほども申し述べましたように、国では生活弱者に対してかなりさまざまなメニューを上げております。私どもとしてもそれに沿ってすべてやりたいと思っておりますが、どうも国のほうの対策がすべて地方に負担を押しつけるようなことであれば、私どもの現在の財政状況ではかなり困難な状況も出てくるのじゃないかというふうにも思っておりますし、やはり国の政策のしっかりした方向性が見えた段階で、市としても100%対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○副議長（三瀧春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 基金についてお答えします。

当市の財政状況は、税収の減少や災害時の緊急支出に対応するための財政調整基金のみならず、特定目的基金も含め、基金全体が枯渇状態にあり、厳しい財政運営が強いられると同時に、新たな財源確保が求められております。そこで、当市は平成17年に市町村合併をいたしておりますので、合併特例法によります合併特例基金の活用を検討しております。当市の場合、合併特例債を活用した基金造成限度額は約20億円まで認められております。合併特例債の活用であるため、元利償還金の70%が普通交付税措置されることになっております。しかしながら、残りの30%の一般財源の持ち出し、さらには実質公債費比率の上昇による起債事業全体への制限などもろもろの影響が危惧されますので、これまではなかなか取り組めない現状にありました。今回地方公共団体の財政健全化に関する法律の制定に伴い、健全化判断比率が示されまして、地域振興基金の積み立てを実施しても早期健全化判断基準を下回る財政運営ができる見込みであるため、来年度から当該基金の積み立てを検討して図ってまいりたいと考えております。

また、市債残高の公表につきましては、市の財政状況については地方自治法に基づき、五所川原市財政状況の公表に関する条例により、毎年2回、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、市債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を市民に公表することとしております。公表の仕方としては、市の掲示場へ掲示するとともに、市の広報6月1日号、11月1日号の年2回掲載しており、その中で市債残高についても明示しております。また、市の公式ホームページ上で公表している財政状況等一覧表や財政比較分析表は、全国一律の様式となっており、どの地方自治体も公表しておりますので、類似団体との比較も可能となっております。いずれにいたしましても、健全化判断比率や来年度以降の財務諸表の公表など、市民の皆様から見ればなじみのない表現も多いものですから、今後はできるだけわかりやすい公表の仕方に努め、工夫してまいりたいと思います。

なお、借りかえの現状と市民1人当たりの借金等については、財政課長のほうから答弁させたいと思います。

○副議長（三淵春樹） 財政課長。

○財政課長（佐藤 明君） 実質収支に関しての質問でございますけれども、実質収支額自体がどうして生じるかという質問だと考えております。予算執行に当たっては、歳出については予算額に計上した額によって制限を受けます。当然歳出額を執行した上であれば、入札残等が生じますので、この部分については実質収支額としてあらわれますので、実質収支額をゼロにするという現象があらわれるのは、逆に歳入の部分に入る見込みのない、例えば空財源とかそういう形のものを残した場合においては、逆に赤字になってあらわれるというふうに考えます。ですから、基金を取り崩してその部分が実質収支にあらわれたと、同じ額があらわれたという御質問でございますけれども、3億円程度の額であれば、実質収支比率に関してですけれども、この部分についてはある意味健全な執行が行われた場合においては、3%から5%ぐらいが当然だろうというふうに言われております。当市の19年度の実質収支額に対する実質収支比率は2.1%でございますので、決して高い額ではないと判断しております。

それから、公債費比率の引き下げの方法という形の御質問でございます。公的資金の借りかえ制度については、現在利率が5%のものについて借りかえが可能とされております。ですから、その5%のものについては平成21年度まで借りかえを実行しようとする計画をしておりますので、その以外の低い利率については現在国のほうでは認められておりません。ですから、予定しております借りかえ制度以上のことは現状できないと考えております。ただ、あとほかに公債費比率を引き下げる方法はないのかというふうになれば、引き下げる方法とすれば、やはり今残っている残債を年次の計画よりも繰り上げて償還する、そういう形のことをすれば当然公債費比率については引き下げることができます。ただ、その部分については、単年度での一般財源、そういう形のもの財源が必要となりますので、それを図った場合については実質赤字比率、そういう形のものに対して数字があらわれる現状になるのではないかなというふうに考えます。

それからあと、借り入れ残高の68万円、他と比較してどうかという話でございます。県内の40市町村の中で、この金額はどのくらいの位置にいるのかという形のものについては、現在私、資料をここに持ち合わせておりませんので、何位という形のような発言はできないんですけれども、残高的な部分においては県内の中でも記憶するところでは高いほうではないかと思っております。ただ、1人当たりの残高についても比較する場合で留意しなければならない部分については、現在市債の借り入れに関しての財政支援とい

う形のものもは交付税で行われています。起債を借り入れた場合においてその部分の交付税算入がおのおのの使う起債によって何%という形で決められておりますので、ある意味1人当たりの残高から交付税算入額を今の実質公債比率とかという形で計算する場合においてもなされていますけども、交付税算入額を除いた形で比較すれば、ある意味残高の多い、少ない、そういう形のものとの比較になるのではないかと考えております。

以上であります。

○副議長（三淵春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 米飯給食についてでございますけれども、給食センターでは現在、議員御指摘のとおり、独自の炊飯器を施設整備してございません。現在青森県学校給食会からパック御飯ということで、これを購入して提供しているほか、週2回程度児童生徒に御飯を持参していただいております。平成19年度のパック御飯実績は、17万6,982食、金額にして1,264万9,290円となっております。議員御要望の件については、今後建設計画をする上で参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、雨漏りの件についてでございますけれども、学校建設当初から小まめにペンキを塗るなど、メンテナンスをすることが施設を長く上手に使用する手段の一つではないかと思っております。限られた予算でございますので、今後とも予算配分の範囲内で緊急性の高いものから対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 財政課長。

○財政課長（佐藤 明君） 1つ答弁漏れがございました。決算書の起債の残高の表記についての御質問がございました。決算書の様式については、地方自治法の施行令の中である程度の様式が表示されております。その中において、決算書においては残高の表記は示されていないわけでございますけれども、あくまで施行令で示されているものはおおむねの様式ですので、決算書の中で示すことは可能だと思います。ただ、現在起債の残高については、決算書で示すのではなくて、予算のほうで当初予算の編成時に後ろのほうに、一番最後のページのあたりに起債の残高を表示してありますので、こちらを見ていただければ、決算時期とは違う時期に表示されますけれども、今年度、20年度の起債活用後の残高等も表示してありますので、そちらのほうも御参考いただければと考えます。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 私のほうから、議員御質問の建設工事に係る工事監督等についてお答えしたいと思います。

施工に当たっては、使用する各建設資材等の承認を受け、現場での施工に当たっても必要に応じて監督員の検査を受けており、適正に施工されているものと思っております。

○副議長（三潟春樹） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 工事の検査についてお答えいたします。

工事検査体制といたしましては、専門検査員2名を配置いたしまして、工事担当課1名を加えた3名で設計図書等に基づく厳正な検査を実施しておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（三潟春樹） 1番。

○1番（花田 進議員） 時間ですので、これで終わらせていただきますが、市長、昨年行われた灯油の助成等々、できるだけ早く実施の方向を示すようお願いして答弁を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（三潟春樹） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、14番山口孝夫議員。

○14番（山口孝夫議員） 一登壇一

誠風会の山口です。平成20年第5回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

あすは、自民党総裁選の告示ということで、日本全国がいろいろな意味でにぎわいと騒がしさを見ることができるとおもいます。騒がしいと言えば、太宰はかつて小説「津軽」において、五所川原市のことを「よく言えば活気のあるまち、悪く言えば騒がしいまち」と書いております。来年度は、太宰生誕100周年のお祝いを兼ねてイベントが開かれますが、これも旧五所川原市、金木町、市浦村との合併により生まれたものであり、私も感謝と期待を膨らませる一人であり、できる限り参加、協力させていただきたいと思っております。

さて、質問の第1点目は、大町2丁目区画整理事業についてであります。大町2丁目区画地内を歩いて回りますと、取り壊しが次々と始まり、空き地がだんだんとふえるにつれ、太宰が言う「撰ばれてあることの恍惚と不安と2つ我にあり」との言葉が浮かび、そのような状態でこのまちづくりが進んでいるのかなと思っております。また、多くの市民の方々もその行く末に不安を感じるのは何も不思議なことではありません。70億円近い事業費が投入され、今年度で進捗率55%と聞いておりますが、市民から私に対し、いつ完成するのかとよく聞かれます。そこで、私が新しく建ったところ、そしてまた解体したところを蛍光ペンでチェックしたところ、多く見ても30%以下の進みぐあいには見えませんでした。よって、平成20年度までの具体的な進捗率予想がどれくらいになるのかお知らせください。

そして、現在までのこの区画整理事業に対する市としての評価と今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、自治体病院の現在までの経過状況と国が昨年12月に示している公立病院の経営効率化医療機能の再編を促す公立病院改革プランのガイドラインの現時点での進行状況及び今後の見通しについて、市民からはどうなるかとの不安の声が多数聞かれるのでお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、福祉事業についてです。私は、ある障害者福祉施設で行われているお祭りに毎年参加させていただいておりますが、先日も参加させていただき、年々祭りの内容が充実しているのを実感しております。特に親子のきずな、また園長初め職員の熱意を痛切に感じ、その例として目が見えなくても音楽を聞き、心の中で祭りの様子を読み取ろうとする姿勢や、音楽に合わせて自分の持てるすべての力を使い、100%以上の表現をしようとする姿に毎回感動させられている一人であります。年々祭りの内容が充実しているので、さぞかし県及び市からの予算も年々ふえているものと思って聞いてみたら、施設の運営は大変厳しくなっているとのことでした。このようなことから、福祉事業費のうち老人福祉、障害者福祉及び児童福祉施設等に対する市の事業負担費についてお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。1回目の質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 山口議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、大町2丁目区画整理事業についてでございます。中心市街地は、都市機能が集積し、長い歴史の中でまちの顔として経済活動を展開してきました。しかしながら、全国的に中心市街地の空洞化が進み、本市においても中心市街地の再活性化のために、立佞武多の館の整備とあわせて、現在大町2丁目地区土地区画整理事業を市の重点施策として推進しているところであります。同事業は、国の補助事業を導入し、中心市街地における商店街の再生と都市基盤整備を同時に進める手法として最も有効な事業であると認識し、早期完成を目指しております。昨年度からは、移転後に新しい商店が新築され始め、夏祭りの前の8月1日にオープンいたしました立佞武多の館に隣接するマルコーセンター生鮮市場の新築も当事業によるものであります。今後にぎわいと魅力ある店舗づくりが順次進んでいくものと期待しているところであります。

また、都市基盤整備においては、長年の懸案であります堰の環境整備を初め、都市計画道路の整備においては将来的に駅前から寺町までの一体的な商業展開が図られるよう

に十分な幅員の確保と線形の変更をしたところであり、商都五所川原の再生に向けて、現在はもとより、次世代に引き継ぐという意味においては大いに評価できるものと確信しております。平成22年度の東北新幹線新青森駅開業にあわせて、市民はもとより、立佞武多の館への観光客の受け入れ態勢の強化を図るためにも、今後まちづくりを強力に推進してまいり所存であります。

次に、自治体病院についてでございますが、現在までの状況と公立病院改革プランのガイドラインの進行状態についてであります。中核病院の設置場所については、広域連合において建設用地選定委員会を設置して候補地を選定の上、正副広域連合長会議で決定した経緯があります。しかしながら、一方で中心市街地の衰退を防ぐため、市中心部に病院機能を維持すべきとする商工会議所等からの市への要望があり、このことを深く受けとめなければならないものと思っております。このため、構成市町長に提案すべきかどうか、今後市の運営、病院の医療機能面等を踏まえ、現在検討しているところでございます。

○副議長（三瀉春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 議員御質問の大町2丁目地区土地区画整理事業の進捗についてお答えいたします。

大町2丁目地区土地区画整理事業は、施工期間を平成16年度から平成25年度までの10年間を予定しており、今年度で5年目となる事業であります。現在建物移転等の契約を進めており、その後道路工事等を含めて、平成20年度末では55.8%と予定してございます。

また、大町2丁目地区の事業評価についてお答えいたします。大町2丁目地区は、狭隘な道路も多く、緊急車両の通行が困難である箇所や老朽化した木造家屋等が密集するなど、火災時の防火性などが脆弱な中心市街地であります。しかし、土地区画整理事業により道路拡幅、広場などの基盤整備することは災害時における避難路や救出路を確保するという役割を果たし、さらに中心市街地の防火性、耐震性の向上が図られることは、安全、安心上、大きく評価すべき点と認識しております。

以上です。

○副議長（三瀉春樹） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 自治体病院の機能再編成の現在までの状況ということでございますが、広域連合における中核病院と機能分担、連携を図るサテライト病院の関係でございます。平成14年度に策定されたアクションプランでは、公立金木病院と鱒ヶ沢町立中央病院を活用することとしております。しかしながら、合併によりつが

る市が誕生してからサテライト病院の設置を希望する声があり、正副広域連合長会議では今年度中に再編成計画の見直しを図るため協議を進めておりますが、サテライト病院については北と西に1つずつ設置することとし、9月末を目途に決定するものと伺っております。

それに並行しまして、現在の公立病院改革プランの状況を申し上げます。総務省の公立病院改革ガイドラインが昨年末に出されたところであり、その中で多くの公立病院が直面している経営の悪化と医師不足等による医療機能の低下により、その地域で担うべき医療の提供に支障が生じ始めていることから、必要な医療機能を整備するとともに、経営の改革を進め、持続可能な公立病院を築き上げることを目的として、今年度中に全国の公立病院では公立病院改革プランを策定することとしております。このプランにつきましては、経営の効率化、再編ネットワーク化及び経営形態の見直しの3点を柱に策定することになっておりますが、再編ネットワーク化、経営形態の見直しにつきましては、現在つがる西北五広域連合による病院の機能再編成計画に基づき、内容の集約化を図っているところであります。

また、経営の効率化につきましては、本年4月、院内に経営改善委員会を設置し、さらにその実働部隊となるプロジェクトチームを立ち上げ、職員が一丸となって経費節減、抑制対策、収入増加確保対策等について具体的な取り組みを推し進めているところであります。

なお、当院における公立病院改革プランは、本年10月に検討委員会を設置し、来年初めには策定をしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 老人福祉、障害者福祉及び児童福祉施設等の事業負担に対してお答えいたします。

市内には、老人福祉、障害者福祉及び児童福祉施設の各種施設がございますが、その運営費としましては利用者負担金並びに国、県及び市の各負担により支給される負担金等がございます。各種施設への支給費は、利用者の人数、配置基準職員数、福祉サービスの内容等により報酬単価等が設定されているため、支給費は施設によって多寡がございます。

通常施設運営費のほかに各種施設に対していろいろ加算される運営費がございますので、その一部について説明させていただきます。まず、老人を対象とする施設の一部については、看護師と常時連絡体制がとれる場合、通常運営費に加算措置がなされており

ます。障害者福祉施設の場合は、障害者自立支援法が施行されてから一定割合以上収入が減額した施設に対しまして事業費の補てんを行っております。また、児童福祉施設である保育所に対しましては、経験年数の多い者を雇用している場合は、通常の運営費に加算額を支給しております。各種施設の報酬単価等はさまざまな事項をもとに積算されたものでありまして、また施設に対する各種加算措置がなされておりますので、その施設運営費は潤沢な額とは思いませんが、施設運営する相当額であると考えております。

各種施設は、事業運営について負担はあるとは思いますが、鋭意御努力され、市の福祉行政に対して支援いただき、大変感謝しております。市としましては、国の各種施策を活用しながら、今後も福祉行政に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○副議長（三瀨春樹） 14番。

○14番（山口孝夫議員） まず、福祉のほうから先にお伺いいたします。

平成19年度介護保険事業における保険給付費の状況についてお聞きいたします。介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、グループホームごとにお伺いいたします。また、高齢社会における今後保険給付に対する対策についての考え方をお聞きします。

次に、障害者福祉施設における入所、通所1人当たりの平均費用を示してください。

次に、児童福祉施設に対しては、国は保育園と幼稚園の一元化を進めようとしておりますが、市の取り組み状況はいかがかお聞かせください。先ほど井上議員の質問で、出産育児一時金の増額が検討されているとの報告がありましたが、幼稚園、保護者の助成に対しても、生まれた子供が幼稚園に入るわけですね。その幼稚園の保護者に対しての収入が近年非常に少なくなっていると、その影響で少子化が進んでいると思っておりますけれども、このため文部科学省では年々就園奨励費補助金の増額をしておりますが、平成17年度より年ごとに減額していますが、さらに当市だけが、中泊、つがる市、鶴田、板柳町が同額なのに、少なくしているわけです。なぜか。そしてまた、考え方を直す用意があるのか。といいますと、2人目からは給付金出していないわけですよ。そうすると、実質文部科学省から来るお金に対しても4割、5割というふうに減額されているわけです。ほかの4市町は同じ額でいっているんです。その点についても、少子化になる原因をつくっていくような気がしておりますので、お答え願いたいと思います。

次に、大町2丁目区画整理事業について。現在大町2丁目には、薬屋さん、三味線を聞かせる郷土料理店、そしてまた市場と3軒建てられ、よく落ちついた建物だと思います。今後建てられるであろう建築物に対し、外観、イメージ等、どのようになるか、私の前回第3回の定例会での質問に対し、市長は立佞武多の物語と津軽の生活文化を感じ

させるまちのテーマであると言っていますので、その意向はどのようにまちづくりに反映させるのかお聞きします。

1つには、にぎわいのあるまちづくりをどのように具体的に行っていくのかと。

2つ目には、この区画内に何人住んでいるのかと。そしてまた、そこに定住させる政策を考えているのか。

3つ目は、大正ロマンのまちづくりをまちづくり協議会にどのように反映させるのかお聞きいたします。

次に、太宰治のふるさとの思い出資料館の建設についてです。商工会議所の報告書によりますと、この第2集客施設プロジェクトはいつごろできるのか。また、この事業に対する建設費はどこから捻出されるのかをお聞きいたします。

この区画整理事業について、思うとおりに建物が建ち、活力ある街並みができればいいのですが、何せ国からの補助事業であります。土地区画整理事業ということでありませうけれども、国の監査等はどのようになっているのか心配するところでもあります。これは、結果としてそんなに80軒のうち、例えばその半分ちょっとぐらいしか建たないとか、そうなった場合に国の監査とかそんなことがあるのかと。絶対あってはだめなことなんですけれども、そんなことが非常に懸念されると言えば変ですけれども、やっぱりいいまちにしようという、私もそれには努力したいと思います。けれども、何かそういうふうな感じが市民から非常に多く聞かれてきます。そのところをお聞かせ願いたいと思います。

次に、自治体病院ですけれども、先ほど市長の答弁で非常にびっくりしました。広域連合で決まった漆川工業団地が、確かに決まったんでしようけれども、先ほどの話ですと何か別な要素もあると。2回目の質問もちょっと書いておりますので、一応しゃべってみたいと思います。自治体病院の建設費、運営費についてですが、第3回目の定例議会で財政シミュレーションを今後行っていきたいと考えていると言っておりましたが、どのようなシミュレーションになるのかお聞かせいただきたいと思います。

また、参考までに、平成19年度における西北五環境整備事務組合の構成市町の負担割合は、五所川原市は55.7、つがる市は23.3、鶴田町は10.0、中泊町11.0とあり、片や自治体病院との負担割合を比較した場合、五所川原市は78.58%、つがる市が9.48%、鶴田町が3.31%、中泊町が3.85%、鯨ヶ沢町が2.64%、深浦町2.14%となり、単純には比較できないと思いますけれども、環境整備事務組合と自治体病院の当市の負担割合の差は、78.58%から環境整備事務組合の55.7%を差し引いた場合、22.87%の差があり、金額に直すと建設事業費等の事業費200億円に対して考えれば、45億7,400万円もの差があり、また仮に160億円というふうに規模を縮小した場合どうなりますか。その場合でも36億

5,920万円もの差があります。余りにも五所川原の負担費が高いが、建設事業費は別としても、管理運営費は各市町に対しどのように折衝するのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、漆川工業団地が、先ほど漆川工業団地と市内の中心地がありますとのことですが、漆川工業団地が病院用地として広域連合で決まったとあるが、その場所について、これはやっていないと思いますけども、用途変更の申請を県に行ったのか。そしてまた、その土地も含め、誘致企業に売り出すための募集を行ったと耳にしたが、そんなことはないと思いますけども、何かそういう話も聞いておりますので、お答え願えればと思います。

これで2回目の質問を終わります。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 平成19年度介護保険事業における保険給付費の状況と今後の保険給付費に対する対策についてお答えいたします。

介護保険事業保険給付費の内訳でございますが、現在五所川原市内における要介護者を対象とする施設として、介護老人保健施設が2カ所で保険給付費が5億4,663万6,000円、介護老人福祉施設が5カ所で6億7,164万6,000円、介護療養型医療施設が4カ所で5億7,351万1,000円、グループホーム等の地域密着型施設が23カ所で9億1,317万2,000円となっております。このほかに要支援者も利用できる訪問介護や通所介護系の居宅サービス施設が51カ所で保険給付費が17億9,029万6,710円で、保険給付費総額が44億9,526万1,710円となっております。今後の対策につきましては、高齢者がふえ、高齢化率が高くなっている現在、地域包括支援センターが中心となりまして、元気な高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また介護を受けている人も今以上悪化させないために介護予防に取り組むことが保険給付費の削減につながるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、障害者福祉におきましての入所と通所訪問等の市の1人当たりの平均負担費についてでございますが、入所の1人当たり平均負担費は241万1,635円、通所訪問等の市の1人当たり平均負担費は100万9,137円となっております。

次に、幼稚園、保育園の一元化についてでございますが、幼稚園、保育園の一元化につきましては、平成18年10月、認定こども園として制度化されてございます。認定こども園の制度は、就学前の子供に幼児教育と保育を提供する機能、それから地域における子育て支援を行う機能をあわせ持ち、待機児童を解消するため設けられた制度であります。幼稚園は、ゼロ歳から2歳児を保育できることになりまして、また保育所は保育に欠け

る子供以外の子供を受け入れることが可能になります。しかし、児童の選考や保育料の設定が施設で決定できることになりまして、自治体の関与が及ばなくなります。また、本市において、保護者等の諸事情により待機児童が五所川原地区のみに約10名ほどおりますが、保育所では現在約60名ほどの受け入れ可能な状況でございます。認定こども園を配置することにより、少子化が進む中で児童の受け入れ人数をふやすことは施設間での児童確保を助長することにもなりかねないと思っております。平成18年10月に開始した制度でございますが、現在では県内でまだ1カ所より認定こども園はなく、以上のように諸問題等もございますので、状況把握に努めながら一元化について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 山口議員の御質問の大町2丁目区画整理事業に係る魅力あるまちづくりに向けた市の取り組みについてということの趣旨の質問かと思っております。お答えさせていただきます。

大町2丁目土地区画整理事業につきましては、議員御承知のとおり、改正前の中心市街地活性化法に基づきまして、平成12年に策定した五所川原市中心市街地活性化基本計画において、大町2丁目地区が活性化の最重点エリアに位置づけられ、土地区画整理事業による面的な手法による市街地の整備改善を図るとともに、地権者、商業者による商業機能の更新を図るものであります。また、本基本計画におけるまちづくりのテーマとして、五所川原商業の繁栄の象徴である立佞武多をキーワードに「立佞武多に会えるまち～文化の薫るハイカラなまち：五所川原～」と設定しており、具体的には土地区画整理事業を前提として、本テーマに沿った上物の計画整備について、地区内での民間プロジェクトにより行うこととなっております。

プロジェクトの検討につきましては、中心市街地活性化法の改正によりTMOが廃止されたことから、地権者の組織である大町2丁目まちづくり協議会内に設置された4つの通りグループに移管されており、その上で既存プロジェクトのうち、市場館、HOTな広場、第2集客施設プロジェクトが個別プロジェクトとして検討されてきたところであります。市場館におきましては、議員御案内のとおり、8月1日に立佞武多の館に隣接したマルコーセンター生鮮市場が新築オープンされ、今後はにぎわいのあるまちづくりに順次近づいていくものと思っております。市といたしましても、これらのプロジェクトにかかわる活動を支援してまいりたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

それから次に、御質問の太宰ゆかりの土蔵の記念館についてお答えします。昨年1

月に市民有志がNPO法人大町第2集客施設整備推進協議会を設立されております。さまざまな形で第2集客施設の実現を構築していきながら、最も実現性が高く、かつ来年の太宰生誕100年や再来年の新幹線青森開通に伴う観光客の増加など、その相乗効果が期待できる施設として、蔵を記念館に改築する計画を進めているところであります。このことに対しても、市として支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3点目の工業団地の用途の変更についての御質問でございます。議員御承知のとおり、工業団地は農業と均衡のある計画的な工業促進を図るため、昭和50年3月31日付をもって、農村地域工業導入促進法に基づきまして、青森県が計画を策定し、五所川原市土地開発公社が造成し、現在分譲しているところであります。当該地は、都市計画での用途指定は工業専用地域となっており、中核病院の進捗状況を見ながら担当課においてその用途の見直しを図ることとなっております。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 議員御質問の定住化の取り組みについて、それから区画整理事業の事業評価について、及び区域内に何人ぐらい住んでいるかという居住のことについてお答えいたします。

まず初めに、定住化についてでございますが、大町2丁目地区は土地区画整理事業により、新たな商店街などを形成することを目標として、当該地域の居住については平成16年10月現在の人口は167人です。このことから、中心市街地ににぎわいを取り戻すという考え方に立った場合、地権者がみずから居住することはもとより、地域外から多くの方々を呼び込むことも重要であると思っております。大町2丁目地区には、公営住宅などの公的居住施設の整備計画はありませんが、中心市街地再生の推進に係る居住施設の整備については、国の支援のもと、市においても民間の住宅供給事業が計画する事業に対しまして積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

次に、区画整理事業の事後評価についてでございますが、大町2丁目地区区画整理事業の工事等を平成18年度から平成22年度の5年間で完成する目的で、都市再生土地区画整理事業からまちづくり交付金事業に移行しております。このまちづくり交付金事業は、事業期間を5カ年として事後評価を求められる制度となっており、国にその結果を報告することとなっております。このことから、市民にも公表することになりますので、高い評価が望まれるものであります。

以上です。

○副議長（三瀧春樹） 財政部長。

○**財政部長（佐藤茂宗）** 中核病院の負担割合についてお答えします。

中核病院の負担割合は、設置割60%、均等割5%、人口割10%、利用割25%で積算することとし、平成19年1月の正副連合長会議で決定しています。この時点で中核病院の利用割は、前年度の西北中央病院の利用実績をもとに推計したのが当市負担率78.58%です。中核病院開院時には近隣市町の自治体病院が診療所となることから、中核病院の利用は他市町の利用が高まり、当市負担率は推計値より引き下がることが予想されます。また、サテライト医療機関の負担率についても、中核病院の負担割合の積算方法をベースに検討されていることから、中核病院及びサテライト医療機関合わせての負担率は70%を下回るものと予想しております。中核病院の開院は、平成25年度を予定しており、負担はそれ以降となり、現行の西北中央病院企業会計及び金木病院一部事務組合の繰り出し額にかわって生じます。西北五圏域の自治体病院機能再編成による負担等、新たな財政需要に対応するため、今後も財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

○**副議長（三淵春樹）** 経済部長。

○**経済部長（三上 隆）** まちづくり協定についてお答えさせていただきます。

まちづくり協定とは、まちづくりの目的達成のため、街路景観、建築概要、景観整備、イベント等について、その方向性を示すものでありまして、地権者等、地域にかかわる主体間で取り決める任意のルールであります。まちづくり協定の策定に当たりましては、中心市街地活性化法の改正により、TMO五所川原が廃止されましたが、街路景観形成を図る上で本協定を策定するに当たりまして、街路協定単位として検討する必要性が生じたため、地権者組織である大町2丁目まちづくり協議会において、まちづくり協定を締結することとし、当協議会内に設置された4つの通りのグループにおいてまちづくり協定の細目を策定するとされたところでございます。

次に、企業誘致を促進するに当たりまして、当市ではことしの8月15日に、お盆で帰省されている市内出身者に広くそのPRをするため、県内企業誘致の御案内のチラシを作成しまして、毎戸配布させていただいたところでございます。このことから、より一層積極的に企業訪問を展開しながら、機会あるごとに工業団地のPR活動を行っていく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○**副議長（三淵春樹）** 建設部長。

○**建設部長（白戸幸一）** 市として、大町まちづくり協議会にその後の協議はしたのかということについてお答えいたします。

市としては、昨年末に大町2丁目まちづくり協議会からの街路整備などの提案を受け、

道路、歩道部分の仕上げ材や街路灯の形状など、整備後の維持管理費などを含め検討を重ねてまいりました。7月には検討会議を4回開催し、具体的な仕上げ材や街路灯を提案し、地権者の要望、課題を整理して、9月中旬には再度検討会議を開催することとなっており、この結果を踏まえ調整を図りながら、10月にはまちづくり協議会と整備方針を決定して、今年度の道路整備工事に反映させる予定で作業を進めてございます。

○副議長（三瀨春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 幼稚園就園奨励費について御質問でございますけれども、現在幼稚園の事業者負担に対する教育委員会の取り組み等についてお答えいたします。

幼稚園は、市内に私立幼稚園が5カ所ございます。幼稚園の運営費としては利用者負担金並びに県の補助金等により運営費に充てていると考えています。県の補助金は、園児数、教職員数、学級数、運営内容等により幼稚園によって多寡がございます。教育委員会としては、幼稚園に対して直接的に運営費の補助金は交付しておりませんが、幼稚園の設置者が入園料及び保育料等の減免をする場合、幼稚園奨励費補助金として交付してございます。幼稚園奨励費補助金の平成19年度の実績は、園児242人に対して総額1,340万円の交付を行っております。これは、保護者の負担軽減のための制度でございます。補助金の他市との格差を御指摘のようでございますけれども、国、県の各種施策を活用しながら、おのおのの自治体が独自に補助していることから、当市は当市の財政事情を考慮して実施してございますので、今後も引き続き幼稚園教育に取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 14番。

○14番（山口孝夫議員） 間近に答えた今の幼稚園の就園奨励費補助金交付状態ということで、私の手元にある資料は文部科学省限度額っております。一つの例として、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯とあります。文部科学省では、限度額を14万1,900円とあります。中泊、つがる市、鶴田町、板柳は、この限度額14万1,900円とあります。当市は12万5,000円とあります。次に、市町村民税所得割非課税世帯、これは文部科学省では10万7,600円とあります。中泊、つがる市、鶴田町、板柳は10万7,600円、同じであります。ところが、当市は8万9,000円とあります。そうすると、文部科学省からその分のお金もらったやつをそのまま横流ししているわけではないと思いますけれども、どうして五所川原市が他の4市町とこれだけ違うのかと、見てがっかりするわけです。そしてまた、他市町では第2、第3子生まれた場合でもそういうふうな処置をしていますけれども、当市ではそれを廃止されていると。そうすると、この先五所川原、何も子供産

まなくてもいいよという政策に聞こえますね。幾ら子供産んでもそういうふうになっていくと、なかなかやっぱり少子化に進むしかない、そうすると五所川原市には余り希望が持てないような気がいたしております。そんなことで、ぜひともこの見直しをしてもらいたいなど。これは、単に教育委員会のほうで答えるだけでなく、一番財政のことをつかさどっている財政部長、そしてまた副市長、市長、そこらの権限でそうなっているとしますので、そちらからの明快な答えをお願いいたします。

次に、大町の区画整理事業ですけれども、第2集客施設に対しては市のほうで援助があるというお話を聞きまして、どのくらいの援助になるかわかりませんが、いささかほっとしている次第であります。この事業は、やっぱり多くの人を、単に館でなくてももう一つの太宰ゆかりの場所に案内して、その途中にあるまちを見ながら行くということで、若い理事長が一生懸命、そのグループとNPOの人たちと考えてきた施策ですので、非常に大事にしなきゃならないことかなと思っております。目先の自分の利益だけでなく。私は一回こんなことを聞きました。直接自分に関係なく、しかも重要な出来事に思考を集中する時間の長さが利己でなくて利他に結びつくことを考えている若い人たちがやっている、ぜひともそのことを成功させてもらいたいなどと思っております。

次に、この区画整理事業に対し、若い経営者が、しかも五所川原の歴史、文化にも精通している人が何人かおまして、大変心強く思っています。しかも、この土地には市長の土地があり、市民は大いに注目し……市長をこんな言葉で表現すればいいのかなと思っています。「口で道を説く人すばらしい。背中で道を説く人なおすばらしい」と、その言葉どおり市長に期待する人が多いと聞いております。そこで、現時点でのこの区画整理事業に対する市長御自身の現在までの評価と今後の展望をお聞かせ願いたいと思います。

次に、自治体病院ですけれども、この自治体病院にはこの地域に住んでいる住民の生命を守るためになくてはならない重要な病院だと考えております。そして、大町の区画整理事業に対し、新たなまちづくりのために70億円もの事業費を投じるわけでありまして。高齢者の通院等の利便性の確保、そしてまた五所川原中心商店街と病院との連携を図れることから、自治体病院の建設場所は市の中心部に近い場所にあるべきだとの多くの市民の声があります。例えば現の西北中央病院、そしてまたこの議場があります市役所、その場所も候補地としての考えはあるものなのかなと。先ほどの市長の答弁からいいますと、漆川工業団地もあるけれども、町なかの話もあると。そうすると、広域連合で何か決まったのかな、決まらないのかなというようなことで、今回もやっぱりまた質問させていただいたわけでありまして。理事者より明快な答弁をお願いして質問を終わらせてい

たきます。

○副議長（三瀨春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 山口議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、大町土地区画整理事業の評価といたしますか、土地区画整理につきましては市長になる大分前、山口さんと同じ商工会議所に所属した時点から、大町並びに大町から駅前にかけての再開発ということを夢見ていた一人でございます、やっとうこういう時期に実現したかと。やはり五所川原の新しい顔として再生してもらいたいという気持ちを強く持っている一人でございます。ただ、今の第2集客施設の中に私の土地があるというお話でございますが、もともとはこの地区にはございません。今の区画整理事業によってこの近くにはなったようでございますが、直接には関係していないと思っております。ただ、今の若い人たちがNPOをつくって一生懸命やっているというお話は聞いておりますし、金木の元気倶楽部ですか、とも提携しながら、太宰治検定も実施するようでございまして、それも成功してもらえればと思っております。

次に、中核病院の御質問でございますが、現在ですと6正副首長会議の中では、今の漆川工業団地にしようということで決定しております。ただ、五所川原商工会議所、五所川原商店街連合会、五所川原町内会連合会の皆様方がおいでになりまして、今の町2丁目の土地区画整理事業、そしてまた中心市街地のにぎわいのために、ぜひ漆川でなくてこの近くに中核病院を建設していただきたいという要望書も受け取っておりますので、やはりこの気持ちは大事にしたいということで、ただ現実的に可能かどうかということはこれからの検討課題になると思っておりますので、そちらのほうもあわせてこれまで決定したことをまた変更できるのかということもございまして、現実に新しい建設場所に新しい病院を物理的に建設できるのかどうかという課題もございまして、それを今鋭意検討している最中でございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 幼稚園就園奨励費の補助金の件でございますけども、この補助金についてはすべて国の補助基準に合わせた補助金であれば、全国統一の補助となると思います。国の補助基準が補助金の3分の1以内ということにされてございます。このため、各自治体が異なった補助制度を設けていくというのは当然考えられることでございます。五所川原市は五所川原市としての財政事情を考慮した金額で補助してございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時53分 散会

平成20年五所川原市議会第5回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成20年9月10日(水)午前10時開議

- 第1 議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
から議案第117号 市道路線の認定についてまで
-

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
から議案第117号 市道路線の認定についてまで
-

出席議員(28名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	11番 平山 秀直 議員
12番 木村 博 議員	13番 田中 賢一 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 古川 幸治 議員
18番 秋元 洋子 議員	19番 稲葉 好彦 議員
20番 磯邊 勇司 議員	21番 阿部 春市 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 福士 寛美 議員
24番 木村 清一 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三浦 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員

欠席議員(2名)

10番 高杉 利彦 議員	30番 葛西 収三 議員
--------------	--------------

説明のため出席した者(30名)

市長 平山 誠 敏

副市長	三上裕行
総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上隆一
建設部長	白戸幸博
金木総合支所長	中野博勝
市浦総合支所長	奈良義一
西北中央病院 事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春藤光正
監査委員	大野欽也
監査委員 事務局長	笹森英志
農業委員会 委員長	太田昭市
農業委員 事務局長	小田桐宏之
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明
市民課長	長尾晶子
保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤藤雄三

土 木 課 長 菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。
-

◎日程第1 議案第78号から議案第117号まで

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第117号 市道路線の認定についてまでの40件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算についてまでの24件については、全員をもって構成する予算・決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の24件については全議員をもって構成する予算・決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算・決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

次に、議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第117号 市道路線の認定についてまでの16件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

◎休会の件

- 議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明11日から18日までの都合8日間は休会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の8日間は休会とすることに決しました。

なお、13日から15日までの3日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は来る19日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時27分 散会

平成20年五所川原市議会第5回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成20年9月19日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第103号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第104号 五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第108号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第112号 字の区域の変更について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 6 議案第109号 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第110号 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 8 議案第105号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第106号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第107号 五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 請願第 2号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める請願書
- 第12 請願第 3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第111号 財産の取得について
- 第14 議案第113号 市道路線の廃止について
- 第15 議案第114号 市道路線の認定について

- 第16 議案第115号 市道路線の認定について
- 第17 議案第116号 市道路線の認定について
- 第18 議案第117号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第79号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第80号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第81号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第82号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 議案第83号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第84号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 議案第85号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 議案第86号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 議案第87号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 議案第88号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 議案第89号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 議案第90号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 議案第91号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第33 議案第 92号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 議案第 93号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 議案第 94号 平成19年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第36 議案第 95号 平成19年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第37 議案第 96号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第38 議案第 97号 平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第39 議案第 98号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第40 議案第 99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第41 議案第100号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第42 議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
(予算・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第43 発議第 5号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第44 発議第 6号 五所川原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第103号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第104号 五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第108号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第112号 字の区域の変更について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第 6 議案第 109 号 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 110 号 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 8 議案第 105 号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 106 号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 107 号 五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 請願第 2 号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める請願書
- 第 12 請願第 3 号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 13 議案第 111 号 財産の取得について
- 第 14 議案第 113 号 市道路線の廃止について
- 第 15 議案第 114 号 市道路線の認定について
- 第 16 議案第 115 号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第 116 号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第 117 号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 19 議案第 78 号 平成 19 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 議案第 79 号 平成 19 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 議案第 80 号 平成 19 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 議案第 81 号 平成 19 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 議案第 82 号 平成 19 年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第24 議案第 83号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第 84号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 議案第 85号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 議案第 86号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 議案第 87号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 議案第 88号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 議案第 89号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 議案第 90号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 議案第 91号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 議案第 92号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 議案第 93号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 議案第 94号 平成19年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第36 議案第 95号 平成19年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第37 議案第 96号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第38 議案第 97号 平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第39 議案第 98号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第40 議案第 99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第41 議案第100号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 第42 議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
(予算・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第43 発議第 5号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第44 発議第 6号 五所川原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福土 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 湊 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者(30名)

市 長	平山 誠敏
副 市 長	三上 裕行
総務部長	宮崎 堅治
財政部長	佐藤 茂宗
民生部長	佐藤 文治

福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会 計 管 理 者	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事 務 局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 監 事 局 長	笹 森 英 志
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小田桐 宏 之
総 務 課 長	関 秀 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	佐 藤 明
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 橋 満 直

次		長	岩	川	静	子
議	事	係	竹	内	拓	人
庶	務	係	飛	鳥	順	一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第102号から

日程第5 議案第112号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第112号字の区域の変更についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案5件について、去る10日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第102号 五所川原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、認可地縁団体印鑑の登録資格等に関する規定を改めるため提案するものであるとの説明に対し、認可地縁団体の認可要件について、集会所の管理について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議員の報酬について、他の委員報酬等と明確に区別するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定については、行政改革推進本部の意見を踏まえ、市浦歴史民俗資料館の入館料を改め

るため提案するものであるとの説明に対し、昨年度の入館者数について、これまで小中
高校生の入館料を無料としてきた意義について、今後の施設運営の見通しについて質疑
があり、平成19年度の入館者数は2,952名であり、これまでは教育的観点から小中高校
生の入館料は無料としてきたが、行財政改革の一環として有料化するものである。新年
度からは、五所川原、金木の歴史民俗資料館は休館とし、両館の展示物の一部を市浦の
資料館に移動するなど、展示内容の充実を図る予定であるとの答弁があり、採決の結果、
賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定
については、市長の附属機関として五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会を
新たに設置するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原
案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 字の区域の変更については、脇元川流域の砂防工事に伴い、地
方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明があり、
字区域の変更が必要である理由について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案
のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における議案審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、
当委員会の決定どおり議決いただきますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第102号から議案第104号まで及び議案第108号並び
に議案第112号の5件についてはいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第6 議案第109号及び

日程第7 議案第110号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第6、議案第109号 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第110号 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（伊藤永慈） 一登壇一

本定例会で経済常任委員会に付託されました議案2件について、去る10日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第109号 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第110号 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーンの宿泊施設について、現在の状況が困難であるため、やむを得ず引き上げざるを得ないためであるとの説明に対し、両地区宿泊施設の利用者及び運営状況についての質疑があり、平成18年度及び19年度の利用者数、また各地区施設の歳入歳出の実績や近隣同形態宿泊施設の利用料金も踏まえての引き上げであるとの答弁を了とし、議案第109号及び議案第110号の両議案について、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第109号及び議案第110号の2件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第 8 議案第105号から

日程第12 請願第 3号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第8、議案第105号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、平成20年請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案3件及び平成20年第3回定例会において当委員会に付託となり、閉会中継続審査となった請願2件について、去る10日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

まず、議案第105号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、五所川原市地域福祉センター多目的ホールの使用料を改めるために提案するものであるとの説明があり、これに対し、使用料改定の理由及び利用状況についての質疑があり、使用料改定の理由については行財政改革の推進により、他の公共施設の料金との比較を行い、施設等の使用料、手数料が見直されている状況の中、当該施設についてもコストに応じた使用料を設定したこと、利用状況については利用者のほとんどが社会福祉関係団体の減免対象団体となっており、有料で使用した実績が過去数年で1団体しかないことから、利用者の負担増とはならないとの説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、4歳児から小学校就学前までの外来分について、給付対象を拡大するために提案するものであるとの説明があり、これに対し、予算措置の状況についての質疑があり、今議会において補正予算で措置しているとの説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は五所川原市生活支援ハウス居住部門の使用料を改める

ために提案するものであるとの説明があり、これに対し、生活支援ハウスの設置状況及び使用料改定理由についての質疑があり、設置状況については金木地区、市浦地区にそれぞれ10部屋ずつあり、主に冬期間ひとり暮らしの高齢者が入居していること、改定理由については、これまで夫婦で1人部屋を1部屋ずつ使用する場合の使用料合計額と2人部屋を使用する場合の使用料が同額であったため、使用対象者区分を改め、夫婦で入所する場合の使用料をすべての所得階層で減額したこと、またこれまで無料で入所している方に使用料負担を求めることについては、他の入居者に気が引けていた入所者が使用料を負担していくことで引け目を感じなくて済むという入居者からの意見及び受益と負担との関係を考慮し、比較的負担の少ない料金を設定したとの説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成20年第3回定例会において閉会中継続審査として決した請願第2号 医師・看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める請願書についてであります。本件は国に対し、医師、看護師にかかわる法律の制定及び改正と、これに必要な財政措置を講じるための意見書の提出を求める請願であります。医師の増員については、国の政策により医師確保対策が図られることになり、看護師の増員についても大学開校により養成人数の増加が図られる現状にあり、国の指針により既に請願内容を満たしていることから、意見書を提出する必要がないとの結論に達し、全員異議なく不採択すべきものと決しました。

次に、閉会中継続審査となっております請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書についてであります。本件は乳幼児医療費における保護者の給付申請手続きについて簡素化を求める請願であります。給付申請手続きの簡素化及び乳幼児医療費給付対象の拡大にかかわる新たな財政負担が生じること、仮に青森市で実施している方法での簡素化を行うにしても、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力が不可欠であり、その意向を踏まえた検討が必要との結論に達し、全員異議なく引き続き閉会中継続審査とすべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） 民生常任委員長報告の中の議案第105号、地域福祉センター設置条例の一部改正及び議案第107号、生活支援ハウス設置条例の一部改正の2つの議案

審議に対して質問をさせていただきます。

まず、議案第105号ですが、幾世森にあります地域福祉センターは、社協が行うデイサービスと市のふれあいハウス事業を初めとした各種福祉サービスを市民に提供する拠点施設です。そのため、福祉センターの使用料は無料とすることがセンター設置条例の第6条で定められています。しかし、同条ただし書きで多目的ホールの使用に関しては、午前1,800円、午後2,300円、1日4,000円の使用料を取る内容となっています。今回の一部改正提案は、その使用料をそれぞれ39%、28%、30%値上げしようというものです。ただいまの常任委員長報告にありましたとおり、行革で進める使用料、手数料等の見直しということで、理事者側から提案された中身について常任委員会で審議がされたわけですが、委員長報告にありましたように、同設置条例第7条で定められていますように、施設の性質上、ほとんどが福祉関係団体でありますことから、使用料が発生する用途で利用されることはほとんどないということが委員長報告にもございましたが、であれば、なぜ結論として影響がないという結論に至ったのか。この際、多目的ホールも施設の設置趣旨から見て無料というふうに変えるべきではなかったのか、そのような議論が委員会ではあったのか、なかったのかだけ、委員長、お答えください。

続いて、議案第107号の金木及び市浦の生活支援ハウスの居住部門の使用料の改定です。平成19年度主要な施策の成果に関する説明書によりますと、ことしの3月31日現在で定員12名の金木生活支援ハウスには10名、同じく定員10名の市浦生活支援ハウスには6名の利用があるとされています。今回の改定では、第1におおむね65歳以上のひとり暮らしの者のうち、収入が120万円以下の階層の使用料について、月額無料であったものを2つの階層に分けて、60万円以下については月額1,000円、120万円までの者については月額2,000円を新たに使用料として徴収するというものです。

そこで、委員長報告にありましたように、収入120万円以下のひとり暮らし利用者の使用料免除から、新たに使用料を取ることの中身について、御本人から気が引けるといふ、そういう意見もあったということをしたという報告でありましたが、私は気が引けるような状態にあることが逆に問題であり、そのことを改善すべき内容であるにもかかわらず、気が引けさすような状態で、それを肯定するような理事者側の姿勢には疑問を感じるものです。そのような審議過程における議論があったのか、なかったのかのみ、委員長から報告を求めます。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） お答えいたします。

まず、議案第105号でございますが、委員会においては、御質問の減免に関する質疑はございませんでしたので、審議もありませんでした。

それから次に、議案第107号でございますが、議案第107号の審議内容は、先ほど報告の中で詳細にわたり報告したとおりでございます。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） 一部反対討論の許可をお願いします。

○議長（齊藤一郎） 反対討論ですか。

○2番（井上 浩議員） はい。

○議長（齊藤一郎） 議案第105号及び議案第107号に対する反対討論の発言を許可します。

2番。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、市民の会、社会民主党の井上浩です。民生常任委員長報告の中で、議案第105号、地域福祉センター設置条例の一部改正及び議案第107号、生活支援ハウス設置条例の一部改正の2つの議案は、行財政改革の一環の使用料の引き上げとして企画、提案されたものであり、次の理由によって反対いたします。

第1に、使用料は市民の懐に直接影響する一種の公共料金ですから、引き上げは慎重を期すべきものです。とりわけこれまで無料であった使用料を有料とすることには特段慎重になるべきと考えます。合併後に統一的な基準を適用して、公平性、平等性を実現することも大切ですが、成り立ちのいきさつと周辺住民とのかかわり方の歴史について、一層考慮すべきと考えます。

第2に、市民の福祉増進に関係する場合は、財政が苦しいから住民に負担増をお願いするのはやむを得ないという考えに一層慎重となるべきと考えるものだからです。財政再建は、市民に対するサービス向上、市民をこれまで以上に幸福にするためのものであり、福祉増進の課題については、財政を再建した暁にはとはならないものであります。再建途上でも、必要なものには手を打つ姿勢を維持していただきたいということです。

以上、市内全体に同一基準を当てはめて、一律に歳出を削減する手法の限界につきまして、昨今福祉や医療、教育のそれぞれの現場で痛切に感じますことから、市民の日常生活の必要度を基本尺度としまして、何に力を入れ、何を伸ばそうとするのか、市役所の庁内ではばかりでなく、全市民を交えて広く議論すべきとの立場から、両議案の使用料

値上げにかかわる部分について反対いたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許可します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は、議案第105号から議案第107号までの3件は原案可決であります。閉会中継続審査となっております平成20年請願第2号は不採択、平成20年請願第3号は引き続き閉会中継続審査であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第105号及び議案第107号に反対討論がありましたので、まず議案第105号 五所川原市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第105号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第107号 五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第107号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました2件を除く3件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された2件を除く3件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第13 議案第111号から

日程第18 議案第117号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第13、議案第111号 財産の取得についてから日程第18、議案第117号 市道路線の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案6件について、去る10日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第111号 財産の取得について、本件は平成元年に購入した除雪グレーダが老朽化により除雪能力の低下や修繕料がかさんでいることから更新するものであるとの説明に対し、購入した金額に対する補助率について及び入札の概要について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 市道路線の廃止について及び議案第114号 市道路線の認定について、本件は石岡地区の既存2路線を廃止し、開発行為により築造された道路を含めて新たに1路線として認定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第115号 市道路線の認定について、本件は姥范地区で開発行為により築造された道路が市に寄附受納されたため、市道路線として認定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第116号 市道路線の認定について、本件は寺町の旧市営住宅跡地を公売に付するため生活道路を整備し、市道として認定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第117号 市道路線の認定について、本件は隣接地の住宅新築に係る確認申請手続等の事情を考慮し、松島団地市営住宅敷地内の通路を市道認定するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

よろしくお願いたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第111号及び議案第113号は原案可決、議案第114号から議案第117号までの4件についてはいずれも認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第19 議案第78号から

日程第42 議案第101号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第19、議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第42、議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算までの24件を一括議題といたします。

本件に関し、予算・決算特別委員長の報告を求めます。

予算・決算特別委員長。

○予算・決算特別委員長（古川幸治） 一登壇一

去る9月10日の本会議において設置されました予算・決算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私古川幸治が、副委員長に片山英幸委員が選任され、翌11日及び12日の2日間にわたり、付託されました議案24件の審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

当委員会は、議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、その他の詳細については省略させていただき、議案番号順に審査過程で寄せられた質疑の主なるものを箇条的に申し上げますので、御了承願います。

まず、議案第78号 平成19年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。最初に決算全般にわたっては主要な施策の掲載基準について、経常収支比率が上昇した理由について、当初予算では3億9,600万円の空財源を計上し、決算では3億3,792万9,000円の黒字が生じた理由について、平成19年度決算の評価と特徴について、行財政改革の効果について等の質疑があり、歳入においては市税及び各種負担金並びに使用料の不納欠損額及び収入未済額の内容並びに解消策について、市税等未納者の所得階層について、旧蒔田小学校用地及び建物貸付料の収入未済額の内容について、一般会

計と企業会計の繰りかえ運用の検討について、五所川原街づくり株式会社の売却額について、五所川原市史の単価と在庫について、日本宝くじ助成金の使途について、歳出においては津軽鉄道及び弘南バスに対する補助金の内容について及びバス料金値上げに対する意見について、福祉灯油助成事業における申請率及び交付方法について、西北五環境整備事務組合負担金の減少理由及び今後のリサイクル推進について、競争入札における平均落札率に対する認識について及び最低制限価格の設定方針と公表について、五所川原市立第一中学校建設事業の進捗状況について等の質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第79号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、予算と決算における赤字額の相違理由及び収入未済額の動向について、納税貯蓄組合事務費補助金に多額の不用額が生じた理由について等の質疑があり、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第81号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、さしたる質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、保険料収入未済額及び不納欠損額の前年比較について、来年度からの保険料改定の方向性について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第84号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第94号 平成19年度五所川原市病院事業会計決算の認定についてまでの11件については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第95号 平成19年度五所川原市水道事業会計決算の認定については、剰余金の利用方法について、機構改革における下水道特別会計と水道企業会計の統合について等の質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第96号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第97号 平成19年度ふるさと交流圏民センター事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、起債の借りかえ状況について、自主公演の企画内容及び費用対

効果について、来年度からの指定管理内容についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第98号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算については、夏秋いちご日本一飛躍産地育成事業費補助金の事業内容と用途について、魅力ある商店街づくり事業助成金の事業内容について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算については、さしたる質疑もなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算については、義務的経費計上における広域連合の関与等について質疑があり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、報告といたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

○1番（花田 進議員） 討論いたします。

○議長（齊藤一郎） 議案第79号及び議案第99号に対する反対討論の発言を許可します。

1番。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

予算・決算特別委員会委員長の報告に対して、議案第79号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算に反対の立場から発言します。

平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算では、歳入不足補てん財源、いわゆる空財源を2億5,000万円計上しました。結局、決算では3月の1億4,000万円の赤字予想からさらに拡大し、約2億円の歳入不足となりました。市は、この国民健康保険事業の赤字を改善するため、当初28%の値上げ案を提案しましたが、市民の反対の声

から17%の引き上げで4月から実施しております。この審議の際にも提案しましたが、国民健康保険事業の財政健全化を図るためには、赤字部分は一般会計から繰り入れを行い、財政の健全化を図るべきと考えます。19年度には、一般会計から6億7,000万円、20年度当初予算では6億6,000万円の一般会計繰入金がありますが、これは法定部分であり、独自の財政措置は実施されておられません。国保会計に一般会計から繰り入れすることに反対の方もいるようですが、国保には市民の半数以上、53%の世帯が加入している状況を見ると、何ら異常な支援ではありません。市の財政が厳しい中であるからこそ、一度に国保会計に一般会計から支援できないわけですから、赤字が発生したときから年度計画をつくり、計画的に繰り入れを行っていくべきと考えます。

国保税の今後の負担計画では、21年度以降、毎年約3.7%の引き上げを行い、23年度に黒字にする計画ですが、その基礎は19年度の赤字が1億4,000万円という前提であります。赤字は2億円となり、負担増はさらに24年、25年と続くでしょう。ことしの負担増でも、多くの市民が払えないという声を上げている状況です。これではさらなる未納者を発生させ、その結果、収納率が悪化し、ありがたいことに厚生労働省のペナルティーもいただくことになり、一層国保会計を悪化させかねません。また、国のこのようなペナルティーは即刻やめるべきと考えます。国保税の9月10日現在の未納金額は9億円余りのようですが、その世帯数は2,924世帯で、国保加入世帯の約22%であります。そのうち所得なしの層が1,500世帯余りで、滞納者の5割以上を占めております。国保税は、所得がなくても均等割、平等割の負担があり、保険料が高くなるとますます払えない人がふえるのではないのでしょうか。そうなれば、厚労省のペナルティーも多くなり、ダブルパンチで国保会計は立ち行かなくなります。このようなことを考えたとき、一般会計から国保会計に年次計画をつくり支援するべきであります。そのような計画のない国保会計の決算及び補正予算に反対するものであります。

議員の皆様も多くの市民から、国保税の負担に対する意見を耳にしていることと思います。このままでは国保会計は大変な危機に陥る可能性があります。財政健全化法のもとでは、国保会計も含めた連結赤字が問題となります。一般会計だけを考える時代ではなくなりました。多くの良識ある議員の皆さんの御理解、御支援を期待し、討論を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は、議案第78号から議案第97号までの20件は認定、議案第98号から議案第101号までの4件はいずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第79号及び議案第99号に反対討論がありましたので、まず議案第79号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(齊藤一郎) 起立多数であります。

よって、議案第79号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第99号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(齊藤一郎) 起立多数であります。

よって、議案第99号は委員長の報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました2件を除く22件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された2件を除く22件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第43 発議第5号及び

日程第44 発議第6号

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第43、発議第5号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び日程第44、発議第6号 五所川原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

以上の2件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

○議長（齊藤一郎） 発議第5号及び発議第6号を一括採決いたします。

以上の2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め古川予算・決算特別委員長及び各常任委員長並びに議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

さて、一般質問に対する答弁でも申し上げましたとおり、本定例会で認定いただきました平成19年度一般会計歳入歳出決算は、約3億3,700万円の黒字となりましたが、その最も大きな要因といたしましては、歳入では普通交付税が当初予算に比べ増額したこと、歳出では少雪により除排雪経費を圧縮できたことが挙げられます。しかしながら、地域福祉基金3億4,500万円を取り崩し、市の基金のほとんどが底をついている状況であること、また有価証券3億円の売却も行ったことを勘案すると、平成19年度は黒字になったとはいえ、依然として非常に厳しい財政状況にあることには変わりはありません。

小職といたしましては、新聞紙上等で報じられている来年度以降の普通交付税の減額や今後新たに生じる財政需要にも柔軟に対応できるよう、そしてふるさと五所川原を次世代に誇りを持って引き継ぐことができますよう、引き続き財政の健全化に向けて強い決意で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位には特段の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、秋の気配が次第に色濃くなり、朝夕はめっきり涼しくなってきました。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成20年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午前11時09分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年9月19日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 山 田 善 治

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

五所川原市議会議員 吉 岡 良 浩